

第5次 津山市社会福祉協議会

地域福祉活動計画

平成 28 年度～平成 32 年度

第5次 津山市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

発行日：平成 28 年 3 月

発行・編集：社会福祉法人 津山市社会福祉協議会

〒708-0004 岡山県津山市山北 520 番地

TEL：0868-23-5130 FAX：0868-24-2979

E-mail：tfukushi@bronze.ocn.ne.jp



社会福祉法人 津山市社会福祉協議会



「支え合い・助け合う」

新たな福祉のまちづくりに向けて

近年、少子高齢化・核家族化の急速な進展、個人情報への配慮などによる近隣との結びつきや地域社会とのつながりの希薄化など、人々の暮らしの基盤である地域社会の環境が大きく変化しつつあります。こうした社会情勢の変化によって、福祉ニーズはますます複雑、多様化の一途をたどっており、これまでの公的なサービスだけでは対応できない事例が、多々見受けられるようになってきております。

このような中、高齢者施策に関しては、改正介護保険法による新しい介護予防・日常生活支援総合事業といった、サービスの地域移行への動きが進んでおり、「住民主体」の生活支援サービスを地域で広げるとともに、その基盤となる支え合いのある地域づくりを進めることが必要だとされています。このことは、社会福祉協議会が従来から地域福祉の推進に向け取り組んできたことと重なるものであります。

この度、第4次地域福祉活動計画の期間終了にあたり、第5次地域福祉活動計画を策定いたしました。この「住民主体の地域福祉推進」を柱に、今回の計画では、特に地域特性を活かした福祉のまちづくりを進めるとともに、すべての人がそれぞれの違いや価値観を認め合い、共に生きる心を育みながら、広く人権が尊重された地域づくりを推進していくことを通じて、地域の中に豊かなつながりを育てていくことを目指しています。

具体的には、住民主体の原則を基本とした地域を拠点とする新たなサービスの開発や、支援を必要とする人も一緒に参画できる地域の居場所づくり・出番づくりなど、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進する行動計画としています。

これまで社会福祉協議会では、市民の皆様のご協力をいただきながら、計画に盛り込まれた多くの事業を着実に進めてまいりました。今後も、計画の推進にあたり、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等の連携や協力が不可欠であります。本会といたしましても、互いに支え合い助け合うことで、誰もがより安全で安心して暮らせるまちづくりに全力を注いでまいりますので、尚一層のご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、住民福祉座談会やヒアリング調査等にご協力をいただきました市民の皆様、また関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

社会福祉法人 津山市社会福祉協議会

会長 小 山 了



第5次地域福祉活動計画の策定にあたって — 誰もがいきいきと暮らせるまち実現への羅針盤として —

私たちは、誰もがその人生において、軽重は別として何らかの生活問題を抱えます。しかし、それでもなお夢や希望を失うことなく、住み慣れた地域で、安心して、いきいきと暮らし続けていくことができる津山市であったらと願います。この願いの実現には地域福祉の充実が必要であり、その推進のための羅針盤としての役割を持つのが、今回策定された「第5次地域福祉活動計画」といえます。この計画は、4次までの計画結果を踏まえながら、挑戦的内容を持った活動計画であり、大きく歩みを踏み出す計画といえます。今後は、この計画を基にして誰もがいきいきと暮らせるまちの実現に取り組んでいくこととなります。

この計画は、住民福祉座談会やヒアリング調査等に寄せられた多くの津山市民のみなさんの貴重なご意見をもとに、住民代表である計画策定委員のみなさんによる議論の積み重ねにより策定されたものであり、平成28年度から平成32年度までの5年間の地域福祉実践の道筋を示したものです。また、この計画は、先に策定された津山市地域福祉計画と一体的なものであり、この2つの計画が、津山市の地域福祉を推進していく車の両輪としての役割を果たしていくこととなります。しかし、この計画が、5年後にめざすゴールにたどり着けるかどうかは、簡単な道のりではありません。全国のすぐれた地域福祉活動実践をみると、そこには一つの共通点があります。それは、地域福祉にかける熱い想いや使命感を持った社会福祉協議会職員の実践です。この第5次地域福祉活動計画は、これまで以上に社会福祉協議会組織のあり方とともに職員一人一人のあり方も問うものであり、変革を必要とするものです。地域福祉についての確固とした意識と知識、理論を持った社会福祉協議会職員と地域づくり、暮らしづくりに熱い想いをもち地域住民のみなさんが、協働して地域福祉に取り組んでいくことで、めざすべきゴールは見えてくると言えます。多くのみなさんの想いの結集と参画により、本計画をもとに、様々な取り組みを進めていただければと願っています。

今回策定した第5次地域福祉活動計画は、まだまだ足りないことがあります。今後は、具体的にひとつひとつの取り組みを進めていく中で、みなさんの知恵と想いをこの計画に加えていただき、さらに充実したものに育てていただければと思います。

この計画をもとにした地域福祉の推進により、5年後、誰もが夢と希望を持って、いきいきと暮らしていくことのできる、「よろこびあふれる うつくしいまち津山」が実現していることを期待しています。

平成28年 3月

第5次津山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

策定委員長 小坂田 稔
(美作大学 生活科学部社会福祉学科 教授)

目 次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| (1) 計画の趣旨 | |
| (2) 計画策定の考え方 | |
| (3) 第1次津山市地域福祉計画との関係 | |
| (4) 計画の期間 | |
| (5) 圏域の捉え方 | |
| (6) 策定体制 | |
| (7) 課題の把握方法 | |
| 第2章 津山市の地域福祉活動の現状と課題 | 5 |
| (1) 第4次地域福祉活動計画の評価から | |
| (2) 津山市の現状（引用：第1次津山市地域福祉計画） | |
| (3) アンケート調査等の結果から（引用：第1次津山市地域福祉計画） | |
| (4) 住民福祉座談会・ヒアリング調査等の結果から | |
| (5) 津山市社協職員グループワークの結果から | |
| (6) 第5次活動計画に反映させる課題 | |
| 第3章 計画の基本事項 | 33 |
| (1) 基本理念 | |
| (2) 基本目標 | |
| (3) 計画の体系 | |
| (4) 計画の理解と普及 | |
| (5) 計画の進捗管理 | |
| (6) 事業評価の体制 | |
| 第4章 実施事業（重点事業）の推進 | 37 |
| (1) 実施事業（重点事業）の選定理由と方法 | |
| (2) 実施事業（重点事業） | |
| 第5章 参考資料 | 78 |

< 「障がい」の表記について >

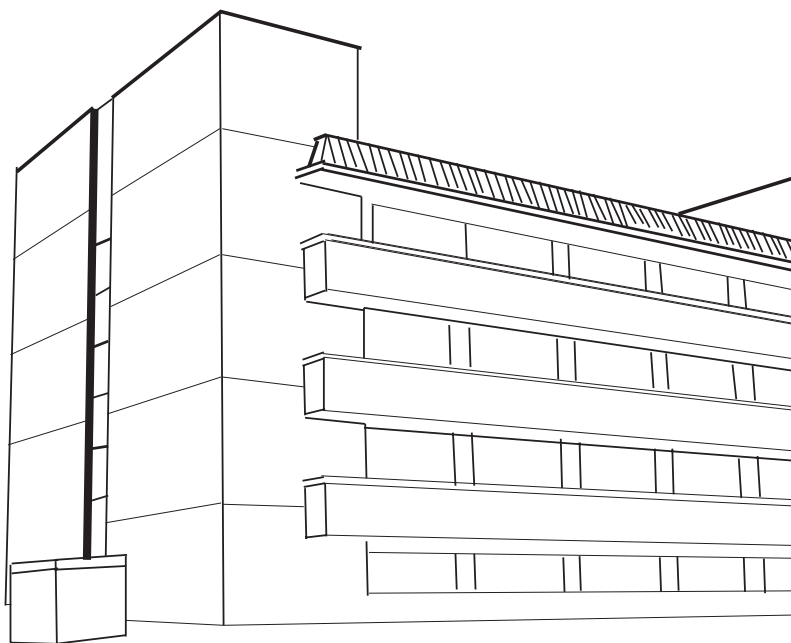
第5次地域福祉活動計画では、「障害」という用語を、法律や団体名などに規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記しています。

< 文中の※について >

巻末資料に用語説明一覧【P89～】を入れております。説明のある用語に※を付けています。

第1章

計画の概要



第1章 計画の概要

(1) 計画の趣旨

津山市社会福祉協議会（以下「津山市社協」という。）では、平成23年に第4次地域福祉活動計画（以下、「第4次活動計画」という。）を策定し、津山市全体を一体として捉えた取り組みを進めていくと同時に、より地域の実情に応じたきめ細かい福祉活動を展開していけるように、小地域におけるふれあい、支え合い・助け合いの地域福祉活動を推進してきました。

しかし、小地域における福祉活動については、未だ住民への浸透が十分とは言えず、さらに第4次活動計画に掲げた事業についても、所期の目標を十分に達成できていないものもあり、さらなる現状・ニーズ把握や実施体制の整備などの課題が見えてきました。

また、*生活困窮者自立支援法の施行、*介護保険法の改正等、社会福祉の制度的環境がめまぐるしく変動するなかで、地域において複合的で深刻な課題を抱える人、孤立し自ら問題を訴えることができない人、*ひきこもりの人等が増えています。こうした背景を受けて、津山市社協においては、現行の制度やサービスでは対応できない多様な課題の解決に向けて、今まで積み上げてきたノウハウや*ネットワークを活かした“誰をも排除しない・孤立させない地域づくり”を推進していく役割が期待されています。

こうしたなかで、第5次地域福祉活動計画（以下「第5次活動計画」という。）は、津山市が平成26年度策定した第1次地域福祉計画（以下「第1次福祉計画」という。）の“具現化”を目指し、行政とのパートナーシップのもと、地域住民・団体、*ボランティア・*NPO、*関係機関・団体、*民間事業者、*行政等との連携・*協働により、既存の事業の見直し拡充を図っていくとともに、住民主体の原則のもと、地域を基盤とした新たなサービスの開発や、支援を必要とする人も一緒に参画できる地域の居場所づくり・出番づくりなど、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を計画的に実現していく羅針盤として策定します。

(2) 計画策定の考え方

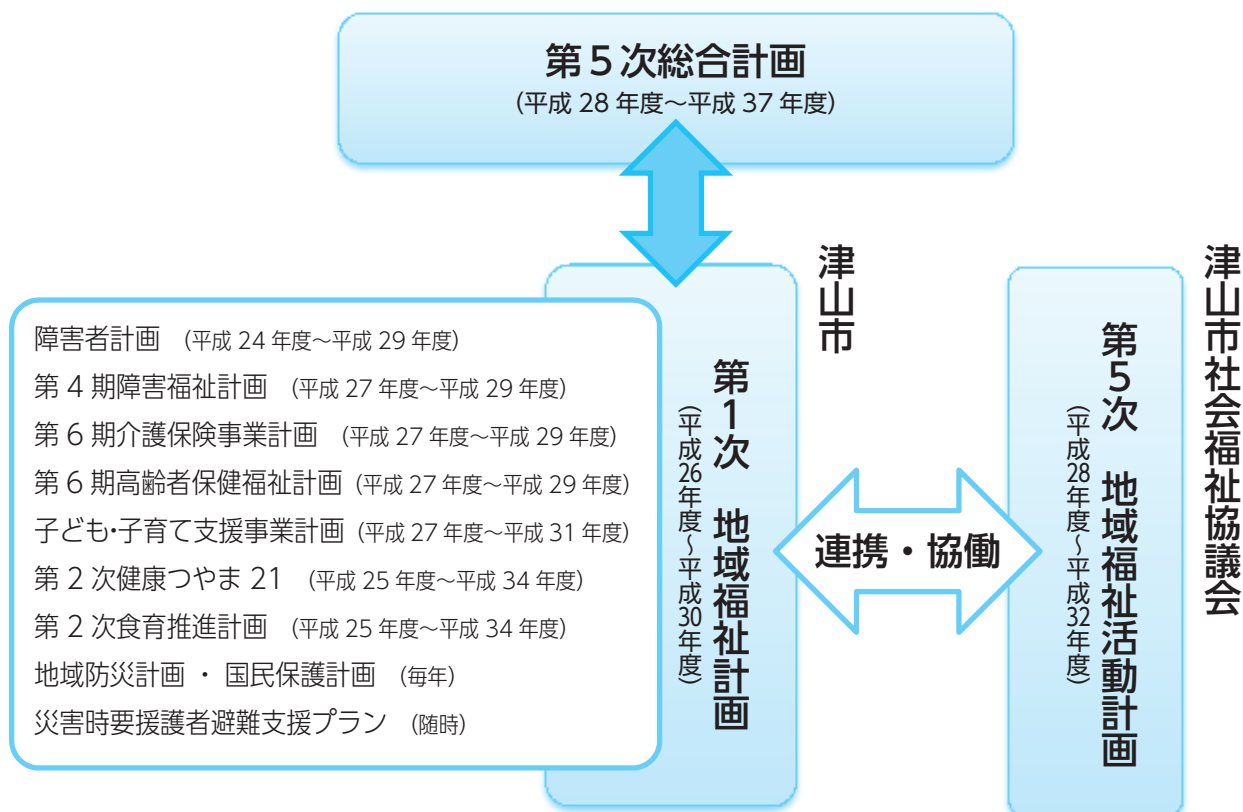
第5次活動計画の策定の考え方を、次の5つに整理しました。

- 1) 津山市社協は、*社会福祉法で位置付けられた地域福祉の推進を図る公共性を持った民間団体であるため、民間性を発揮したものであること。
- 2) 地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体等と協働して事業へ取り組むための民間の行動計画であり、行政とも協働して事業へ取り組む計画であること。
- 3) 地域のあらゆる関係者による策定組織を設置し、徹底した住民参加と活動団体相互の検討による民間の行動計画であり、住民ニーズに沿ったものであること。
- 4) 津山市社協だけでは対応できない課題について、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、民間事業者等と連携・協働して福祉活動を創造していくことができるものであること。
- 5) 中期計画・協働計画として、実施・評価が行える具体的なもの、また次期計画につながるものであること。

(3) 第1次津山市地域福祉計画との関係

第1次福祉計画は、福祉関係施策を総合的に推進し、地域福祉を推進していくための方向性・理念を明らかにする行政計画です。また、津山市社協が定める第5次活動計画は、地域住民をはじめとする多様な主体と地域福祉を推進していくために、連携・協働に向けて具体的な活動や実践について考える民間の行動計画です。

2つの計画は、連携して地域福祉を推進するための車の両輪ともいえ、住民主体の取り組みを支援するものです。



(4) 計画の期間

第5次活動計画の実施期間は、平成28年度～平成32年度までの5年間を期間とします。ただし、評価委員会による中間(平成30年度)・最終(平成32年度)評価や関係法令・制度の改正、社会情勢、課題や取り組みの成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

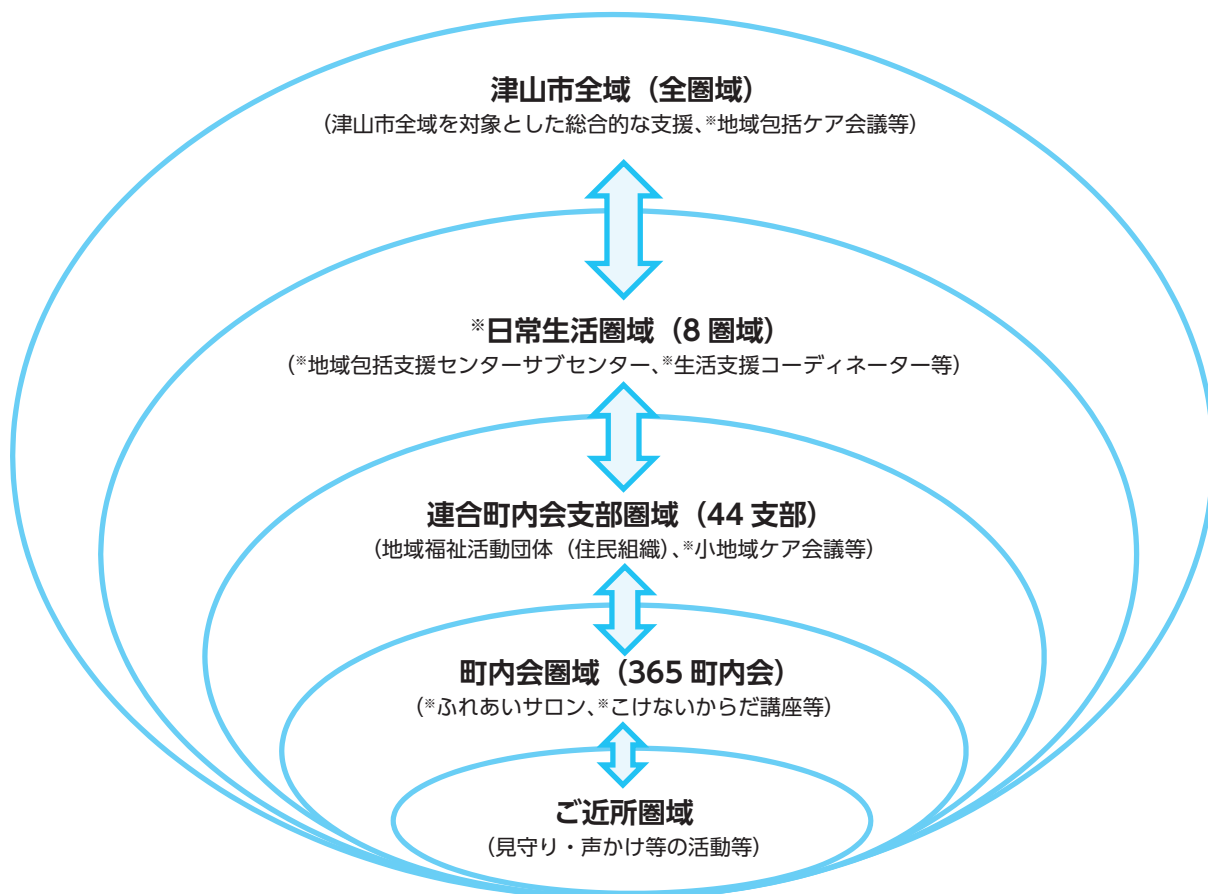
(5) 圏域の捉え方

圏域は、地域福祉を推進していくうえで、必要な活動や仕組み、まちづくりを展開していくための地域の範囲を指します。

地域で生活する住民にしか見えない*福祉課題・*生活課題に対して、きめ細かな見守りや支え合い・助け合いなどが行われる最小の活動範囲を「ご近所圏域」と設定しています。そこで解決できない課題は、段階的により広い圏域で共有化され、課題への検討や対応を通して新たな活動の開発につながっていく必要があります。

第5次活動計画では、図1のように地域福祉を進めるうえでの重層的な圏域の捉え方を示し、圏域ごとの機能を明確にすることで、それぞれの特性を活かした活動を展開していきます。また、異なる圏域間の課題を吸い上げる仕組みづくりを目指します。

【図1 圏域のイメージ】(平成28年3月時点)



(6) 策定体制

第5次活動計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等から委員を選出し、第5次地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置しました。さらに作業部会等を通して、地域福祉の推進に向けた課題や意見、提案等をいただきました。

1) 第5次地域福祉活動計画策定委員会

今回の計画の策定にあたっては、市内で活動する地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体や学識経験者、行政等の多様な関係者により、検討・審議を行いました。また、岡山県社会福祉協議会（以下「岡山県社協」という。）よりアドバイザーの派遣を受け、県内外の先進的な取り組みや計画策定全般に対して、適切なアドバイスをいただきました。

2) 第5次地域福祉活動計画策定検討チーム

策定委員会の下に、第5次地域福祉活動計画策定検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設け、第4次活動計画の評価、策定に向けての「方向性」を示し、策定に伴う業務全般を統括しました。



第5次地域福祉活動計画策定委員会

3) 作業部会

策定のために、課・係にとらわれず横断的な職員配置による作業部会、「地域かがやくまちづくり部会（以下「地域部会」という。）」「人かがやくまちづくり部会（以下「人部会」という。）」「福祉サービス充実まちづくり部会（以下「サービス部会」という。）」「社協の組織体制の充実強化部会（以下「社協部会」という。）」の4つを設置し、*住民福祉座談会（以下「座談会」という。）や地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等へ*ヒアリング調査を実施し、地域課題等の収集や分析、効果的な意見交換、実施事業の検討を行いました。

● 地域かがやくまちづくり部会

地域の福祉力向上に関するニーズ把握・整理・実施事業等の検討を行いました。

● 人かがやくまちづくり部会

地域の人材育成等に関するニーズ把握・整理・実施事業等の検討を行いました。

● 福祉サービス充実まちづくり部会

介護、障がい、*生活困窮（者）、子育て等の相談・サービス充実に関するニーズ把握・整理・実施事業等の検討を行いました。

● 社協の組織体制の充実強化部会

社協組織の充実・強化、財源の確保・充実、拠点施設の管理などに関する課題・整理・実施事業等の検討を行いました。

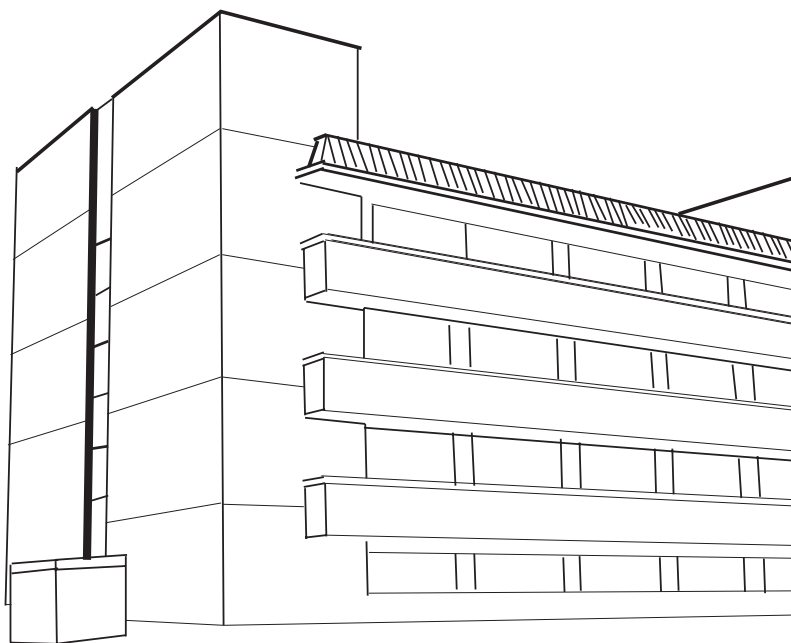
(7) 課題の把握方法

第5次活動計画の策定にあたっては、検討チームにより第4次活動計画の評価と第1次福祉計画の検証、職員研修において*グループワークを行い、新たに顕在化した福祉課題・生活課題を把握することから始めました。

作業部会を中心に、連合町内会と津山市社協との共催による座談会を17支部で開催しました。さらに、ボランティア・NPO、関係機関・団体、民間事業者、行政等へのヒアリング調査を実施し、課題等の把握・分析を行いました。

第2章

津山市の地域福祉活動の 現状と課題



第2章 津山市の地域福祉活動の現状と課題

(1) 第4次地域福祉活動計画の評価から

第4次活動計画の評価を踏まえて、引き続き第5次活動計画に反映させる課題や取り組みについて、下記のとおり整理しました。

1) 津山版地域包括ケアシステムの構築 (図2参照)

*津山版地域包括ケアシステム(以下「ケアシステム」という。)は、高齢者の問題だけにとどまらず、子ども、障がい者、子育て世帯、生活困窮者などの課題を、総合的な問題として捉える必要があります。したがって、さまざまな支援をバラバラに展開していくのではなく、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、民間事業者、学校、行政等と連携を密にし、ニーズの発見から支援、さらには地域づくりに至るまでの取り組みを一体的に進めていく、コミュニティソーシャルワークの視点をもとにした津山らしいケアシステムの構築に取り組んでいく必要があります。

また、引き続き、地域住民・団体等と連携して、行政とケアシステムの「要」となる小地域ケア会議の立ち上げと運営支援に取り組んでいく必要があります。

2) 小地域における住民福祉活動の支援

小地域ケア会議と連携した*支部単位の地域福祉活動団体(住民組織)に対して、自立的運営への助言・協力、活動・交流プログラムの情報提供や市内の団体間の連携促進など継続的な支援が必要です。

また、地域における高齢者、子育て等の福祉拠点としての集いの場の設置促進とともに、多様な地域交流活動の推進が必要です。

さらに、それら組織に対して、福祉のまちづくりと防犯・防災に向けたまちづくりも並行的に推進していけるよう支援していく必要もあります。

3) 福祉教育の取り組みと地域福祉活動を担う人材の育成

*福祉教育のあり方について、児童・生徒のみならず、地域住民全体を対象とした課題等含めた福祉のまちづくりをはじめ、広く福祉について周知する機会をつくり、一人でも多くの住民が福祉に対する関心をもち知識を深めることで、地域福祉活動のリーダーや地域のアンテナ役、*認知症キャラバンメイトなどの人材育成を行うことが必要です。

4) ボランティアの育成と活動の充実

ボランティア意識の啓発、情報提供により参加機会の拡大をめざすとともに、市内で活動するボランティア・NPO同士の連携や協働を推進し、活動の活性化を図り、新たな活動のあり方を研究・開発することが必要です。

また、ボランティア・NPO、行政等と災害発生時やその後の対応について、津山市社協の役割を明確にし、*災害ボランティアセンターが機能する仕組みの検討が必要です。

5) 福祉活動・サービスの充実

活動・サービスの充実に向けて、住民ニーズや地域特性・実態を調査・研究し、高齢者のみならず、障がい者・子育て世帯・生活困窮者等の対象に対して、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と連携・協働した、新たな福祉活動や生活支援サービスの開発が必要です。

6) 権利擁護システムの構築

地域における高齢者や障がい者の財産・暮らしを守る*権利擁護のシステム化に向けて、相談窓口の設置や法曹関係者・関係機関・団体、行政等との連携の仕組みづくり、人材養成等により体制を整備する必要があります。

7) 個別課題から地域課題として対応する機能・体制の整備

制度の狭間の問題への対応が求められるなかで、あらゆる相談を受け止め、専門機関への橋渡しを行うとともに、地域住民との連携・協働による身近な相談窓口や活動拠点づくりを行う必要があります。

そのためには、職員が*アウトリーチできる体制整備を行うとともに、個別課題から地域課題に即した事業展開と地域支援ネットワークづくりを行う*コミュニティソーシャルワーカーの計画的な配置が必要です。

8) 社協会員の加入促進

津山市社協の存在や役割、活動内容の啓発等を目的とした社協会員の加入促進について、各職員が住民の理解を得る必要性を認識し、各々の事業を推進していくなかで、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体等の理解が得られるように丁寧な説明を行っていくことが必要です。さらに関係機関・国体、企業等への積極的な働きかけを行う必要もあります。

9) 行政とのパートナーシップと事業評価

行政と協働して、地域福祉計画と地域福祉活動計画の整合性を図り、津山市社協が取り組む事業の施策的な位置づけを明確にするなかで、地域福祉推進の基盤整備（財源的な裏付け）を進める必要があります。

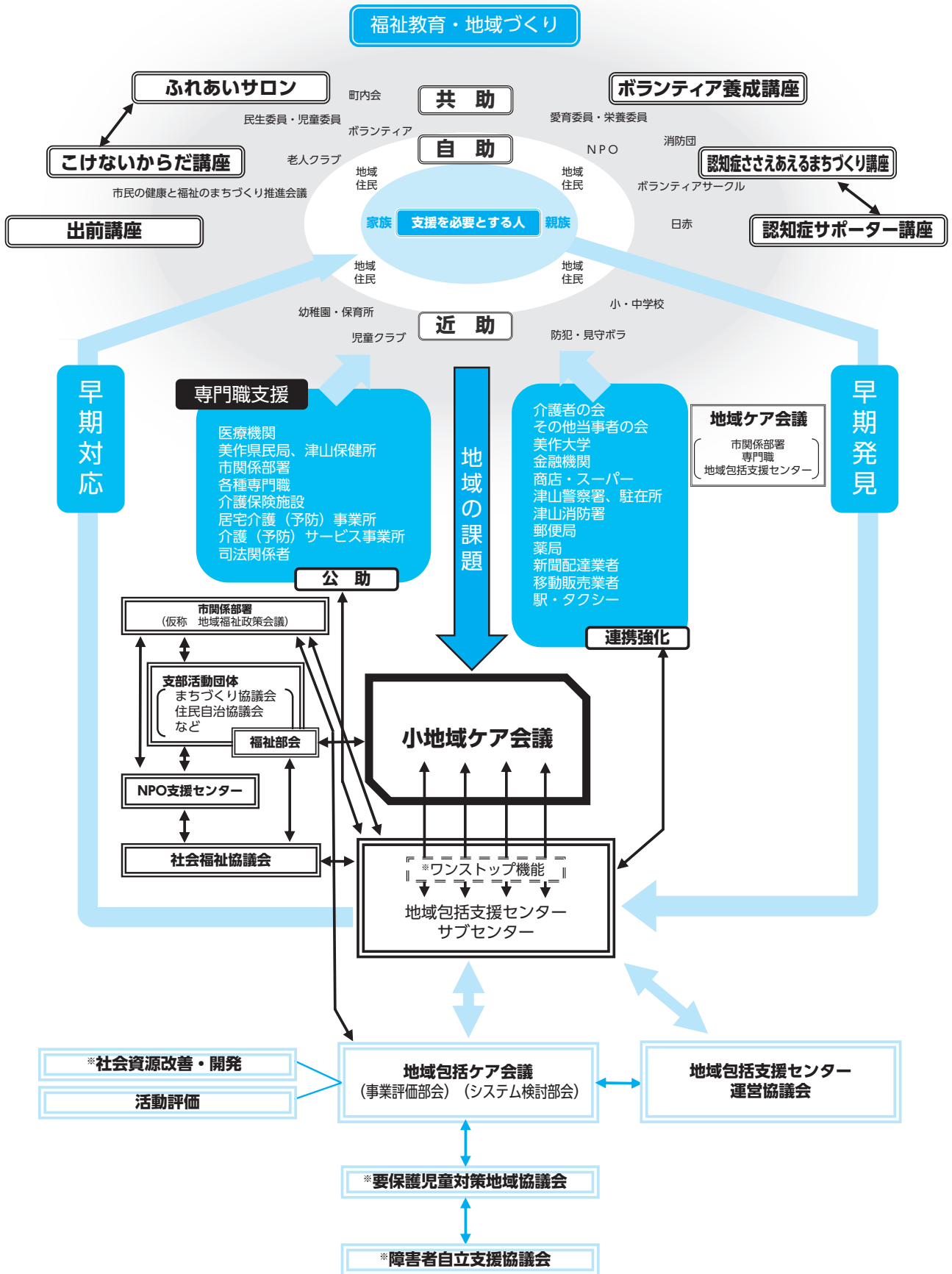
また、計画の着実な遂行を図るため、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体等の外部の有識者も含めた計画の進捗管理・評価を行う仕組みづくりが必要です。

10) 社会福祉協議会組織の基盤整備

津山市社協組織の抱える課題の把握、解決方法の検討、強化・発展を目指すポイント等の経営方針を明確にし、その実現に向けた職員の意識変革や専門性の向上と組織体制の強化が必要です。

また、財政基盤の強化に関する取り組みを具体的に検討する必要があります。

【図2 津山版地域包括ケアシステムイメージ図】（第1次地域福祉計画より）



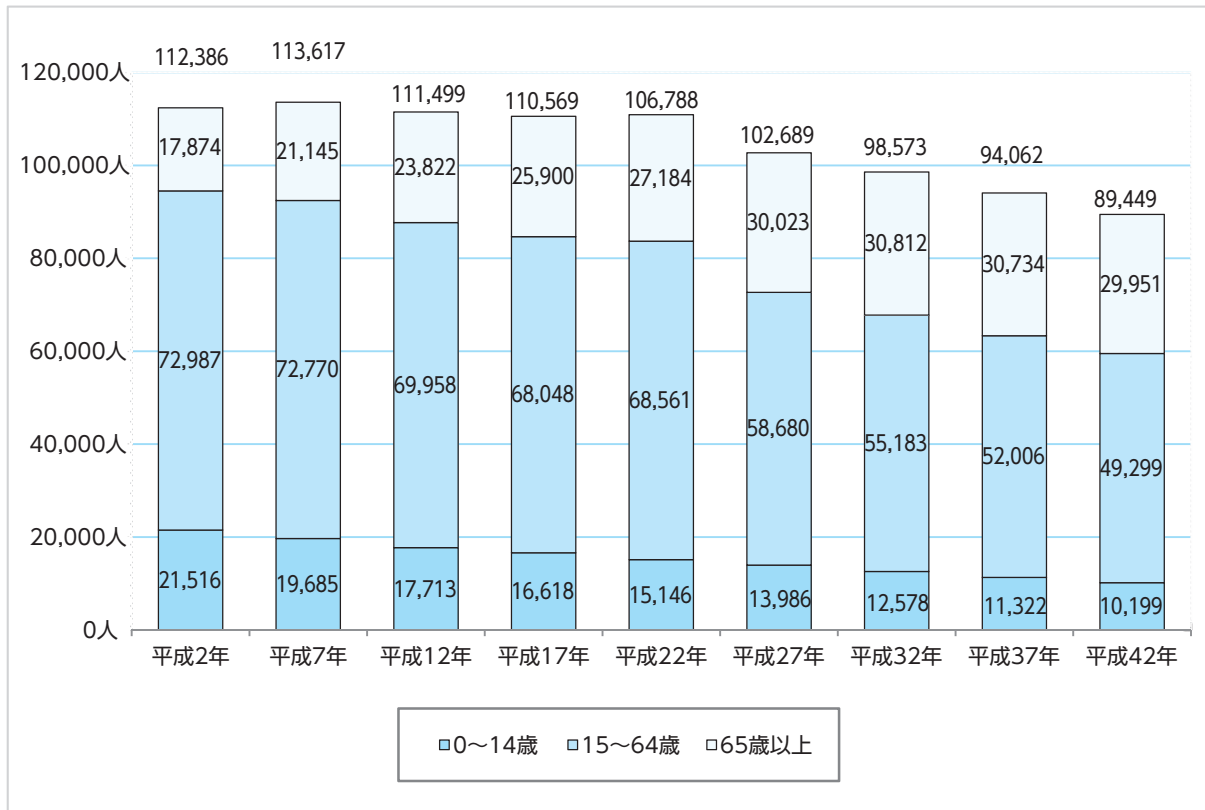
第2章
津山市の地域福祉
活動の現状と課題

(2) 津山市の現状 (引用：第1次津山市地域福祉計画)

津山市では、第1次福祉計画を策定（平成26年度）するにあたり、より多くの住民の声を反映させるために、町内会長、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員、各種関係機関・団体に対して、アンケート調査や高齢者分野、障がい（児）者分野、子育て分野、防災分野の関係者等からヒアリング調査が行われており、調査に基づいて基本理念・基本目標等が設けられています。

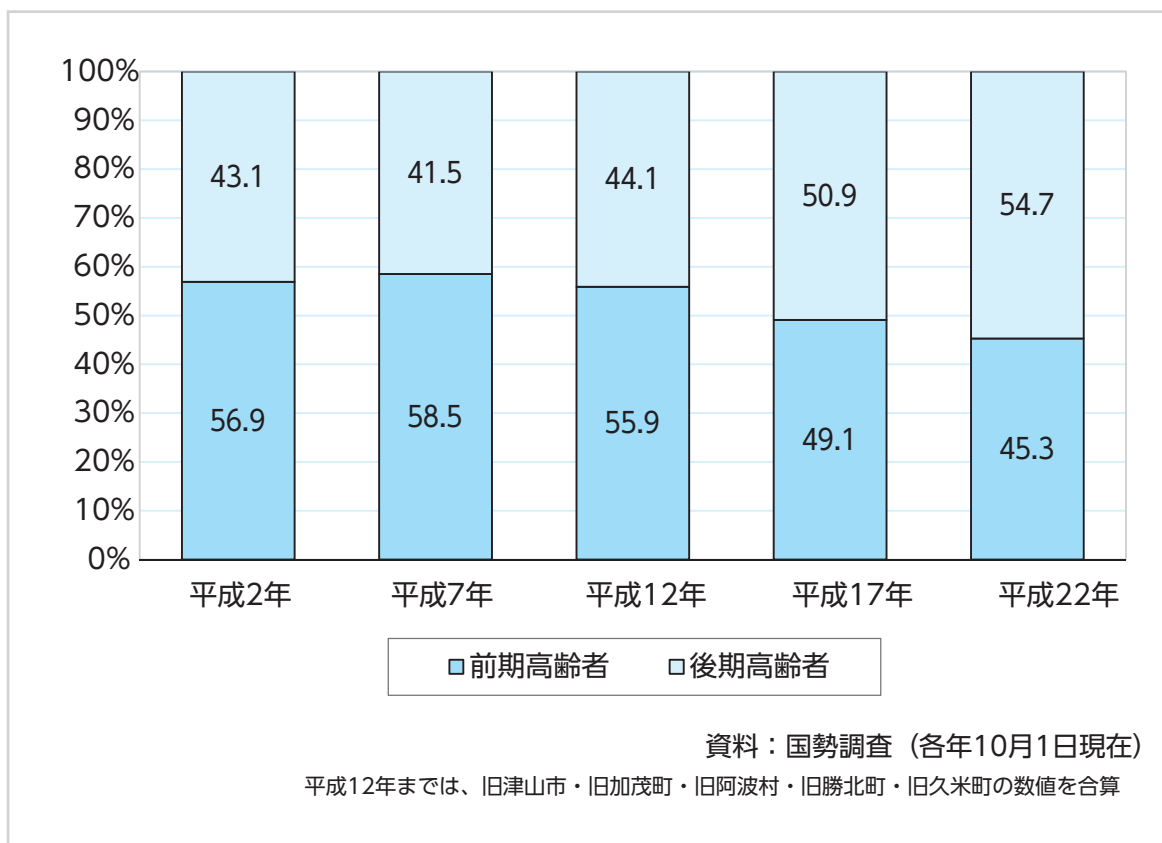
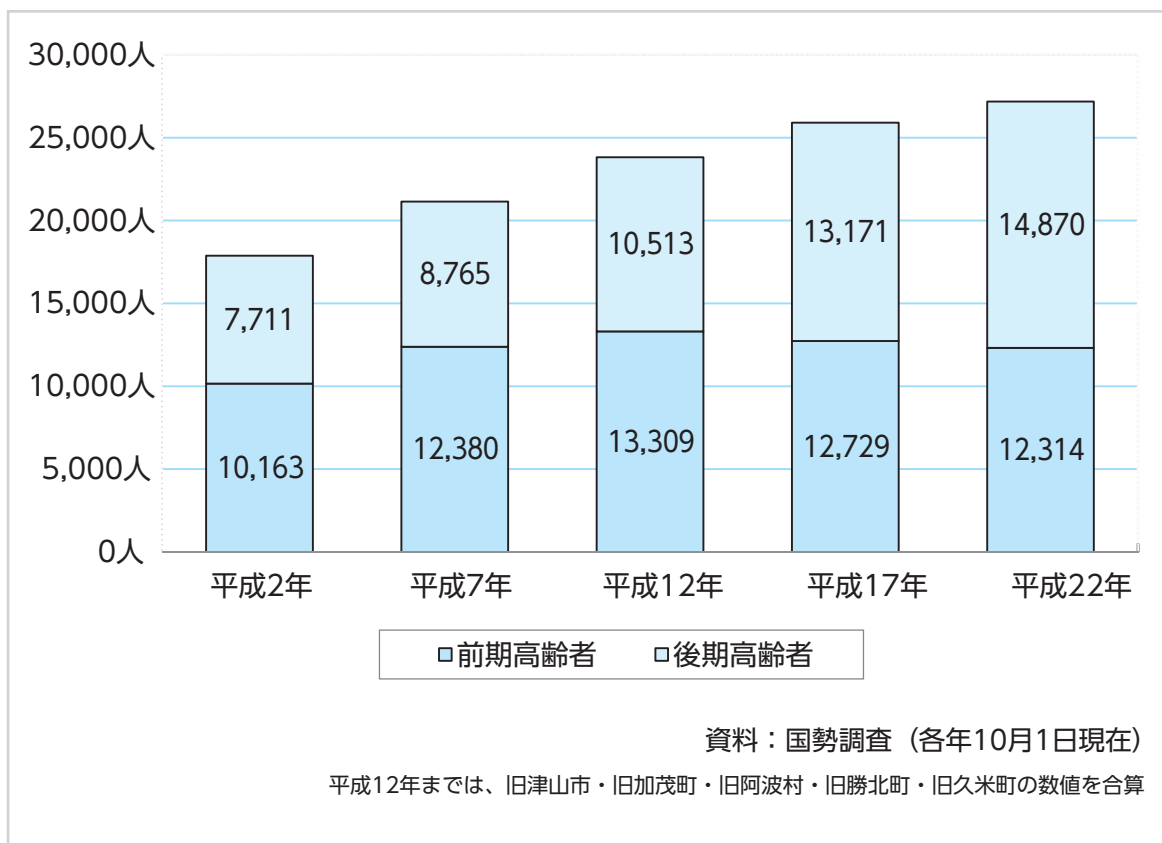
津山市社協では、第5次活動計画を策定するにあたり、津山市との連携を密にし、一体的に取り組みを進め、また地域の現状に即した計画を策定するために、本調査及びその後津山市が把握している地域の現状と課題を共有したうえで、地域課題を次のように整理しました。

①人口推移

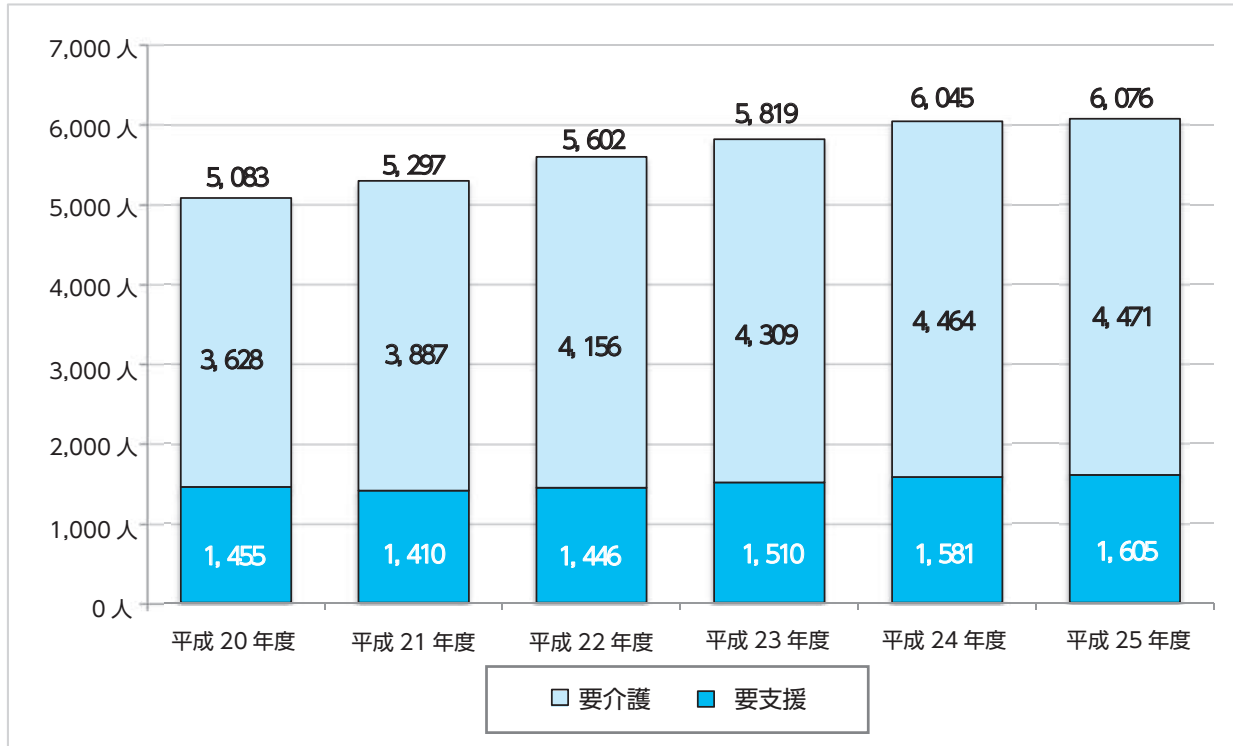


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

②高齢者人口の推移

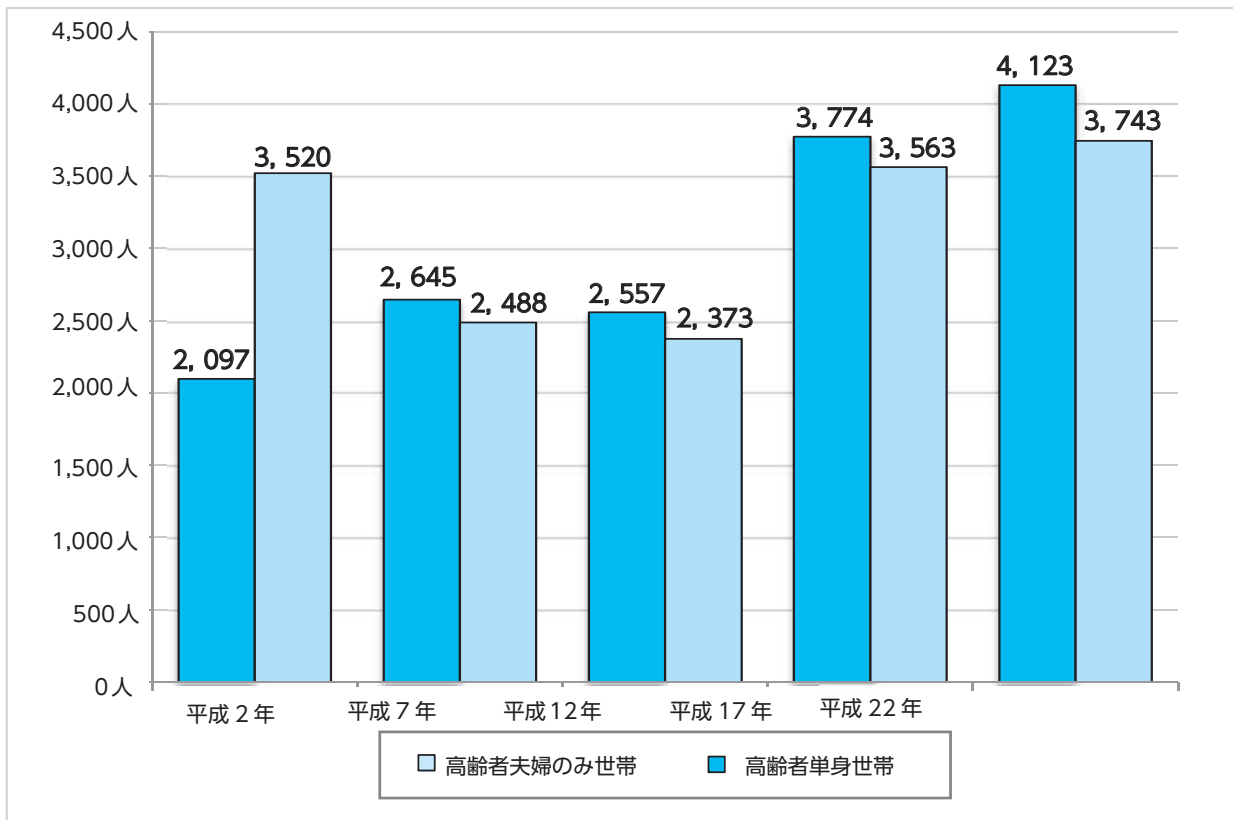


③要支援・要介護認定者の推移



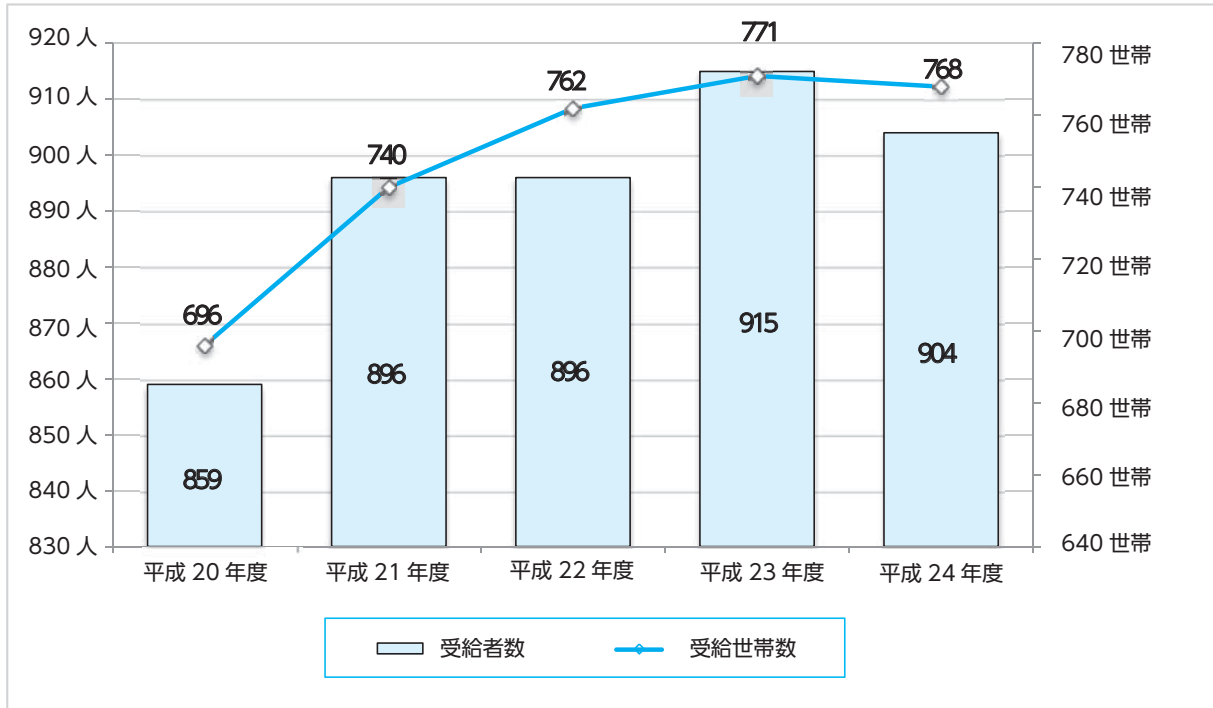
資料:津山市役所高齢介護課

④高齢者単身世帯数・高齢者夫婦世帯数の推移



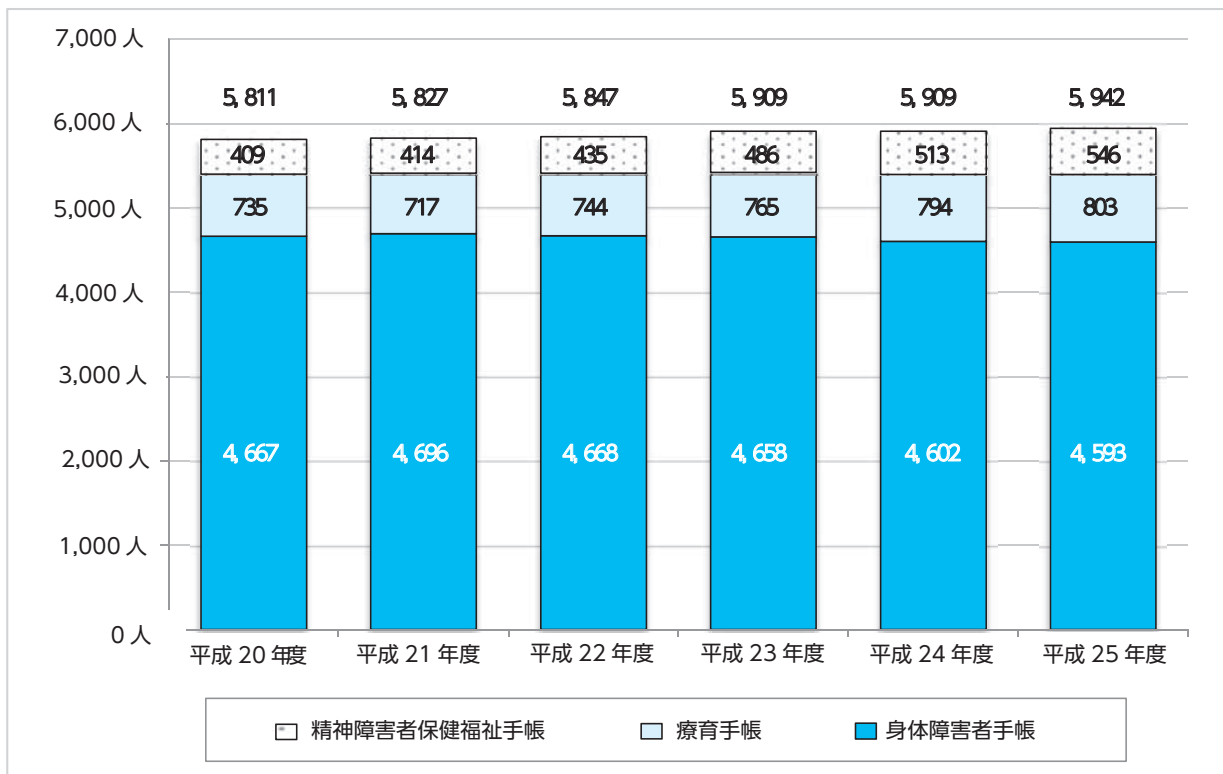
資料：津山市役所高齢介護課

⑤生活保護受給者・世帯数の推移



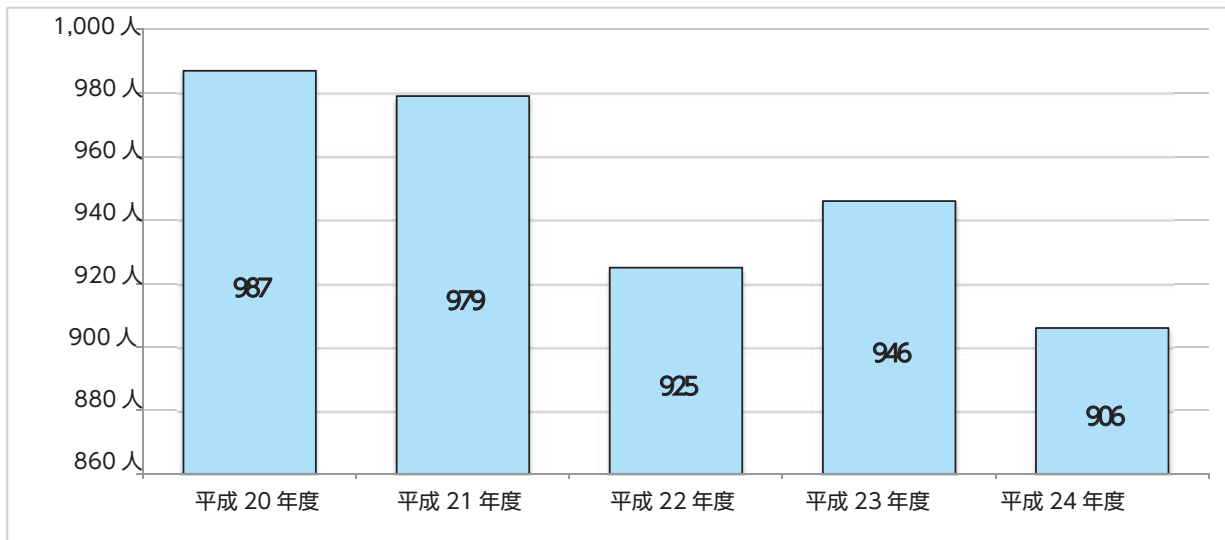
資料：津山市役所生活福祉課

⑥障害者手帳保有者数の推移



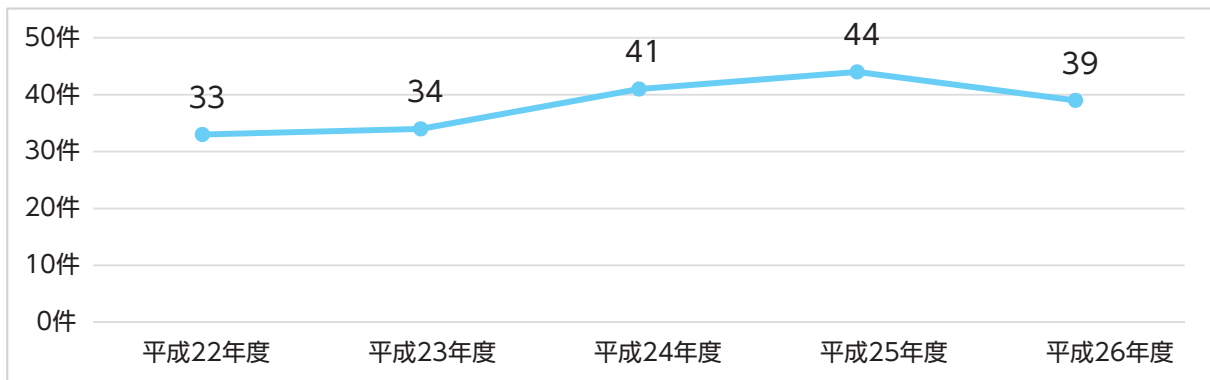
資料：津山市役所障害福祉課

⑦出生数の推移



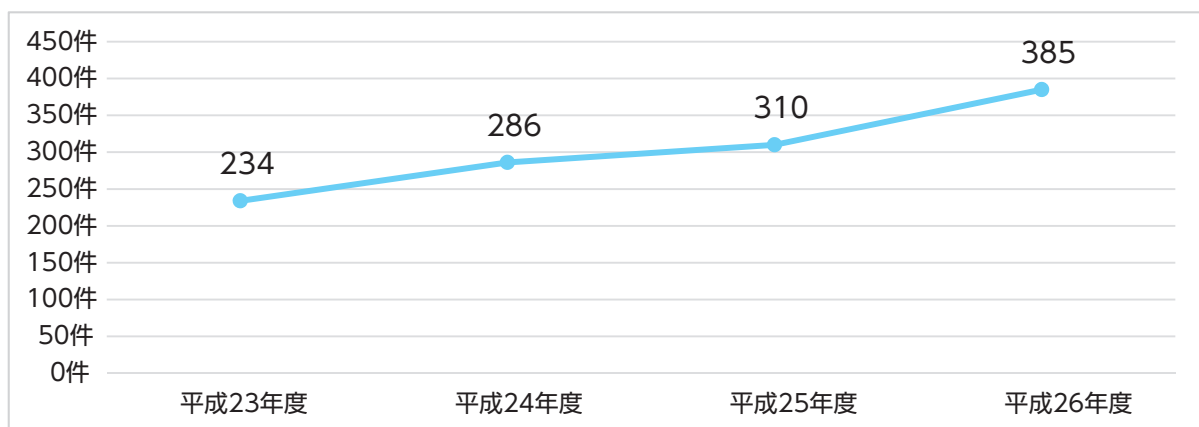
資料：津山市役所市民課（住民基本台帳）

⑧高齢者虐待通報・相談件数の推移



資料：津山市地域包括支援センター

⑨要保護（児童虐待と認定された）児童の推移



資料：津山市役所こども子育て相談室

【現状からみる地域課題】

1) 支援を必要とする人たちの増加

津山市の人口は、平成28年（2月1日現在）103,774人となっており、平成22年に実施された国勢調査時（106,788人）と比較して3,014人の減少となっています。また、年齢別割合の推移をみると、65歳以上の高齢者が年々増加しています。それに伴い要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加、高齢者ひとり暮らし世帯数・高齢者夫婦世帯数も増加しています。

さらに、障がい者や生活保護世帯、母子世帯数も増える傾向にあり、今後これらの支援を必要とする人たちも増加することが予想されます。

今後、それらの支援を必要とする人たちの、生活を支援する体制や仕組みづくりが必要です。

2) 総合的な権利擁護への取り組みの必要性

*少子高齢化の進行、認知症高齢者の増加、さらに*核家族化の進行によって、家族の扶助機能が低下し、生活支援や財産管理が大きな課題となっており、判断能力に不安がある場合の生活支援や財産の管理を行うしくみの充実が必要です。

3) 社会から孤立する市民の存在

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などによって、悩みを打ち明けられず、社会的孤立、ひきこもり、*自死、さらに*孤立死や*老々介護による事故、高齢者や障がい者、児童の虐待なども年々増加しています。

それらの支援を必要とする人々を孤立させない、地域の見守りや支え合い・助け合う仕組みが必要です。

4) 生活困窮者への支援

景気・雇用の低迷は、人々の就労を阻害する要因となり、結果として生活困窮者の増加につながります。平成27年度開設された*自立相談支援センターへの相談件数は、141件（3月1日現在）に上ります。また、生活保護の受給者も増える傾向にあります。そのため、可能な限り自立するための仕組みや、就職支援、生活困窮者を地域でしっかりと支えていく仕組みづくりが必要です。

5) 実践的な地域包括ケアシステムの構築

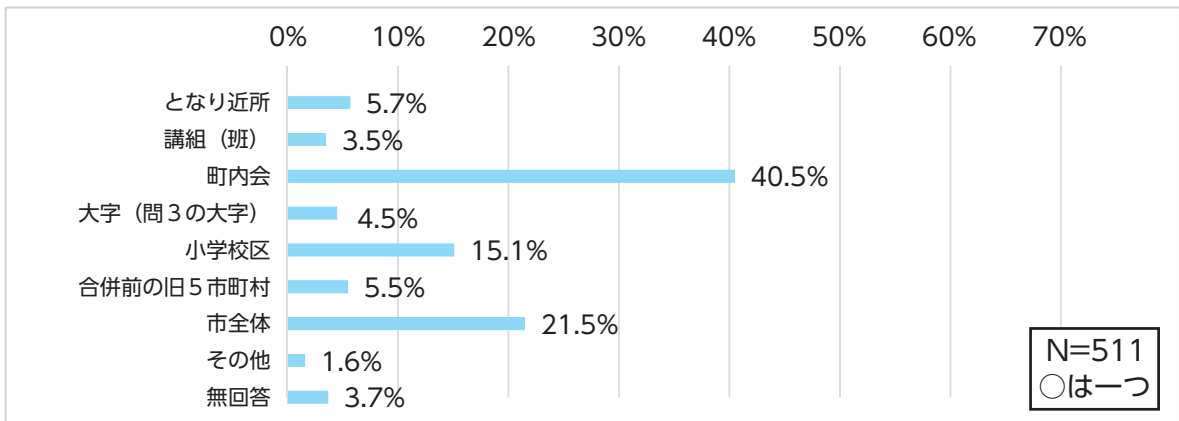
高齢者の問題だけにとどまらず、障がい者、子育て世帯、生活困窮者など、総合的に問題を捉え、地域を基盤とした、問題の発生予防、早期発見、早期対応、*社会資源の開発、福祉教育、地域づくりが可能となるよう、医療・保健・福祉・介護などの分野や制度を超えたネットワークの充実により、コミュニティソーシャルワークが展開できる津山市らしいケアシステムの構築が必要です。

(3) アンケート調査等の結果から (引用：第1次津山市地域福祉計画)

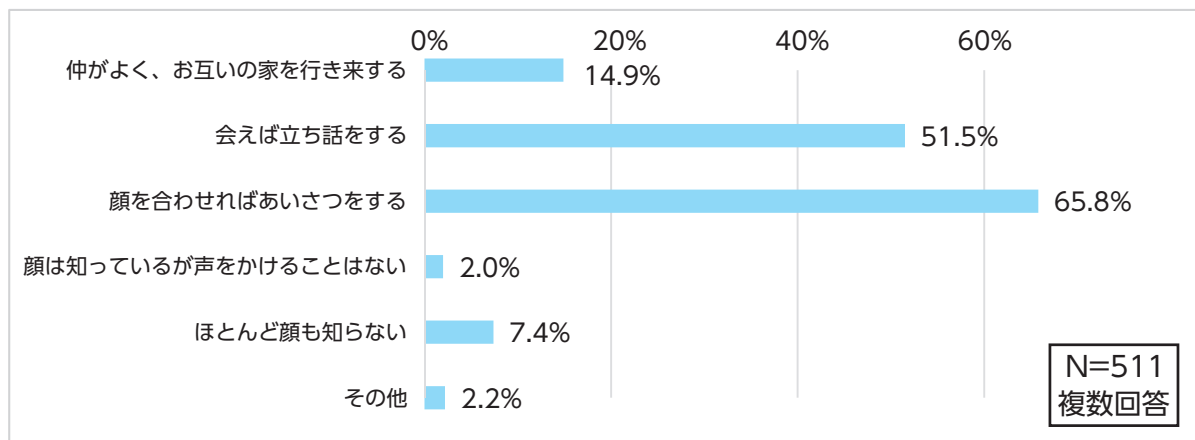
津山市では、第1次福祉計画策定時に、市民アンケート調査や地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体等にヒアリング調査を実施しており、その結果をもとに津山市社協で地域福祉に関する課題を次のとおり整理しました。

●アンケート調査

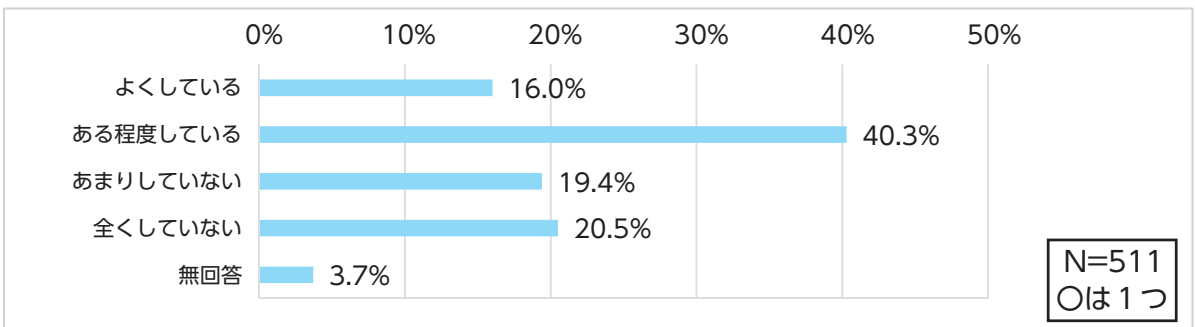
①地域の範囲



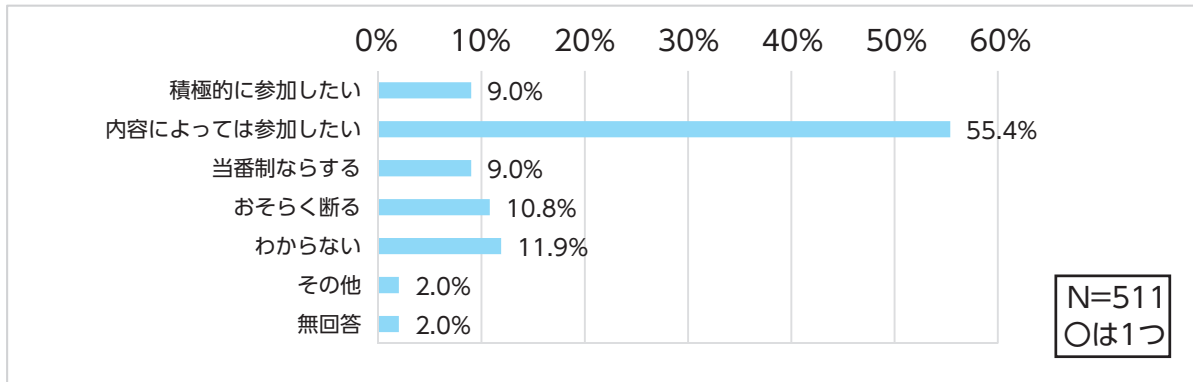
②近所づきあい



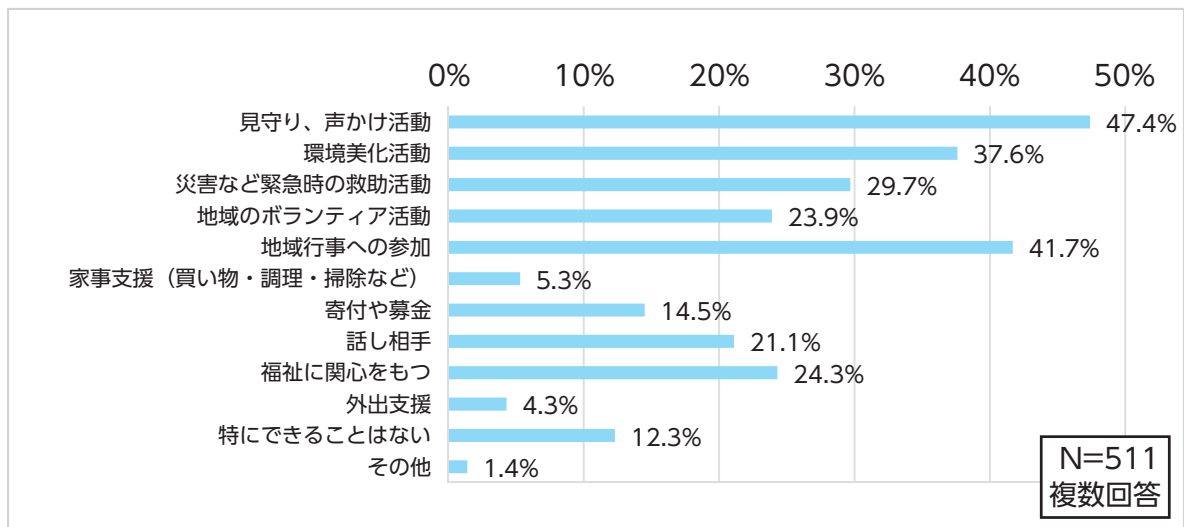
③地域内の行事や町内会活動の参加状況



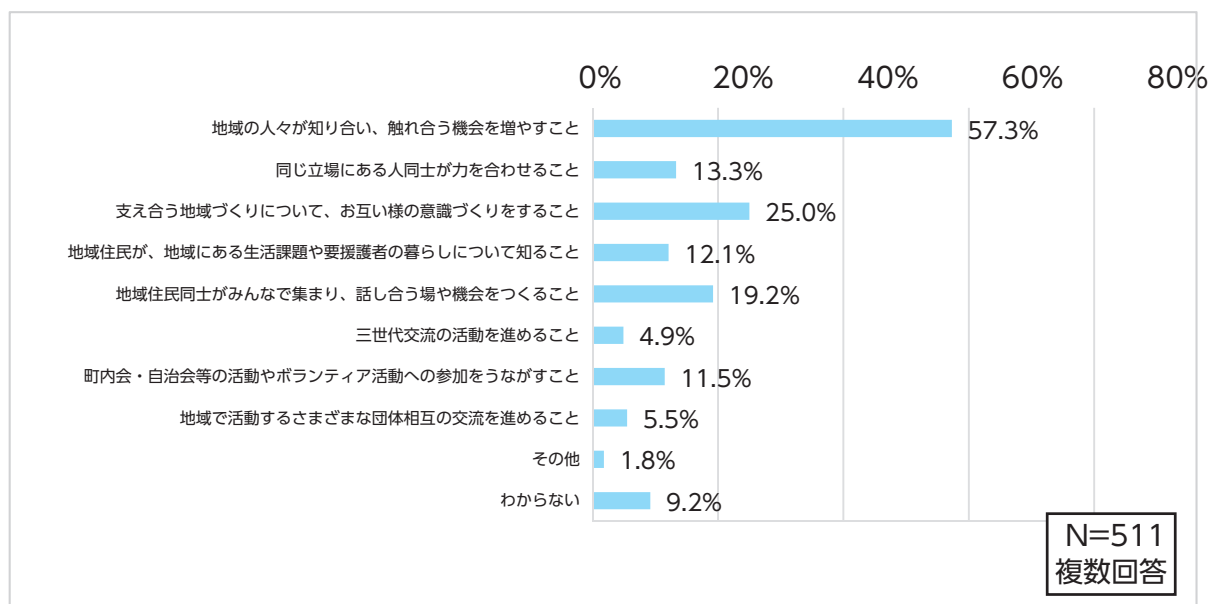
④地域内の行事や町内会活動への参加の依頼があった場合



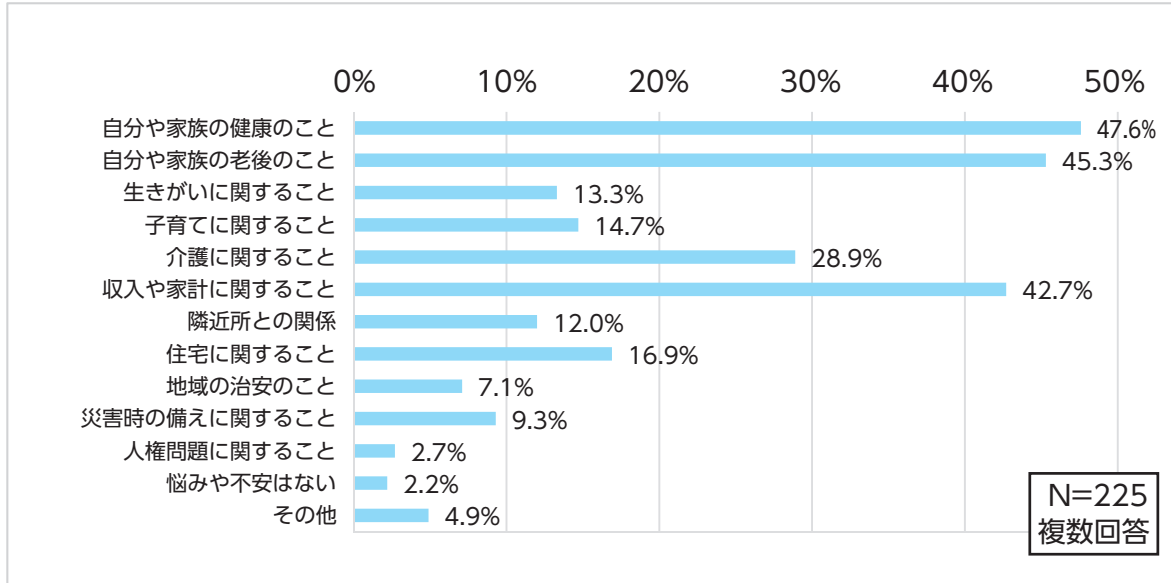
⑤地域の住民が安心して暮らせるために自分ができること



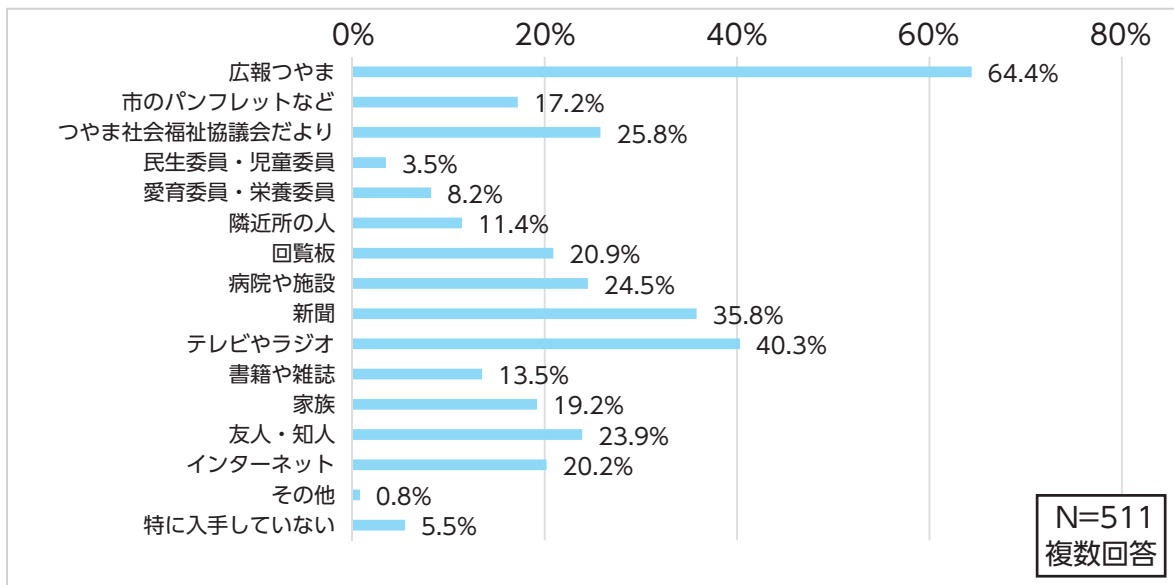
⑥住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるための方策



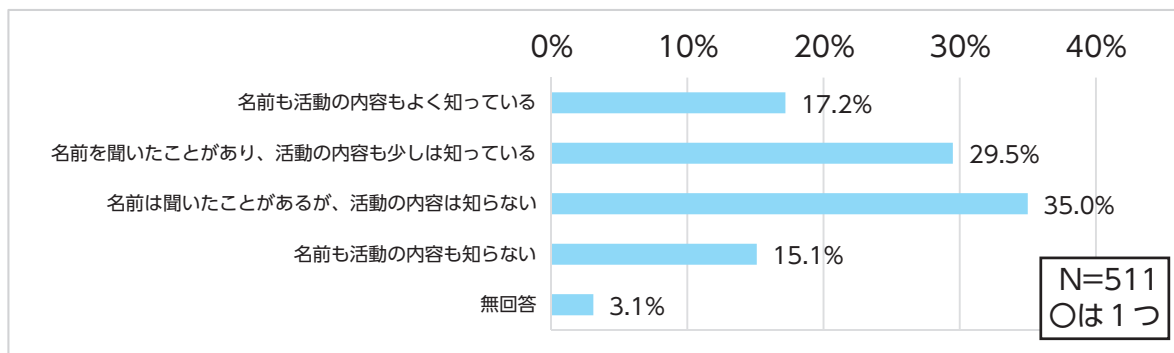
⑦日常生活で困っていること



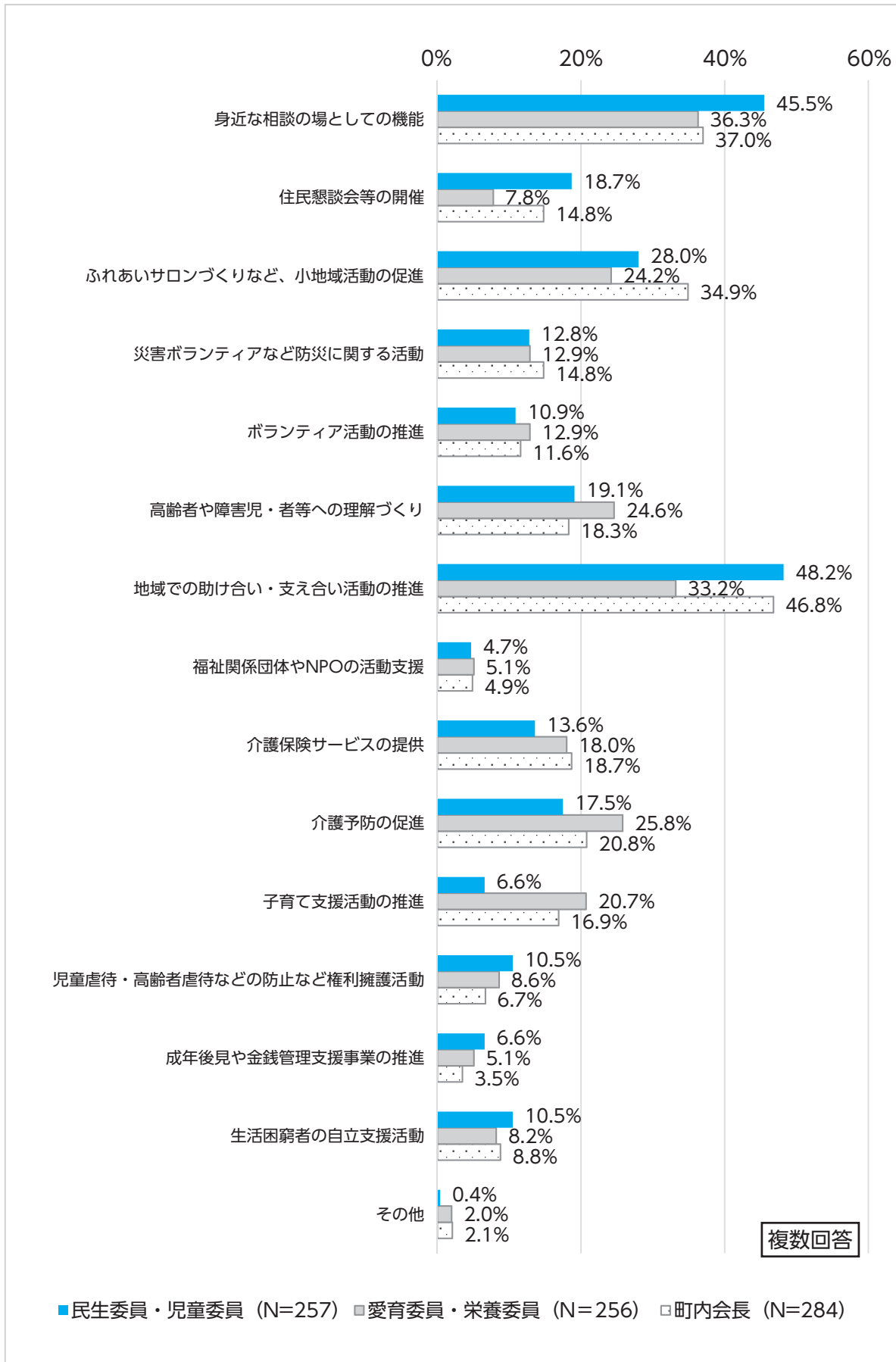
⑧福祉や健康に関する情報の入手先



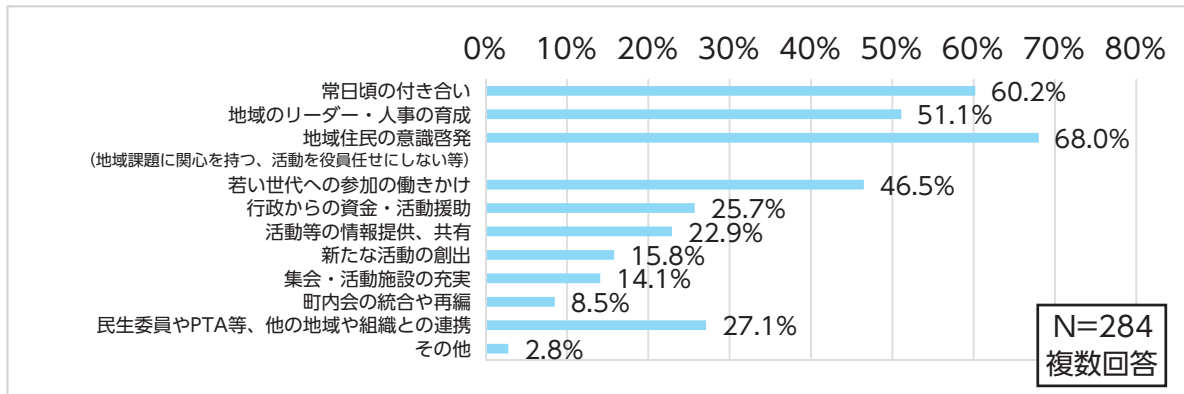
⑨社会福祉協議会の認知度



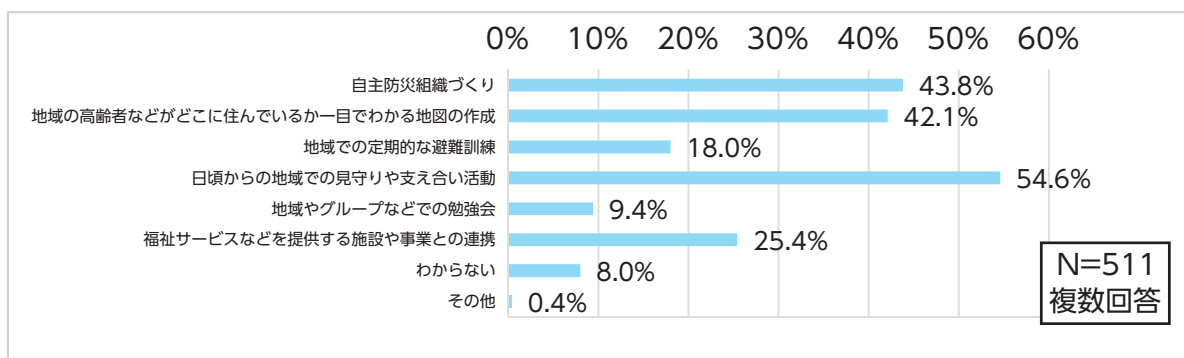
⑩今後社会福祉協議会が優先して取り組むべき活動内容



⑪課題を解決するための必要なこと



⑫災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なこと



●ヒアリング調査結果

①障がい児・者関係「テーマ：突発的なことで保護者が送迎できないときの移動支援」

- ・地域への啓発
- ・ネットワークづくり、仕組みづくり
- ・情報の共有化

②高齢者関係「テーマ：孤立化する高齢者が地域行事等に参加できる環境づくり」

- ・近所づきあい（見守り、声かけ）
- ・地域行事の内容
- ・憩いの場づくり
- ・移動手段
- ・その他（交流、啓発、人材育成等）

③子育て関係「テーマ：就学前の子どもを持つ親が地域でよりつながるためには」

- ・交流の場づくり
- ・地域のつながり、声かけ

④防災関係「テーマ：地域で*要援護者を含めた防災訓練をするためには」

- ・*要援護者の把握
- ・災害時、緊急時の対応
- ・防災訓練

【アンケート・ヒアリング調査から見る地域福祉の課題】

1) 地域活動の活性化と仕組みづくり

アンケートによると地域内の行事や町内会活動に「参加していない人」は約4割となっており、誰もが地域とのつながりを実感できる仕組みづくりが課題です。また、地域内の行事や町内会活動への参加について、「内容によっては参加したい」と思っている人が5割以上と最も多く、地域活動の内容や交流を充実させ、まずは参加意向のある人たちを、地域に巻き込む仕組みが必要です。

2) ご近所づきあい・支え合いの促進

アンケート結果をみると、近所づきあいについて、「顔を合わせればあいさつをする」が約7割。次に「会えば立ち話をする」が5割を超えます。また、地域内の行事や町内会活動の参加状況については、「よくしている」と「ある程度している」を合わせて5割を超えています。さらに、地域の住民が安心して暮らせるために自分ができることで「見守り、声かけ活動」が約5割となっています。

しかし、近所づきあいのない人や地域の行事や町内会活動に参加していない人たちも多数おり、これらの人も参加できる地域交流の場や機会、見守り・支え合いの仕組みづくりが必要です。

3) 小地域福祉活動の推進における基礎組織の支援

アンケートから住民がともに支え合う地域づくりを進めるための方策について、「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすこと」が約6割と最も多く、続いて「支え合う地域づくりについて、お互い様の意識づくりをすること」、「地域住民同士がみんなで集まり、話し合う場や機会をつくること」となっており、地域福祉についての関心を深めるための福祉教育の充実が必要です。

さらに、福祉のまちづくりを進める核となる実践組織と住民自ら福祉課題の解決について協議する場との連携が必要です。

4) 地域福祉の担い手の支援・育成

アンケートから課題を解決するための必要なことについて、「地域住民の意識啓発（地域課題に関心を持つ、活動を役員任せにしない等）」が約7割、「地域リーダー・人材の育成」が5割を超え、地域福祉に貢献されている町内会長、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどの方々の活動支援に加え、地域のアンテナ役などの人材育成が必要です。

さらに、子どもから高齢者までより多くの地域住民が地域福祉活動に関われる仕組みが必要です。

5) 防犯・防災の仕組みづくり

災害時に住民が支え合う地域づくりに必要な取り組みとして、「日頃からの地域での見守り、支え合い活動」をあげる人が5割を超え最も多くなっています。その次に「自主防災組織づくり」が4割を超え、福祉のまちづくりと連携して、防犯・防災活動を行っていく仕組みが必要です。

6) 福祉に関する情報提供の充実

福祉や健康に関する情報の入手先は、「広報つやま」が約6割、「新聞」「テレビ・ラジオ」が約4割となっていますが、それ以外は3割以下となっています。いかに福祉や健康に関する情報を必要な人に届けるのか内容や方法の検討が必要です。

7) 相談窓口の充実

日常生活で困っていることについて、「自分や家族の健康や老後」や「収入や家計」で不安や困っている人が4割を超え、その方に対して、課題解決のために適切なサービスや地域の支援が提供されるように、既存の相談窓口の充実やコミュニティソーシャルワーカーの配置などの体制整備と強化が必要です。

8) 高齢者・障がい者等の移動・外出支援

ヒアリング調査の意見において、公共交通の充実など高齢者・障がい者等の移動支援に関わる内容が多くみられます。今後の少子高齢化の進行などを踏まえて、地域での交通手段の確保や移動支援の仕組みづくりが必要です。

9) 社会福祉協議会の体制強化と周知・連携

地域福祉において重要な役割を担う津山市社協の認知度について、「名前も活動の内容も知らない」と「名前は聞いたことがあるが活動の内容は知らない」で約5割となっており、地域住民の認知度はあまり高くありません。

このため認知度アップにつながる情報発信並びに事業展開が必要です。

そして、事業内容については、今後、津山市社協が優先して取り組むべき活動内容として、「地域での助け合い・支え合い活動の推進」が4割を超え、「身近な相談の場としての機能」が約4割など、刻々と変化する地域の状況を考慮し、現在住民が求めている事業展開が必要です。

また、地域では様々な課題が混在しているため、地域課題の解決に向けては、これまで以上に、多くの地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等との連携を強化していく必要があります。

地域課題ならびに地域住民から求められている事業内容に応じた組織体制の充実・強化が必要です。

(4) 住民福祉座談会・ヒアリング調査等の結果から

第5次活動計画は、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等との協働を重視し、座談会やヒアリング調査など、様々な手法を取り入れて、課題等の把握に努めました。

1) 住民福祉座談会

地域住民・団体等と一緒に福祉のまちづくりに取り組むために、連合町内会との共催により、市内17支部で座談会を開催しました。参加者から「地域の魅力」と「地域の課題」をワークショップにより、意見を聴取しました。



住民福祉座談会風景

【表1：住民福祉座談会参加状況】

| 地区 | 日時 | | 場所 | 参加人数 |
|---------|----------|--------|------------|------|
| | 日付 | 時間 | | |
| 大崎支部 | 6月24日 | 14:30～ | 大崎公民館 | 26人 |
| 河辺支部 | 10月17日 | 10:30～ | 河辺公民館 | 74人 |
| 院庄支部 | 9月29日 | 19:00～ | 院庄公民館 | 35人 |
| 城西支部 | 平成25年度実施 | | 城西公民館 | 54人 |
| 佐良山支部 | 7月30日 | 19:00～ | 佐良山公民館 | 30人 |
| 城南支部 | 9月16日 | 11:10～ | アリコベール | 38人 |
| 高倉支部 | 平成26年度実施 | | 高倉公民館 | 33人 |
| 神庭・滝尾支部 | 9月5日 | 18:00～ | 清泉公民館 | 31人 |
| 城東支部 | 8月30日 | 10:00～ | 城東むかし屋敷 | 37人 |
| 東津山支部 | 10月28日 | 10:15～ | 津山東公民館 | 125人 |
| 新加茂支部 | 8月22日 | 17:30～ | 小中原公会堂 | 31人 |
| 阿波支部 | 9月25日 | 19:00～ | 阿波公民館 | 19人 |
| 広戸東支部 | 7月18日 | 19:00～ | 案内集会所 | 24人 |
| 日本原支部 | 8月29日 | 19:00～ | 日本原学習等共用施設 | 14人 |
| 倭文東支部 | 9月6日 | 10:00～ | 倭文ふれあい学習館 | 32人 |
| 久米支部 | 7月22日 | 9:30～ | 久米ふれあい学習館 | 24人 |
| 合 計 | | | | 627人 |

座談会でいただいた 2,956 件の地域の魅力や課題に関するご意見を次のとおり、整理しました。

【地域の魅力（上位 20）】

- ① 自然に恵まれている（134 件）
近所で仲が良い（134 件）
- ③ 町内会及び地域団体がしっかり活動している（96 件）
- ④ こけないからだ講座やふれあいサロンなどの交流の機会がある（95 件）
- ⑤ 買い物に便利（75 件）
- ⑥ 助け合いができる（72 件）
- ⑦ 行事に参加する人が多く、ふれあえる（61 件）
- ⑧ 病院が周辺に多い（60 件）
- ⑨ 地域の見守り、ボランティアがある（49 件）
- ⑩ 歴史的建造物・文化がある（44 件）
- ⑪ 静かな生活環境（39 件）
- ⑫ 交通アクセスが便利（38 件）
- ⑬ 住民が協力的、行事をするとき団結力がある（35 件）
- ⑭ 公民館など集まる場所があり、利用も多い（34 件）
- ⑮ 子どもたちと地域のふれあい行事が多い（30 件）
- ⑯ 近所の人の顔がわかる（29 件）
- ⑰ 防犯意識が高い（26 件）
- ⑱ 高齢者等元気な人が多い（25 件）
- ⑲ 神社でお祭りがある（23 件）
- ⑳ 子どもたちが挨拶できる（21 件）



住民福祉座談会 グループワーク風景

考察

1. 「人」が魅力です

地域には、元気で様々な経験や知識、特技を持った高齢者が活躍しています。このことは高齢者の生きがいやつながりづくりとなっています。また、今後のまちづくりにおいて非常に重要な人材となります。

さらに、町内会、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員、老人クラブ等各組織が熱心に地域福祉活動に取り組んでおり、連携を強化していくことでさらなる取り組みの充実、他地域への波及効果が期待されます。



登下校見守りボランティア活動

2. 「つながり」が魅力です

多くの「ご近所づきあい」や人と人の結びつき、信頼関係があり、地域で見守り・助け合い、ボランティア活動や共同作業が行われています。それらを活かして、ちょっとした困りごとへの対応など、住民同士の支え合いのなかで解決していく仕組みの構築が期待されます。

また、各地域で、*自主防犯組織・*自主防災組織が結成されています。さらに、防犯・防災意識の高い地域では、防犯、交通安全等のための見守りボランティアや防犯パトロール活動に取り組むなど、地域の助け合いの充実につながっています。



じ・ば・子の大運動会

3. 「ふれあい・交流」が魅力です

地域では、地域住民・団体、ボランティア等によって、公民館や公会堂等で、ふれあいサロン、こけないから講座、季節の行事、*三世代交流、祭り、運動会、文化祭など、地域に根づいた行事、交流会が催されています。

これらの”場”は、福祉情報の提供や見守り・困りごとの早期発見の仕組みづくりの構築につながります。

4. 「伝統・文化・歴史」が魅力です

津山市は約400年前に築かれた津山城を中心とした旧城下町であり、出雲街道沿いの町並み、寺院、神社等の歴史ある建造物や情緒ある風景が各地域に今も多く残っています。また、地域内では伝統や文化、芸術などの催しや祭りが開催され、地域によっては郷土芸能が受け継がれるなど、それらを通じた地域活性化や交流が図られています。

これらの取り組みを活かすことで、地域への愛着や関心を高め、継続的に地域の交流の輪を広げることができます。



地域での祭り風景

5. 「豊かな自然」が魅力です

きれいな空気、水、雑木林など多様で豊かな自然。山、川、田んぼなど美しい風景が各地に広がっています。また、見かけることが少なくなったトンボやホタルなど、こうした虫たちが生息するために必要な自然環境が数多く残っています。

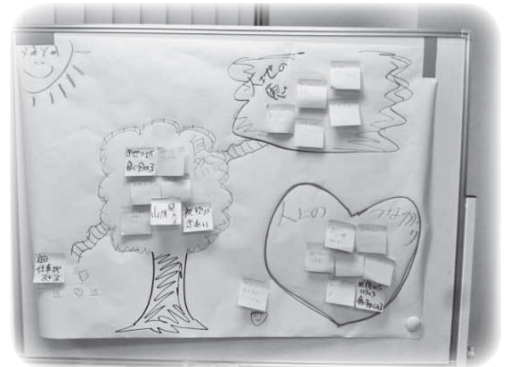
これらを活かした三世代交流やイベント、スポーツ・文化交流など開催することで、多様な交流の場を作ることができます。



市内の田園風景

【地域の課題（上位 20）】

- ① 地域の後継者不足（139 件）
- ② 道路が危険（133 件）
- ③ 子どもが少ない（119 件）
- ④ 高齢化の進行（102 件）
- ⑤ 外出が不便（96 件）
- ⑥ 空き家・空き地が多い（95 件）
- ⑦ 買い物に困る（91 件）
- ⑧ つながり・交流がない（73 件）
- ⑨ ひとり暮らし、高齢者夫婦世帯の増加（63 件）
- ⑩ 鳥獣被害（62 件）
- ⑪ 交通マナーが悪い（45 件）
- ⑫ 自然災害の不安がある（39 件）
- ⑬ 災害時の対応に不安がある（38 件）
行事や活動に参加する人が限られる（38 件）
- ⑭ 集まれる場所がない（27 件）
- ⑮ 通院に困る（26 件）
- ⑯ 農業従事者の高齢化、担い手不足（24 件）
- ⑰ 夜が暗くて危険（23 件）
- ⑱ 町内会に入らないので新しい人がわからない（22 件）
- ⑳ 環境の不備（19 件）



考察

1. 人口減少、少子高齢化の進行によるひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯・認知症高齢者の増加、地域との関わりを持ちたがらない人の増加によるつながりの希薄化により、地域基盤の弱体化が課題です。
2. 地域内の多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、住民が主体的に地域福祉活動に取り組めるように、いかに福祉意識を醸成していくかが課題です。
3. 地域活動の担い手や後継者の不足、若い人が関わろうとしない、また地域活動や交流の継続が課題です。今後、地域で活動できる人を育て、新たな人を巻き込む仕組みの検討が必要です。
4. 地域のとつながりの希薄化が進んでいる中、新たに入ってきた住民とのつながりづくりが課題です。今後、新しい住民も参加しやすい三世代交流の機会を増やすなど、つながりづくりのための取り組みが必要です。
5. 地域において、見守り、生きがい創出活動、交流の場づくりなどに取り組む、住民主体の実践組織との連携を強化するとともに活動などをいかに支援していくかが課題です。
6. 高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者などが、安全・安心にいきいきと暮らしていけるように、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等が連携・協働できる仕組みの構築が必要です。
7. 風水害や大規模な災害、巧妙な手口の犯罪が多発するなかで、住民一人ひとりへの日常的な自主防犯・防災意識の醸成と、地域全体で地域の安全を考えていける意識づくりが必要です。あわせて地域と連携・協働して防犯・防災活動を行っていく仕組みづくりが必要です。

2) ヒアリング調査

地域住民・団体、ボランティア、ふれあいサロン、センター講座、親子ひろば、当事者組織、ひとり暮らし高齢者、関係機関・団体、不動産業者、行政等から広くご意見を聞かせていただくために、ヒアリング調査を実施し、日頃の業務や活動から感じている「地域の課題」を中心に、意見を聴取しました。

【表2：ヒアリング・アンケート調査実施状況】

地域住民・団体、ボランティア、ふれあいサロン、センター講座、当事者組織等

| 団体 | 日時 | | 場所 | 参加人数 |
|--------------|-----------------|--------|-----------|------|
| | 日付 | 時間 | | |
| 老人センター講座生 | 6月10日 | 8:40～ | 老人福祉センター | 22人 |
| 南新座福寿会 | 6月12日 | 8:30～ | アリコベール | 10人 |
| 老人センター講座生 | 6月16日 | 10:00～ | 老人福祉センター | 6人 |
| 手話サークルわかば | 6月17日 | 13:30～ | 総合福祉会館 | 20人 |
| 老人センター講座生 | 6月19日 | 10:00～ | 老人福祉センター | 6人 |
| 中島町内会安全福祉部会 | 6月19日 | 14:00～ | 中島公会堂 | 6人 |
| 老人センター講座生 | 6月20日 | 11:00～ | 老人福祉センター | 27人 |
| 朗読ボランティアの会 | 6月23日 | 10:00～ | 総合福祉会館 | 20人 |
| 老人センター講座生 | 6月23日 | 12:00～ | 老人福祉センター | 20人 |
| 西吉田あじさい会 | 6月25日 | 10:00～ | 西吉田公会堂 | 17人 |
| さくらネット上野田 | 6月28日 | 13:30～ | 上野田集会所 | 15人 |
| すこやか体操クラブ | 7月1日 | 11:00～ | 加茂町福祉センター | 10人 |
| 油木下福寿会 | 7月2日 | 10:00～ | 油木下公会堂 | 12人 |
| 年輪ボランティアの会 | 7月3日 | 11:00～ | 総合福祉会館 | 15人 |
| 高野すみれ会 | 7月9日 | 10:00～ | 公会堂 | 7人 |
| 東山方わの会 | 7月18日 | 9:30～ | 公会堂 | 25人 |
| 勝北すみれ会 | 7月23日 | 13:30～ | 勝北老人憩いの家 | 20人 |
| カラオケクラブ | 7月31日 | 10:30～ | 加茂町福祉センター | 20人 |
| 下高倉東温か委員会 | 7月19日～ 9月15日 | 19:30～ | 下高倉東公会堂 | 99人 |
| 津山市身体障害者福祉協会 | 10月5日 | 10:00～ | 身障事務所 | 3人 |
| 地域版すくすく | 平成26年度実施 | | アンケート | 38人 |
| 合 計 | | | | 418人 |

ヒアリング・アンケート調査でいただいた419件の日頃の活動から感じている地域の課題や不安に感じることに、次のとおり、整理しました。

【地域の課題や不安に感じること（上位15）】

- ① 高齢者の活躍の場が無い（82件）
- ② 移動手段の問題（39件）
- ③ 住民や地域団体の連携（38件）
- ④ 気軽に集まれる場や機会が無い（29件）
- ⑤ 活動したいが、身体・時間的理由で活動できない（26件）
- ⑥ 講座・プログラムの内容（25件）
- ⑦ 世話役・リーダーの育成（23件）
- ⑧ 男性や若い人、新規参加者が少ない（20件）
支え合い・助け合いに気兼ねがある（20件）
- ⑩ 住民の地域活動に対する理解不足・参加者の固定（18件）
活動資金や財源の問題（18件）
- ⑫ 誘い出し（声かけ）の問題（15件）
- ⑬ 三世代・同世代での交流があまりない（14件）
ボランティアや講師への支援不足（14件）
- ⑮ 自分や家族等の健康不安（9件）

【表3：ヒアリング調査実施状況】

当事者、当事者織、ボランティア、親子ひろば、関係機関・団体、不動産業者、行政等

| 団体 | 日時 | | 場所 | 参加人数 |
|--|------------------|--------|---------|------|
| | 日付 | 時間 | | |
| 権利擁護関係（日援情報交換会） | 7月2日 | 13：30～ | 総合福祉会館 | 16人 |
| 自立相談支援センター | 7月6日 | 14：00～ | 津山市役所 | 2人 |
| 不動産業者（ありき・ウィング・中本屋） | 7月8日・14日・16日・28日 | | 各事業者事務所 | 4人 |
| 県北親の会ネット | 7月17日 | 20：00～ | 総合福祉会館 | 5人 |
| ボランティア団体（年輪ボランティア、 運転ボランティア、ふたば、れんげ畑） | 7月29日 | 10：00～ | 総合福祉会館 | 11人 |
| 自立支援協議会 | 7月29日 | 13：30～ | 総合福祉会館 | 11人 |
| 自立支援協議会就労支援部会 | 7月29日 | 15：30～ | 総合福祉会館 | 4人 |
| 津山・きびの会 | 7月30日 | 14：30～ | トトコの家 | 2人 |
| 美作自修会 | 7月30日 | 9：00～ | 美作自修会 | 1人 |
| *地域生活定着支援センター | 7月31日 | 15：30～ | 岡山県社協 | 1人 |
| *発達障害者支援センター | 8月4日 | 14：30～ | 県北支所 | 1人 |
| 介護者の会 | 8月5日 | 10：00～ | 総合福祉会館 | 6人 |
| みんなのつどい | 8月19日 | 14：30～ | 西苦田公民館 | 11人 |
| 親子ひろば「すくすく」 | | 随 時 | すくすく | 50人 |
| ひとり暮らし高齢者 | | 随 時 | 対象者宅 | 20人 |
| 合 計 | | | | 145人 |

ヒアリング調査でいただいた 695 件の日頃の活動から感じている地域の課題や不安に感じることに
ついて、次のとおり、整理しました。

【地域の課題や不安に感じること（上位 20）】

- ① 移動手段の不足（75 件）
- ② 総合的な相談窓口・支援体制の不足（49 件）
地域などでの支え合いの意識（49 件）
- ④ 権利擁護に関する制度・サービスの不足（45 件）
地域団体、関係機関・団体、行政、社協、包括等の連携不足（45 件）
- ⑥ 地域でちょっとした頼みごとに応えてくれる仕組みがない（43 件）
- ⑦ 権利擁護に関する窓口の不足（27 件）
- ⑧ 当事者・家族同士のつながりが出来る場が少ない（25 件）
- ⑨ 当事者への情報提供が少ない（24 件）
当事者ニーズに沿ったボランティアの不足（24 件）
*市民後見人の不足（24 件）
- ⑫ 権利擁護に関する情報提供が少ない（23 件）
当事者への支援体制の不足（23 件）
- ⑭ 乳幼児を連れて気軽に遊びに行ける場所が近くにない（22 件）
- ⑮ 障がい者の支援者に対する支援体制の不足（14 件）
ひきこもりの人が医療・サービスにつながりにくい（14 件）
- ⑰ ボランティアと支援者の情報共有の場が少ない（12 件）
- ⑱ 市民後見人等への支援体制の不足（11 件）
ひきこもりの人に対する地域内での支援が少ない（11 件）
- ⑳ ひきこもりの人が楽しめる場がない（9 件）
子どもが遊べる公園が少ない（9 件）

考察

1. 地域を基盤とした支え合い・助け合い活動をいかに推進していくかが課題です。今後、誰もが安心して暮らせるように、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等が連携・協働して福祉課題・生活課題の解決に取り組み、地域づくりを進めていく必要があります。
2. これまでも地域づくりの中核を担ってきた連合町内会、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどをはじめとする既存の各団体と、今まで以上に緊密に連携できる仕組みづくりが課題です。



作業部会

3. 活力ある地域社会の創造のため、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験・技術をどのように活かしていくかが課題です。今後、自分たちが住む地域を支える「地域の担い手」として、高齢者が地域社会に参画していく仕組みづくりが必要です。

4. 核家族化に伴い孤立する子育て中の人が増えていることが課題です。今後、地域で子育てを支援する仕組みとして、子育て中の親同士が気軽に交流し、子育ての悩みやストレスの解消、子育てに関する情報の収集ができる場が地域に必要です。
5. 高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者、ひきこもりの人やその家族等が抱える福祉課題・生活課題への対応が課題です。今後、あらゆる相談をワンストップで受け止め対応する総合相談窓口の設置や個別の支援と、それらの人々が暮らす地域づくりや新たな資源開発を一体的に行える仕組みづくりが必要です。
6. 公的な制度・サービスについての情報や*インフォーマルサービスの情報が、必要とする人へ届いていないことが課題です。今後、それらに対応するため様々な機会や媒体を活用し届けていく必要があります。
7. 高齢者や障がい者の移動支援が課題です。今後、地域における主体的な移動手手段の確保を支援するため、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と検討を進めていく必要があります。
8. 当事者組織等への加入減少が課題です。今後、適切な支援と情報が、それを必要とする人に伝わる仕組みが必要です。
9. 認知症高齢者やその家族、障がい者やひきこもりの人等に対する偏見が課題です。今後、偏見を取り除き理解啓発を図ることで、そういった人々が地域活動へ参加しやすくなるように、取り組みを進めることが必要です。
10. 要援護者の権利侵害が課題です。今後、意思決定を支援するために、関係機関・団体・行政等のネットワーク構築や地域ぐるみでの権利擁護の仕組みづくりが必要です。
11. 誰もが気軽にボランティアに参加できる環境づくりが必要です。今後、情報発信や講座の開催、活動の場と機会の確保など、活動へのきっかけづくりなどの環境整備が必要です。
12. 津山市社協の組織体制の充実・強化、財源の確保・充実、福祉拠点の管理・運営が課題です。今後、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と検討する必要があります。

(5) 津山市社協職員グループワークの結果から

4月22日、常勤・非常勤職員を対象に、研修会を開催（参加者56名）し、職員が日頃感じている「組織の課題や不安」について、グループワークにより把握した意見を次のとおり、整理しました。

- ① 職員間の連携及びコミュニケーションを図る（48件）
- ② 人材管理及び職員配置の見直し（47件）
- ③ 職員のスキルアップ、意欲向上のための研修（44件）
- ④ 働きやすい職場づくり（34件）
- ⑤ 社協会員加入率向上への取り組み（30件）
介護保険事業等の事業収入増強への取り組み（30件）
- ⑦ 地域住民及び各種団体への社協業務の周知不足（25件）
- ⑧ 計画遂行のための評価・見直しをして、業務のマンネリ化を防ぐ（24件）
- ⑨ 総合福祉会館及び鶴山福祉ビル、老人福祉センターの有効活用（12件）

考察

1. 津山市社協は、地域福祉を推進していくうえで、中核的な存在として機能していくため、組織体制の充実・強化、財源の確保・充実、福祉拠点の管理・運営、さらに住民への周知が課題です。今後、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と連携して、持続可能な組織体制のあり方について検討していく必要があります。
2. 実施事業に対する評価が課題です。今後、目的に合致し、適正かつ効率的に実施されているかどうか評価する仕組みが必要です。



活動計画職員研修会

(6) 第5次活動計画に反映させる課題

第4次活動計画の評価や津山市の現状、アンケート調査、座談会・ヒアリング調査、職員研修会で出された意見等を集約・分析し、地域の魅力と課題、社協組織の課題を整理しました。特に地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等との連携・協働により、解決していくことができると思われる課題を次のとおりまとめました。

1) 地域住民の福祉意識の醸成

地域福祉推進に向け、住民一人ひとりの福祉意識を高め、誰もが相手の立場になって、地域とともに生きるという意識を育んでいくことが必要です。

2) ご近所づきあい・支え合いの推進

身近な地域での日頃のつながりを基本とした支え合い・助け合いは、誰もが安心して地域で暮らしていくうえで、最も有効な取り組みであり、推進していく必要があります。

3) 支部単位の地域福祉活動団体（住民組織）との連携と小地域ケア会議の設置推進

地域住民が支部単位で*住民自治協議会や*まちづくり協議会等の実践組織を立ち上げ、地域での支え合い・助け合い活動や交流の場づくりなどに取り組んでいます。さらに、このような実践組織が有効かつ効果的に機能するためには、住民と*専門職とが福祉のまちづくりに向けて、話し合い、学び合い、つながり合う場である小地域ケア会議との連携が必要です。

4) 津山版地域包括ケアシステムの構築

高齢者の問題だけにとどまらず、子ども、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等の課題を、総合的な問題として捉える必要があります。したがって、さまざまな援助活動をバラバラに展開していくのではなく、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、民間事業者、学校、行政等と連携を密にし、ニーズの発見から支援、さらには地域づくりに至るまでの取り組みを一体的に進めていく、コミュニティソーシャルワークの視点をもとにした津山らしいケアシステムの構築に取り組んでいく必要があります。

5) 防犯・防災のまちづくりとの連携

災害時に住民が支え合う地域づくりに必要な取り組みとして、地域住民の防犯・防災に関する意識を高めていくとともに、日頃から地域での見守り・支え合い活動が必要です。今後、地域における防犯・防災のまちづくりと福祉のまちづくりとの連携を推進していく必要があります。

6) 地域福祉の担い手の育成と支援

町内会長、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどへの活動支援に加え、連携・協働できる地域のアンテナ役として、地域福祉推進委員（仮称）の設置を推進していく必要があります。

また、高齢者等が有する経験や知識、特技を活かせる地域活動やボランティア活動の開発・推進が必要です。

7) ボランティア活動センター機能の強化

*ボランティア活動センターの機能を強化するため、子どもから高齢者までのあらゆる世代に対して、ボランティア意識の啓発や情報提供により参加機会の拡大を目指すとともに、市内で活動するボランティア・NPO同士の連携・協働を促進し、活動の活性化を図り、ネットワークを構築して体制を強化する必要があります。

また、ボランティア・NPO、行政等と災害発生時やその後の対応について、津山市社協が果たす役割の明確化を行い、災害ボランティアセンターが機能する仕組みの検討が必要です。

8) 福祉に関する情報提供の充実

高齢者や障がい者、子育て世帯等へ必要な情報が伝わっていないとの課題があり、必要な人に必要な情報が届くように、様々な機会や媒体を活用して情報提供していく必要があります。

9) 生活困窮、孤立、ひきこもり、虐待支援の推進

地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と連携し、支援を必要とする方の早期発見・早期対応、支え合い・助け合いの仕組みの構築、社会資源の発掘・開発をしていく必要があります。

10) 認知症の人とその家族への支援の推進

認知症の人やその家族が直面する福祉課題・生活課題を把握するとともに、認知症に対する正しい理解を進めるため、認知症サポーター養成講座などの啓発活動の推進が必要です。また、認知症の人が地域と関われる仕組みや見守りネットワークの構築、社会資源の開発、認知症キャラバンメイトなどの人材育成など、地域とのつながりが実感できる支え合い・助け合いの取り組みや支援の仕組みが必要です。

11) 地域での子育て支援の推進

子育て世帯が地域で安心して子育てができるよう、身近な地域での取り組みを展開する愛育委員を中心とした地域団体やボランティア・NPO、学校・保育所や子育て支援関係機関等と連携を図りながら、地域ぐるみの子育て支援を推進していく必要があります。

12) コミュニティソーシャルワーカーの配置

支援を必要とする人の増加や潜在化するニーズに対し、既存の相談機能だけでは対応しきれない状況のなかで、あらゆる相談を受け止め、個別課題から地域課題に即した社会資源開発と地域支援ネットワークの構築、住民による支え合い・助け合いの仕組みづくりや地域づくりを行う福祉の専門職として、コミュニティソーシャルワーカーの配置が必要です。

13) 総合的な権利擁護への取り組みの必要性

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安がある方への支援として、*成年後見制度の普及・啓発や関係機関・団体、行政等との支援ネットワークの構築、法人後見の実施など、ワンストップによる成年後見制度相談窓口として「*権利擁護センター」の設置が必要です。

14) 高齢者・障がい者等の移動・外出支援

高齢者・障がい者等の移動手手段の確保や支援に関する課題が多く、今後の少子高齢化の進行などを踏まえて、地域における移動手手段確保の取り組みについて、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と検討していく必要があります。

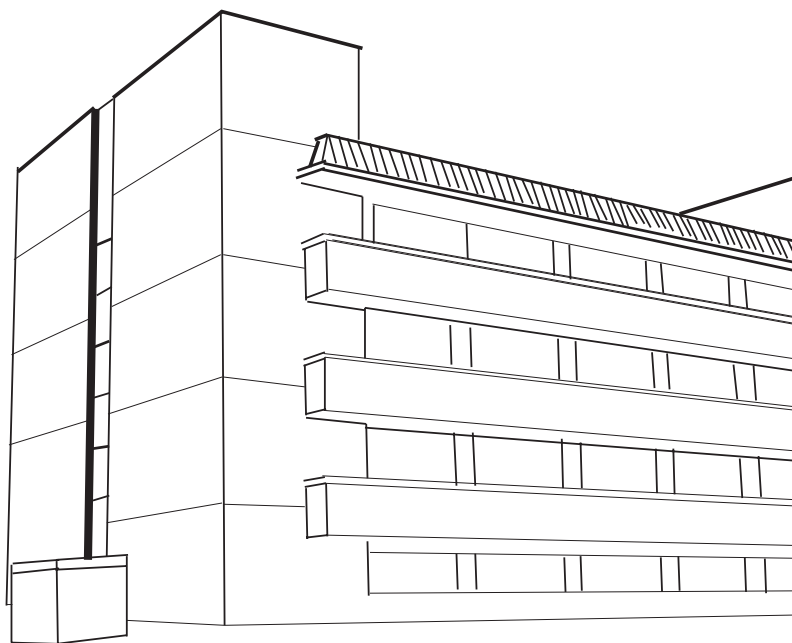
15) 社会福祉協議会の体制強化と周知

地域福祉を推進していくうえで、中核的な存在として機能していくため、組織体制の充実・強化、財源の確保・充実、福祉拠点の管理・運営など、組織としての基盤を広範囲にわたって強化する必要があります。そのために理念や目指すべき方向性を明確にした指針が必要です。

また、地域に開かれた組織として、あらゆる媒体を活用し広報活動をするとともに、各課が連携して、職員が積極的に地域に出向き、各種事業や社協会費・*共同募金などについて、直接地域住民に情報提供や依頼を行う必要があります。

第3章

計画の基本事項



第3章 計画の基本事項

(1) 基本理念

第5次活動計画は、住民主体の原則のもと、地域を拠点とする新たなサービス開発や支援を必要とする人も一緒に参画できる地域の居場所づくり・出番づくりなど、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等が一丸となって推進する民間の行動計画です。

これを目指すべき地域社会の姿として、次のとおり基本理念を定めます。

社協と地域で やるきをもちより きずこう よろこびあふれる うつくしいまち津山

し

● 社協と地域で

地域づくりの主体である地域住民・団体はもちろん、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等を地域福祉推進の力として捉え、津山市社協と協働すること。

や

● やるきをもちより

地域と津山市社協が自分たちにできることを考え、お互いに力を合せて、より大きな力を発揮していくこと。

き

● きずこう

目指すべき地域の姿である「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進していくこと。

よ

● よろこびあふれる

地域がつながり、支え合い・助け合い、誰もが自分なりの幸せを感じて生活していくことで、まち全体が笑顔で一杯になっていくこと。

う

● うつくしいまち津山

津山の“まち（地域）”や“人”が、笑顔で一杯になり、輝きに満ちた美しいまちになること。

(2) 基本目標

基本理念を実現するために、第1次福祉計画が示す4つの基本目標に、独自に新たな目標（基本目標5）を追加し、次の基本目標を設定します。

基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

地域住民が、心豊かな生活を送ることができるように、地域みんなで助け合い・支え合いの意識づくりと基盤整備に努めます。また、各施策が補完し合い、総合的な医療・保健・福祉サービス等が提供できるように、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、民間事業者、行政等の密接な連携・協働の体制の構築に取り組みます。

基本目標2 安全・安心なまちづくり

お互いさまの意識による、日常的な地域の見守りや支え合い・助け合いなどのつながりを活かした福祉のまちづくりと、地域における防犯・防災のまちづくりとの連携・協働を推進していきます。

基本目標3 活力あふれるまちづくり

地域住民が、健康で生きがいに満ちた生活を送れるよう、生きがいづくりや居場所づくりを進めるとともに、自分の能力を活かしながら地域で活躍できる人材の育成・支援に取り組みます。

基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり

高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者、ひきこもりの人等が、地域社会の中で安心して暮らしつつけられるよう、必要な情報が効果的に得られる仕組みの整備や地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と連携して自立を支える相談支援体制を構築します。

基本目標5 社協の組織体制の充実・強化

住民主体を原則とした地域福祉を推進する中核的団体として位置付けられている津山市社協として、地域の期待に応えられるように、組織体制の充実・強化、財源の確保・充実、福祉拠点の管理・運営、広報活動、計画の進捗管理等に取り組みます。

(3) 計画の体系

【図3：第5次活動計画体系図】

| | | |
|---|--|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">社協と地域でやるきをもちよりきぎずこうじょう よろこびあふれるうつくしいまち津山</p> | <p style="font-weight: bold;">基本理念</p> | <p>基本目標1：みんなで支え合うまちづくり</p> <p>(1) 地域で支え合う意識の醸成</p> <p>①住民福祉座談会の開催 ②地域型福祉共育（教育）の推進 ③学校における福祉教育の推進</p> <p>(2) 津山版地域包括ケアシステムの推進</p> <p>④津山版地域包括ケアシステムの構築</p> <p>(3) 地域を基盤とした福祉活動の推進</p> <p>⑤地域福祉推進のための関係団体との連携強化 ⑥支部単位の地域福祉活動団体（住民組織）との連携と活動支援 ⑦ふれあいサロンの設置推進と支援</p> <p>(4) 小地域ケア会議の推進</p> <p>⑧小地域ケア会議設置推進と運営支援</p> <p>(5) ボランティア・NPO 活動の促進</p> <p>⑨ボランティア活動センター機能の充実</p> <p>基本目標2：安全・安心なまちづくり</p> <p>(1) 日常的な緊急時対策の強化</p> <p>⑩要援護者の把握と情報共有の仕組みづくり</p> <p>(2) 日常的な防犯・防災対策の強化</p> <p>⑪防犯・防災の地域組織との連携と啓発活動</p> <p>(3) 災害時の要援護者対策の強化</p> <p>⑫災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備</p> <p>基本目標3：活力あふれるまちづくり</p> <p>(1) こころと体の健康づくり</p> <p>⑬高齢者の生きがいづくり事業</p> <p>(2) 地域交流の促進</p> <p>⑭三世交代の推進</p> <p>(3) 地域で福祉活動をする人材の育成</p> <p>⑮認知症地域支援事業 ⑯地域福祉推進委員の設置</p> <p>基本目標4：福祉サービスが充実したまちづくり</p> <p>(1) 相談支援体制の充実</p> <p>⑰権利擁護センターの設置 ⑱コミュニティソーシャルワーカーの配置</p> <p>(2) 地域福祉活動への支援</p> <p>⑲地域子育て支援の仕組みづくり ⑳生活困窮者自立支援の仕組みづくり</p> <p>(3) 自立を支える体制基盤づくり</p> <p>㉑障がいのある子どもの学習と体験の充実 ㉒認知症の人や家族を支える仕組みづくり ㉓高齢者・障がい者の移動支援</p> <p>基本目標5：社協の組織体制の充実・強化</p> <p>(1) 組織体制の充実・強化</p> <p>㉔社協の計画的な発展強化への取り組み （組織体制の充実・強化、財源の確保と充実、福祉拠点の管理・運営） ㉕社協会員の加入促進</p> <p>(2) 広報の充実・強化</p> <p>㉖広報活動の充実</p> <p>(3) 事業評価の実施</p> <p>㉗事業評価の実施</p> |
|---|--|--|

(4) 計画の理解と普及

計画の理解を推し進めていくためには、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等の連携が不可欠です。そのため、広く周知を行うとともに、計画の推進の協力を求めていきます。

1) 計画書と概要版の作成・配布

第5次活動計画書と概要版を作成し、広く地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等へ配布します。

2) 説明会等を開催し協力を依頼

地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等が開催する会合などの機会を活用し説明会を開催します。

3) 懇談会・座談会、小地域ケア会議等での説明

各地区で懇談会・座談会を開催するとともに、小地域ケア会議において、第5次活動計画の説明を実施します。

4) 社協だよりやホームページへの掲載

広報紙や*ホームページを活用して、広く地域住民に対して広報を行います。

(5) 計画の進捗管理

計画の実効性を高め円滑で着実な実施を図るためには、適切に進捗管理を行う必要があります。

そのためには、計画に基づく実施事業の進捗状況や、達成度を定期的に把握するとともに、中間・最終評価を実施し、必要に応じて見直しなどを行い、常によりよい活動や取り組みを推進できるように努めます。

(6) 事業評価の体制

第5次活動計画を、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに推進していくために、計画の達成度を評価し、一定の期間で見直すことが必要です。この進捗管理等を含む事業評価の体制として、学識経験者や津山市社協役員等で組織する評価委員会を設置します。

第4章

実施事業（重点事業）の推進

第4章
実施事業（重点
事業）の推進

地域
部会

人
部会

サービ
部会

社協
部会



第4章 実施事業（重点事業）の推進

(1) 実施事業の選定理由と方法

座談会や地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等へのヒアリング調査、第1次福祉計画を参考に、多くの福祉課題・生活課題の把握ができました。

しかし、現在の津山市社協の*マンパワーや財政状況では、今回の第5次活動計画にそれらすべての実施事業を検討し盛り込んでいくことはできません。

そのため、第4次活動計画の検証結果と、策定委員会での協議を踏まえて、より効果的に事業を展開できるように優先度の高い事業を次の4つの基準を設けて整理し、実施事業（重点事業）としました。

1) 必要性

課題として多数あげられているものについて優先します。

2) 緊急性

今後必要となってくると思われるもので、早急に対応する必要があるものについて優先します。

3) 協働性

地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等との役割分担によって協働することで、解決することができるものについて優先します。

4) 整合性

第1次福祉計画との整合性を図りながら対応する必要があるものを優先します。

(2) 実施事業（重点事業）

ここまで、「基本理念」及び5つの「基本目標」、それを具体化させるために「活動目標」を定めました。

この基本目標・活動目標に沿って、前記の作業部会ごとに検討内容を分け、職員はもとより外部委員にも参加していただき、幅広い視野で検討を重ね、次のとおり27項目の「実施事業（重点事業）」を計画しました。

なお、作業部会ごとの基本目標については以下のとおりとし、事項より各「実施事業（重点事業）」の内容をより詳細に表し、計画的に事業が実施できるように、実施事業計画や評価指標を明記しています。

1) 作業部会ごとの検討内容（基本目標）

- 地域部会：「みんなで支え合うまちづくり」「安全・安心なまちづくり」
- 人部会：「活力あふれるまちづくり」
- サービス部会：「福祉サービスが充実したまちづくり」
- 社協部会：「社協の組織体制の充実・強化」

① 住民福祉座談会の開催

(既存事業)

| | | | | | |
|----------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 現状と課題 | <p>津山市社協は、地域住民の主体的な参画をもとに福祉課題・生活課題の共有やニーズ把握に努め、連携・協働により福祉のまちづくりを進めています。</p> <p>しかし、第1次福祉計画のアンケート調査や第5次活動計画に当たっての策定委員会、作業部会、座談会等において、津山市社協の認知度は低く、さらに社協会費や共同募金についても協力依頼や集まった募金の使途について説明が不十分であるとの意見が多くあがりました。</p> <p>このことから、第5次活動計画が地域に根ざしたものとなり、さらに社協会費、共同募金、事業内容等について、地域住民の理解を得るためには、丁寧に地域住民に周知し、顔の見える関係を築いていくことが必要です。</p> | | | | |
| 事業概要 | <p>第5次活動計画策定において開催した座談会を、連合町内会との共催により発展的に継続実施します。</p> <p>また、地域住民と課題や情報を共有することで、今よりも津山市社協を身近に感じ、連携・協働を進めていくきっかけをつくることを目的に取り組みます。</p> | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①懇談会の開催 平成27年度に座談会を開催した支部で懇談会を開催し、第5次活動計画の説明や意見交換を実施します。</p> <p>②座談会の開催 連合町内会支部単位で座談会を開催し、津山市社協（総務課・地域福祉課（地域包括支援センター含）・介護福祉課・各福祉センター）の職員が出向き、福祉情報の提供、第5次活動計画、社協会費、共同募金、事業内容等について丁寧に説明します。</p> <p>また、地域課題やニーズ把握のためのグループワークや意見交換を実施することで、地域の現状や動向を把握します。</p> | | | | |
| 連携機関・団体 | 連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、地域住民・団体 | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| | ①懇談会の開催 年間17支部 合計17支部 | | | | |
| | <p>②座談会の開催</p> <p style="text-align: center;">⇨</p> <p>年間11支部 合計11支部</p> <p style="text-align: center;">⇨</p> <p>年間11支部 合計22支部</p> <p style="text-align: center;">⇨</p> <p>年間11支部 合計33支部</p> <p style="text-align: center;">⇨</p> <p>年間11支部 合計44支部</p> | | | | |



住民福祉座談会

② 地域型福祉共育（教育）の推進

（新規事業）

| | | | | | |
|---|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 現状と課題 | <p>少子高齢化や核家族化の進行により、家族規模の縮小、教育力の低下、ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯の増加など、自助機能の脆弱化や孤立の問題が起きています。さらに、地域行事や活動への参加者も固定化され、地域住民同士のつながりが希薄化している現状もあります。</p> <p>また、病院等からの地域移行も進められ、社会的入院の解消も図られるようになっており、地域で安全・安心に暮らせる環境づくりが求められています。</p> <p>こうしたなかで、*共生社会の実現に向けて、*合理的配慮のもとに、地域住民一人ひとりが、福祉に関心を持ち、地域に存在するさまざまな課題に気づき、解決に向けて自分にできる事を考え、実践へ移していけるように、地域を基盤とした福祉意識の醸成が必要です。</p> | | | | |
| 事業概要 | <p>地域での福祉教育の取り組みについて、地域住民、関係機関・団体、行政等と学習内容を検討し、他人ごとから自分のことへ、自分たちの地域のことへと意識が持てるように、地域住民の福祉課題・生活課題への気づきを促し、主体的に福祉に参加するきっかけをつくります。</p> <p>また、地域が一体となり組織的に福祉課題・生活課題およびその解決に向けて考え、身近なところから取り組みを進め、活動を振り返りながら継続実施していくための*福祉共育を検討し、推進します。</p> | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①地域型福祉共育についてプロジェクトチーム設置 福祉共育の地域での実施に向けて、住民福祉活動から認知症や障がい（身体、知的、発達、精神）、ボランティア活動まで幅広く検討を行うために、課・係にとらわれず横断的なプロジェクトチームを設置します。</p> <p>②*小地域福祉活動計画策定のモデル実施 小地域ケア会議を開催している地域から、モデル地区を選定し、地域住民が自ら、“福祉力”を育み、自分たちの地域の福祉課題・生活課題の把握や、課題解決に向けた、地域ならではの実践の検討について、小地域福祉活動計画の策定によるPDCAサイクルを取り入れた福祉共育について検証します。</p> <p>③小地域福祉活動計画策定の推進 策定の推進にあたり、より効果的な実施が行えるように、地域住民と専門職（行政、津山市社協、地域包括支援センター等）との協働により取り組みます。</p> | | | | |
| 連携機関・団体 | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、当事者・家族の団体、介護保険事業者連絡協議会、小学校、中学校、高校、大学、小地域ケア会議、NPO支援センター、公民館、津山市（協働推進室）</p> | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| ①地域型福祉共育についてプロジェクトチーム設置 ⇒ | ⇒ | ⇒ | | | |
| ②小地域福祉活動計画策定のモデル実施 ⇒ 年間 1 箇所 合計 1 箇所 | ⇒ 年間 1 箇所 合計 1 箇所 | ⇒ 年間 1 箇所 合計 2 箇所 | | | |
| | | | ③小地域福祉活動計画策定の推進 | | |
| | | | ⇒ 年間 2 箇所 合計 2 箇所 | ⇒ 年間 2 箇所 合計 4 箇所 | ⇒ 年間 2 箇所 合計 6 箇所 |



地域づくりビジョン

③ 学校における福祉教育の推進

(新規事業)

| | |
|----------------|---|
| <p>現状と課題</p> | <p>津山市社協は、*総合的な学習の時間などで、多くの小学校で、福祉体験教室の依頼が入り、身体障がい、手話、視覚障がい、認知症等について、学校で福祉を体験する機会を提供しています。しかし、福祉教育の実践については、指定校を中心とした学校の取り組みとなっていることや、学んだことを日常生活のなかで活かしてきれていないことが課題です。</p> <p>さらに、*障害者基本法の改正や*障害者差別解消法の成立に伴い、*障害者の権利に関する条約に基づく*インクルーシブ教育の一層推進が求められています。</p> <p>このため、今後は、インクルーシブ教育としてのプログラムづくりをはじめ、子どもたちが、「地域でともに生き、ともに学びあい、ともに育ちあう」意識を育むために、当事者・家族の団体や地域住民・団体、行政等と連携することで、福祉教育を展開する仕組みを構築し、推進していく必要があります。</p> |
| <p>事業概要</p> | <p>「地域でともに生き、ともに学びあい、ともに育ちあう」福祉教育を通して、地域に根ざした学習活動へと展開できるように、当事者・家族の団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、学校等と福祉教育の現状を把握するとともに、幅広い実践を積み上げ「福祉教育の手引き（仮称）」を作成し、福祉教育を推進します。</p> |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①福祉教育検討委員会の設置 福祉教育のあり方と視点について整理し、実践に向けた福祉教育プログラムの検討とモデル事業の実施、手引きの作成、研修などについて、当事者・家族の団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、学校等と協議します。</p> <p>②福祉教育の取り組みに関する調査 学校における福祉教育の取り組み状況と課題、今後の取り組みに向けての意向を把握することを目的にアンケート調査を実施します。</p> <p>③地域と学校をつなぐ福祉教育モデル事業の実施 検討委員会において、福祉教育指定校事業を活用して、研究モデル校を指定し、認知症、障がい等、様々な人々との関わりによる具体的な授業の進め方、地域住民との連携方法など、福祉教育プログラムの開発を行います。</p> <p>④「福祉教育の手引き（仮称）」の作成 教職員向けに、福祉教育のねらい、進め方、地域住民との連携方法、モデル事業などの実践事例を盛り込んだ手引きを作成します。</p> <p>⑤福祉教育モデル事業実施報告会の開催 当事者・家族の団体、学校、行政等を対象に、モデル事業の成果をもとに、学校が地域住民と連携しながら、どのように福祉教育に取り組むのか、そしてそれを津山市社協がどう支援するのかについて周知する機会として、報告会を開催します。</p> <p>⑥教職員向け研修会の開催 教職員を対象に、夏季休業日等を活用して、地域と学び合える福祉教育の展開について、手引きを用いての研修会を開催します。</p> |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、当事者・家族の団体、ボランティア・NPO、NPO支援センター、認知症キャラバンメイト、小学校、中学校、高校、大学、医療機関、津山市（教育総務課、学校教育課）</p> |



夏のボランティア体験

| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|--------------------------|------------------------------------|----------------------------|----------|----------|
| | ①福祉教育検討委員会の設置 → | → | → | | |
| | ②福祉教育の取 り組みに関する 調査 | | | | |
| | | ③地域と学校を つなぐ福祉教 育モデル事業 の実施 | | | |
| | | ④「福祉教育の手引き (仮称)」の 作成 → | → | | |
| | | | ⑤福祉教育モデ ル事業実施報 告会の開催 | | |
| | | | ⑥教職員向け研修会の開催 → | → | |



車いす体験教室



介護体験教室



子ども認知症サポーター養成講座



子ども民生委員活動

第4章
実施事業
(重点
の推進)

地域
部会

人
部会

サー
ビス
部会

社協
部会

④ 津山版地域包括ケアシステムの構築

(既存事業)

| | |
|----------------|---|
| <p>現状と課題</p> | <p>生活困窮者自立支援法や[*]障害者総合支援法の施行に伴い、生活困窮者、障がい者の支援を通して見えてきた、福祉課題・生活課題の対応や地域づくりが求められています。また、介護保険法の改正により、医療と介護の連携強化が一層図られ、要支援認定者の訪問介護や通所介護サービスは、地域住民の支え合い・助け合いを基本とした支援へと、徐々に移行することが打ち出されました。</p> <p>こうしたなかで、高齢者や障がい者の生活を支援するサービス事業者は増加し、地域住民が参加できるイベントの開催や生活支援サポーター事業など、地域住民のつながりを意識した支え合い、助け合いや高齢者の生きがいづくりに取り組む施設も多くなっています。</p> <p>また、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等、各分野の専門職が事例検討や協議などを通して、地域での生活支援について検討しています。</p> <p>今後、津山市社協も地域福祉の中核を担う機関として、それらの地域福祉実践に取り組む、あらゆる分野の地域住民・団体、ボランティア・NPO、民間事業者、関係機関・団体、行政等との連携を強化するとともに協働していく仕組みづくりが必要です。</p> |
| <p>事業概要</p> | <p>津山版地域包括ケアシステムの構築のために、津山市地域包括ケア会議を基本とした、関係機関・団体等との連携の強化を図ります。</p> <p>また、地域のネットワークを加え、高齢者、障がい者、子育て世代、生活困窮者等、各分野の保健・医療・福祉等の関係機関・団体、民間事業者、NPO 団体、行政等との連携の拡充を図ります。</p> |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①保健・医療・福祉等の関係機関・団体、行政等との連携づくり 引き続き、津山版地域包括ケアシステムについて、保健・医療・福祉等の関係機関・団体、行政等と協議・連携して、具体的なシステムや体制構築に向けた取り組みを進めます。</p> <p>②地域包括ケア会議の構成団体等の拡充 障がい者、子ども、生活困窮者、権利擁護等の地域課題やニーズに応じて、関係機関・団体、民間事業者、NPO 団体、行政等、地域包括ケア会議の構成団体を検討し、メンバーの拡充を図ります。</p> <p>③地域包括ケア会議と小地域ケア会議、[*]個別地域ケア会議との連携づくり 地域包括ケア会議が、小地域ケア会議と個別地域ケア会議から見えてきた地域課題の検討・協議が行える場となるように連携体制を検討し、構築します。</p> <p>④[*]社会福祉法人等の地域における公益的な活動との連携 市内の社会福祉法人等が実施する、地域における公益的な活動と連携し、地域課題の共有や解決に向けて取り組みます。また、連携・協議の場についても検討します。</p> <p>⑤民間事業者との連携強化 ライフライン事業者や配達事業者、金融機関等の民間事業者と津山市が[*]見守り協定（つやま見守ろうねット）の締結を通して、既存の研修に加えて、新たな研修や意見交換の場を検討し、連携の強化を図ります。</p> |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>地域包括ケア会議構成委員、地域住民・団体、ボランティア・NPO、民間事業者、関係機関・団体、津山市（生活福祉課、障害福祉課、高齢介護課、健康増進課）</p> |



地域包括ケア会議



小地域ケア会議

| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | |
|---------------------------|-----------------------------------|----------|----------|----------|----------|--|
| | ①保健・医療・福祉等の関係機関・団体、行政等との連携 | | | | | |
| | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | |
| | ②地域包括ケア会議の構成団体等の拡充 | | | | | |
| | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | |
| | ③地域包括ケア会議と小地域ケア会議、個別地域ケア会議との連携づくり | | | | | |
| ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | | |
| ④社会福祉法人等の地域における公益的な活動との連携 | | | | | | |
| ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | | |
| ⑤民間事業者との連携強化 | | | | | | |
| ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | | |



地域と行政・社協との連携づくり













見守り協定調印式



保育園と地域との交流会

⑤ 地域福祉推進のための関係団体との連携強化

(既存事業)

| | | | | | |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 現状と課題 | <p>第5次活動計画策定へ向けての座談会の結果や統計から、地域では少子高齢化や核家族化などにより、家族や地域での支え合い・助け合いが減少し、地域住民同士の付き合いが希薄化してきている現状が見えてきました。</p> <p>また、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童・高齢者虐待など支援が必要な人も増加しています。そのようななかで、連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会等が課題解決に向けて、熱心に活動に取り組んでいます。</p> <p>それらの関係団体と、より効果的に地域の課題を解決していくために、お互いの情報やノウハウ、活動における課題を共有し、より一層連携を強化していくことが必要です。</p> | | | | |
| 事業概要 | <p>お互いに顔が見える関係を構築するとともに、活動における課題などの共有を図り、地域福祉活動の充実と着実な推進を図るために、定期的に意見交換をする場をつくります。</p> <p>あわせて、津山市社協の第5次活動計画の進捗、課題などについても共有しながら、取り組みの着実な推進に向けて協議します。</p> | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①連合町内会支部長・社会福祉協議会福祉推進会議の開催 地域住民への社協会費・共同募金・各種事業の啓発・周知、協力依頼など、連合町内会の理解を求め推進していくことや、福祉情報の提供、推進における課題解決などを協議します。</p> <p>②地域福祉推進関係団体と意見交換会の開催 連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会等が定期的に開催している役員会や支部長会議などに参加させていただき、お互いに顔が見える関係を構築するとともに、取り組みなどについての依頼・報告、第5次活動計画の進捗などを共有する機会をつくります。</p> | | | | |
| 連携機関・団体 | 連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、津山市（協働推進室、生活福祉課、健康増進課） | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| | ①連合町内会支部長・社会福祉協議会福祉推進会議の開催 | | | | |
| |  年間 1 回 合計 1 回 |  年間 1 回 合計 2 回 |  年間 1 回 合計 3 回 |  年間 1 回 合計 4 回 |  年間 1 回 合計 5 回 |
| | ②地域福祉推進関係団体と意見交換会の開催 | | | | |
| |  各団体 年 1 回以上 |  各団体 年 1 回以上 |  各団体 年 1 回以上 |  各団体 年 1 回以上 |  各団体 年 1 回以上 |



連合町内会支部長・社会福祉協議会福祉推進会議

⑥ 支部単位の地域福祉活動団体（住民組織）との連携と活動支援 （既存事業）

| | | | | | |
|--------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 現状と課題 | <p>地域の少子高齢化や核家族化の進展、つながりの希薄化、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の急増などにより、地域での見守り活動の重要性が高まっています。</p> <p>また、ひきこもり防止や生きがい創出活動、つながりづくりなどの取り組みが地域に求められるようになっていきます。</p> <p>防犯・防災の仕組みづくりでは、地域での日頃からの支え合い・助け合いはもちろん、近隣の地域同士でのつながりによって、多くの人が関わることで、非常時のスムーズな支援や対応につながります。</p> <p>これらの地域課題の解決や取り組みを進めるためには、地域住民が、自分たちの住んでいる地域の福祉課題・生活課題や、困りごとを自分たち自身の問題として受け止め、関係機関・団体、行政等と連携・協働し、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」に取り組んでいくことが重要です。</p> <p>このような状況で、既に危機感を持った地域住民が、住民自治協議会やまちづくり協議会など、連合町内会支部単位で地域福祉を実践する組織を立ち上げ、それぞれの地域課題に即した活動を展開しています。</p> <p>津山版地域包括ケアシステムイメージ図でも、支部単位の地域福祉活動団体（住民組織）を、小地域ケア会議の連携先として位置づけており、津山市社協として、これらの活動団体への関わり方や支援方法を整理し、連携を強化するとともに、市全域に広めていくことが必要です。</p> | | | | |
| 事業概要 | <p>関係機関・団体や行政が参画した支部単位の地域福祉活動団体（住民組織）に対して、活動における相談を受け付け必要な情報を提供、活動・運営の手引きの作成、場合によっては事業等への補助金を交付するなど、支援体制を構築します。</p> <p>また、支部単位の地域福祉活動団体に関わる、関係機関・団体や行政と連携して、津山市社協としての支援体制を構築し、市全域に広めます。</p> | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①検討委員会の設置 住民自治協議会やまちづくり協議会等を所管、支援する関係機関・団体や行政に働きかけ、それらの組織との連携や活動支援の方法について確認するとともに、活動・運営の手引きを作成し、協働できる体制を構築します。</p> <p>②支部単位の地域福祉活動団体との連携 多様な地域福祉活動を実践している支部単位の地域福祉活動団体（住民組織）の活動に協力・支援し、地域のニーズに合った新たな活動に取り組めるように、住民の意識や参画の意欲づくりに取り組みます。また、小地域ケア会議との連携により活動の活性化を図ります。</p> | | | | |
| 連携機関・団体 | 連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、住民自治協議会、まちづくり協議会、NPO支援センター、津山市（協働推進室） | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| ①検討委員会の設置 | | | | | |
| ②支部単位の地域福祉活動団体との連携 | ⇨ 年間 24 箇所 合計 24 箇所 | ⇨ 年間 5 箇所 合計 29 箇所 | ⇨ 年間 5 箇所 合計 34 箇所 | ⇨ 年間 5 箇所 合計 39 箇所 | ⇨ 年間 5 箇所 合計 44 箇所 |



地域講演会



地域高齢者交流会

⑦ ふれあいサロンの設置推進と支援

(既存事業)

| | |
|----------------|---|
| <p>現状と課題</p> | <p>地域住民のつながりが希薄化している今日、地域では認知症や孤立等による福祉課題・生活課題が多様化・深刻化しており、今後は地域住民によるふれあいや支え合い・助け合い活動の充実が必要です。</p> <p>そこで、津山市社協では町内会単位で地域に暮らす住民同士が集会所や公会堂等の身近な場所で気軽に集い、ふれあいながら楽しい時間を過ごす、ふれあいサロンの設置や活動の活性化に向けて、補助金交付などにより支援を行っています。</p> <p>また、設置にあたり、市内で同様の単位・構成により活動している、こけないからだ講座との連携を推進しています。</p> <p>さらに、ふれあいサロンリーダーの支援と各サロン同士の交流や情報交換、意見集約などを目的として年1回開催しています。</p> <p>しかし、津山市社協に登録しているふれあいサロンは、平成27年度168箇所となっており、後継者不足などで微減となっています。</p> <p>さらに、研修・交流会などを通して、活動のマンネリ化やリーダーの高齢化、担い手不足、参加者の固定化、男性の参加者が少ないなどの課題が寄せられています。</p> |
| <p>事業概要</p> | <p>ふれあいサロンが地域関係団体やこけないからだ講座と連携し、参加者相互のふれあいを重視した、人と人とがつながり合えるふれあいサロンとなるように推進します。</p> <p>また、参加者のみならず、ひとり暮らしの方やふれあいサロンに参加されなくなった方など「気になる方」への見守りについても推進します。</p> <p>さらに、ふれあいサロン同士の交流を中心とした情報交換や情報提供、意見集約の場として研修会を開催し、充実したサロン活動が行えるよう支援するとともに、津山市社協としての関わりを深めます。</p> |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①ふれあいサロンの設置推進 誰もが気軽に、無理なく、楽しく利用できる“地域のなかの居場所”として、ふれあいサロンの設置を推進します。</p> <p>②ふれあいサロンとこけないからだ講座との連携 こけないからだ講座からも、様々な地域のふれあい活動につながっていることから、この取り組みと連携を図ることで、ふれあいサロンとしての活動を支援します。</p> <p>③*ご近所福祉ネットワーク活動の推進 これまでのふれあいサロン活動で培った住民同士の関係を、住民相互の支え合い・助け合い活動の展開へとつなげていけるように支援します。</p> <p>④ふれあいサロンリーダー研修会の開催 ふれあいサロンのリーダーの交流を中心とした情報交換や情報提供、意見集約により、個々の活動がより充実したものとなるように、サロンリーダーを対象とした研修会を開催します。</p> |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、津山市（協働推進室、生活福祉課、健康増進課）</p> |



こけないからだ講座



ふれあいサロンリーダー研修・交流会

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 評価指標 (数値目標) | ①ふれあいサロンの設置推進 | | | | |
| | 年間 10 個所 合計 10 個所 | 年間 10 個所 合計 20 個所 | 年間 10 個所 合計 30 個所 | 年間 10 個所 合計 40 個所 | 年間 10 個所 合計 50 個所 |
| | ②ふれあいサロンとこけないからだ講座との連携 | | | | |
| | → | → | → | → | → |
| 評価指標 (数値目標) | ③ご近所福祉ネットワーク活動の推進 | | | | |
| | 年間 20 個所 合計 20 個所 | 年間 20 個所 合計 40 個所 | 年間 20 個所 合計 60 個所 | 年間 20 個所 合計 80 個所 | 年間 20 個所 合計 100 個所 |
| 評価指標 (数値目標) | ④ふれあいサロンリーダー研修会の開催 | | | | |
| | 年間 1 回 合計 1 回 | 年間 1 回 合計 2 回 | 年間 1 回 合計 3 回 | 年間 1 回 合計 4 回 | 年間 1 回 合計 5 回 |



ふれあいサロン風景

第4章
実施事業（重点
事業）の推進

地域
部会

人
部会

サービ
部会

社協
部会

⑧ 小地域ケア会議設置推進と運営支援

(既存事業)

| | |
|----------------|---|
| <p>現状と課題</p> | <p>要介護者の住み慣れた地域でのいきいきとした暮らしづくりは、公助だけでは難しく、地域住民のお互い様意識をもとにした支え合い・助け合いによる共助が不可欠です。</p> <p>そのために、平成 24 年度から連合町内会支部単位で、地域住民と専門職が地域課題等について話し合い、解決に向けて協働して取り組んで行く場として、小地域ケア会議の設置に取り組み 16 支部で開催しています。現在、働きかけを行なっている地区を合わせると 27 支部なっています。</p> <p>また、平成 27 年度からは、連合町内会総務部が総務福祉部と名称変更し、小地域ケア会議の設置や地域福祉活動の推進に向けて協力をいただいています。</p> <p>しかし、一方で未だに働きかけができていない支部もあり、連合町内会 44 支部全てで小地域ケア会議が開催され、各々の地域の福祉課題・生活課題の解決に向けて話し合いが行われるように、一層の働きかけを行っていく必要があります。</p> |
| <p>事業概要</p> | <p>小地域ケア会議を、福祉のまちづくりに向けて、地域住民と専門職とが協働し、知恵とエネルギーを結集させ、話し合い、学び合い、協働して取組みを進めていく場として、連合町内会支部単位を基本として、公民館等、地域の身近な場所で 2 ヶ月に 1 回程度、開催できるように働きかけるとともに、運営などを支援します。</p> <p>また、継続、発展的な協議の場となるように、小地域ケア会議同士の交流や関係機関との情報共有などを行います。</p> |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①小地域ケア会議の設置推進・運営支援 小地域ケア会議の開催については、連合町内会長を始め、地域の関係者へ丁寧に説明をし、継続して働きかけを行います。また、開催している支部については、関係機関・団体や行政とともに、運営の支援を行います。</p> <p>②小地域ケア会議交流会の開催 現在実施している支部が、他地区の取り組みについて関心を持っていることや、活動の活性化を図るために、小地域ケア会議委員同士の交流・情報交換会・研修などを実施します。</p> <p>③小地域ケア会議関係各課の連携会議の開催 津山市、津山市社協、地域包括支援センターが連携して取り組むために、全体研修や会議を開催し、各々の役割について確認を行います。</p> <p>④連合町内会総務福祉部との情報交換会 小地域ケア会議の取り組みについて、連合町内会総務福祉部と津山市、津山市社協、地域包括支援センターとで実施状況の共有や推進に向けての協議を行います。</p> |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、支部単位の地域福祉活動団体、NPO 支援センター、公民館、津山市（生活福祉課、障害福祉課、高齢介護課、健康増進課）</p> |



小地域ケア会議風景

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------------------------------|----------------------|---------------------|------------------------------|---------------------|------------------------------|
| 評価指標 (数値目標) | ①小地域ケア会議の設置推進・運営支援 | | | | |
| | 年間 24 支部 合計 24 支部 | 年間 5 支部 合計 29 支部 | 年間 5 支部 合計 34 支部 | 年間 5 支部 合計 39 支部 | 年間 5 支部 合計 44 支部 |
| | ②小地域ケア会議交流会の開催 | | | | |
| | 年間 1 回 合計 1 回 | 年間 1 回 合計 2 回 | 年間 1 回 合計 3 回 | 年間 1 回 合計 4 回 | 年間 1 回 合計 5 回 |
| ③小地域ケア会議 関係各課の連携 会議の開催 | | | ③小地域ケア会議 関係各課の連携 会議の開催 | | ③小地域ケア会議 関係各課の連携 会議の開催 |
| 年間 1 回 合計 1 回 | | 年間 1 回 合計 2 回 | | 年間 1 回 合計 3 回 | |
| ④連合町内会総務福祉部との情報交換会 | | | | | |
| 年間 1 回 合計 1 回 | 年間 1 回 合計 2 回 | 年間 1 回 合計 3 回 | 年間 1 回 合計 4 回 | 年間 1 回 合計 5 回 | |



小地域ケア会議の紹介寸劇



じば子の文化祭



3 「けん」活動

〔「探険たんけん」「発見はっけん」「放つとけん」により、
地域課題の「気づき」を地域支援の「築き」へと高める活動。〕



第4章
実施事業（重点
事業）の推進

地域
部会

人
部会

サービ
部会

社協
部会

⑨ ボランティア活動センター機能の充実

(既存事業)

| | |
|----------------|--|
| <p>現状と課題</p> | <p>津山市社協では、ボランティア活動センターを設置し、ボランティア登録されている個人・団体、NPO等と連携して、ボランティアの普及と活動支援に取り組んでいます。</p> <p>しかし、現在の社会環境による多様な福祉課題・生活課題や法改正・施行によるニーズ増加について、従来のボランティア活動センターの職員や役割、機能だけでは、対応しきれない状況にあります。</p> <p>また、これらのニーズについて、制度・サービスのみで対応していくことも難しくなっています。</p> <p>一方で、地域活動の活性化や地域住民の支え合い・助け合い、子どもから高齢者まで誰もが地域で活躍できる場づくり、地域課題解決に向けての人材育成、連携・協働の仕組みづくりなど、ボランティア活動の推進が求められています。</p> <p>このため、ボランティア活動センターは、これまで以上に、福祉意識の醸成や当事者・家族の団体、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等との連携・協働、福祉活動情報の収集や周知・提供などに取り組んで行く必要があります。</p> <p>これらの取り組みを進めていくためには、ボランティア活動センター機能を充実・強化させていく必要があります。</p> |
| <p>事業概要</p> | <p>地域においてボランティア活動支援の中核的役割を担う、ボランティア活動センターの機能を充実・強化、多様化するニーズに柔軟に対応するために、当事者・家族の団体、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等との連携・協働の仕組みを構築します。</p> <p>また、子ども・若者・団塊世代等、新たな活動者層を開拓することや、地域での福祉課題・生活課題を住民自ら発見・共有し、解決していく力を高め、住民主体の福祉のまちづくりを支援するために、新たなボランティア学習プログラムの検討を行います。</p> <p>さらに、ボランティア活動へのさらなる相互理解・啓発を目指して、より分りやすく、伝わりやすい情報収集・情報発信に努めます。</p> |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①ボランティア活動センターの体制強化に向けての検討 当事者・家族の団体、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と連携を図り、多様な福祉課題・生活課題の共有や連携対応できる体制の構築について検討します。</p> <p>②協働の意識づくり 連携体制をいかして、ボランティア・NPOが、お互いの活動を知り、地域課題の解決に向けて意見を出し合い、考え、協働の意識をつくることを目的とする場として、地域フォーラムやフェスタを共催します。</p> <p>③ボランティア学習プログラムの検討 元気な地域や社会づくりにつながるボランティア・NPOの育成に向けて、また、子どもから高齢者まで多くの人が活躍できる、幅広い連携体制を活かした新たなボランティア学習プログラムを検討します。</p> <p>④ボランティア学習プログラムの実施 検討結果をもとに、新たなボランティア学習プログラムを実施します。</p> <p>⑤ボランティア活動の見える化 ボランティア活動が、地域住民にとって身近なものとなることやボランティアへの関心を高めること、またボランティアに関心のある方へ情報がしっかりと届くように、現在活躍しているボランティアの活動を把握し、社協だより・ホームページ等、あらゆる媒体を活用して、わかりやすく情報発信を行います。</p> |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>当事者・家族の団体、ボランティア交流会、ボランティア・NPO、NPO支援センター、美作大学ボランティアセンター、関係機関・団体、民間事業者、津山市（協働推進室）</p> |

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------------------|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 評価指標 (数値目標) | ① ボランティア活動センターの体制強化に向けての検討 | | | | |
| | 年間 2 回 合計 2 回 | 年間 2 回 合計 4 回 | 年間 2 回 合計 6 回 | 年間 2 回 合計 8 回 | 年間 2 回 合計 10 回 |
| | ② 協働の意識づくり | | | | |
| | 年間 1 回 合計 1 回 | 年間 1 回 合計 2 回 | 年間 1 回 合計 3 回 | 年間 1 回 合計 4 回 | 年間 1 回 合計 5 回 |
| | ③ ボランティア学習プログラムの検討 | | | | |
| ④ ボランティア学習プログラムの実施 | | | | | |
| ⑤ ボランティア活動の見える化 | | | | | |
| 年間 4 回 合計 4 回 | 年間 4 回 合計 8 回 | 年間 4 回 合計 12 回 | 年間 4 回 合計 16 回 | 年間 4 回 合計 20 回 | |



美作大学にてボランティアによる講義



ボランティア語り合う会



あいあい祭り



ボランティア力向上セミナー

第4章
実施事業（重点
事業）の推進

地域
部会

人
部会

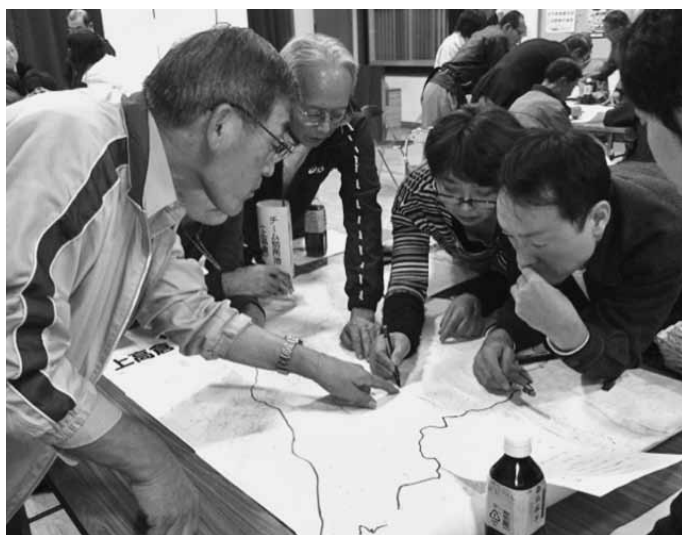
サービ
部会

社協
部会

⑩ 要援護者の把握と情報共有の仕組みづくり

(既存事業)

| | |
|---------|--|
| 現状と課題 | <p>要援護者が地域で生活していくためには、制度・サービスだけではなく、地域で要援護者を支えていく仕組みが必要です。市内の先進地域では、連合町内会等の住民組織が主体となって**世帯台帳や**要援護者台帳の整備、**支え合いマップの作成を行い、地域での支え合い・助け合いの仕組みづくりにいかしています。</p> <p>また、津山市社協では関係団体との連携により、**保健福祉台帳の整備も進めています。</p> <p>今後、日常的な見守り活動や、迅速な災害時支援の展開などの地域活動を行うためには、他の地域でもこれらの取り組みを推進していくことが必要です。</p> <p>さらに、効果的な取り組みとして進めていくために、行政が整備している**避難行動要支援者を含めた各台帳の平常時からの情報共有などについて検討が必要です。</p> |
| 事業概要 | <p>地域における世帯台帳・要援護者台帳の整備や支え合いマップ作成を推進します。</p> <p>また、保健福祉台帳の継続及び効果的な取り組みとして進めていくために、関係機関・団体、行政と情報共有の方法などを検討します。</p> |
| 実施事業計画 | <p>①地域における世帯台帳・要援護者台帳の整備推進 住民主体による日常的な見守り、緊急時の対応、災害時の支援などの地域活動が円滑に行えるように、世帯台帳や要援護者台帳の整備について、関係団体に提案します。</p> <p>②支え合いマップの作成推進 世帯台帳や要援護者台帳の整備を進めるために、支え合いマップの作成推進を図ります。また、支え合いマップを通して、近助力をいかした住民主体による日常的な見守り、緊急時の対応、災害時の支援などの地域活動が円滑に行えるように、作成方法や、作成後の活用方法などについて提案し、協力します。</p> <p>③保健福祉台帳の整備 民生児童委員連合協議会をはじめとした関係機関・団体、行政の協力を得ながら、台帳整備を進めます。併せて、登録している見守り友愛協助員の再確認を行い、ご近所での支え合い・助け合いの強化に努めます。</p> <p>④情報共有・活用等のあり方の検討・報告書作成 地域における世帯台帳や要援護者台帳、津山市の避難行動要支援者台帳、津山市社協の保健福祉台帳の、各台帳の平常時からの情報共有などのあり方について、モデル事業を通して検討を行い、取り組みについて報告書を作成します。</p> <p>⑤報告書を用いた啓発 報告書を用いて、地域活動にいかすことのできる情報共有などのあり方について、啓発を行います。</p> |
| 連携機関・団体 | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、身体障害者福祉協会、小地域ケア会議、関係機関・団体、津山市（生活福祉課）</p> |



支え合いマップづくり

| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| | ①地域における世帯台帳・要援護者台帳の整備推進 | | | | |
| | 年間 3 箇所 合計 3 箇所 | 年間 3 箇所 合計 6 箇所 | 年間 3 箇所 合計 9 箇所 | 年間 3 箇所 合計 12 箇所 | 年間 3 箇所 合計 15 箇所 |
| | ②支え合いマップの作成推進 | | | | |
| | 年間 3 箇所 合計 3 箇所 | 年間 3 箇所 合計 6 箇所 | 年間 3 箇所 合計 9 箇所 | 年間 3 箇所 合計 12 箇所 | 年間 3 箇所 合計 15 箇所 |
| ③保健福祉台帳の整備 | | | | | |
| 年 1 回更新 合計 1 回 | 年 1 回更新 合計 2 回 | 年 1 回更新 合計 3 回 | 年 1 回更新 合計 4 回 | 年 1 回更新 合計 5 回 | |
| ④情報共有・活用等のあり方の 検討・報告書作成 | | | | | |
| | | | | | |
| ⑤報告書を用いた啓発 | | | | | |
| | | 年間 3 箇所 合計 3 箇所 | 年間 3 箇所 合計 6 箇所 | 年間 3 箇所 合計 9 箇所 | |

● 本人情報表 ●

電話番号のそばに書くか、つるしてください。

| | |
|--|-------------------|
| 住所 | 電話番号 |
| 名前 | |
| 生年月日 | 年 月 日生 血液型 |
| 人工透析加療 | 有 無 ペースメーカー装着 有 無 |
| かかりつけ医療機関 | 施設 電話番号 |
| かかりつけ医療機関 | 施設 電話番号 |
| 現在の病名 | |
| 病状で特に気になること が書けて下さい。 []には記入して下さい。 | |
| 名前 | |
| 生年月日 | 年 月 日生 血液型 |
| 人工透析加療 | 有 無 ペースメーカー装着 有 無 |
| かかりつけ医療機関 | 施設 電話番号 |
| かかりつけ医療機関 | 施設 電話番号 |
| 現在の病名 | |
| 病状で特に気になること が書けて下さい。 []には記入して下さい。 | |
| その他体調で気になることがあれば、ご記入下さい。 | |

● お互いさま連絡先表 ●

電話番号のそばに書くか、つるしてください。

| 連絡先 | 名前 | 電話番号 | 備考(住所など) |
|-----------------------|----|---------|----------|
| 町内会長 | | | |
| 民生委員 | | | |
| 児童委員 | | | |
| 介護支援専門員 〔ケアマネージャー〕 | | | |
| ホームヘルパー(職業別) | | | |
| ホームヘルパー(業種別) | | | |
| タイサービスセンター | | | |
| 市役所 高齢介護課 | | 32-2070 | |
| 市役所 生活福祉課 | | 32-2063 | |
| 市役所 健康増進課 | | 32-2068 | |
| 社会福祉協議会 | | 23-5130 | |
| 加藤福祉支援センター (本所) | | 23-1004 | |
| 南郷サブセンター | | 31-1135 | |
| 家族(緊急連絡先) | | (印) | |
| 家族(緊急連絡先) | | (印) | |
| 家族(緊急連絡先) | | (印) | |
| 親族(緊急連絡先) | | (印) | |
| 親族(緊急連絡先) | | (印) | |

火災・救急車(消防署) 119 津山警察署 110
津山口駐在所 23-6206 佐良山駐在所 28-1340

● お互いさま台帳 ●

*この福祉台帳は、町内会での緊急時対応や日頃のお互いさま助け合い活動、
行事案内、情報提供に活用します。
*この台帳は、町内会長が保管し、必要に応じて町内会で活用します。
※この台帳の記入は任意です。

町内会
適合町内会 佐良山支部
佐良山未来ビジョン研究会

お互いさま福祉台帳

町-地区 町-組
平成 年 月 時点

| 名前 | 生年月日 | 性別 | 年 月 日 |
|-----------|------------|----|-------|
| 名前 | 生年月日 | 性別 | 年 月 日 |
| 住所 | | | |
| 電話番号 | FAX番号 | | |
| 緊急連絡先1 | 姓 名 | 性別 | 電話番号 |
| 緊急連絡先2 | 姓 名 | 性別 | 電話番号 |
| 家族の状況 | 一人暮らし高齢者家庭 | | |
| | 夫婦のみ高齢者家庭 | | |
| | 親族の高齢者家庭 | | |
| | 障害者家庭 | | |
| かかりつけ医療機関 | 電話番号 | | |
| かかりつけ医療機関 | 電話番号 | | |

※病状(病名)と、特に
ご記入下さい。

(必ずな欄所のみ記入して下さい。)

地区-町内会でのお互いさま助け合い活動に活用して下さい。

名 前(印) _____
住所(町内会) _____
代表者(自署) _____

地域における世帯台帳づくり



黄旗見守り活動

第4章 実施事業(重点
事業)の推進

地域
部会

人
部会

サ
部会

社
部会

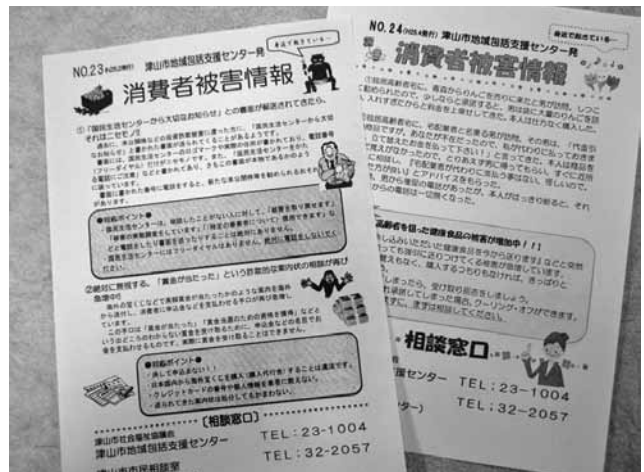
⑪ 防犯・防災の地域組織との連携と啓発活動

(新規事業)

| | |
|----------------|---|
| <p>現状と課題</p> | <p>人口減少や少子高齢化の進む地域では、日常から災害時まで、地域での支え合いによる活動が非常に重要であることが、多くの事例で明らかになっています。</p> <p>座談会でも、地域の支え合いによる災害時の対応の必要性、連合町内会を中心に自主防犯・防災組織の立上げや取り組みが活発になっているとの意見があり、地域の各組織がしっかり活動し、防犯・防災意識が高いということが分かりました。</p> <p>一方で、地域での災害時の対応や自然災害への不安の声があがっていたり、津山市内でも消費者被害の情報が多く寄せられていることから、防犯・防災対応を一層充実させる必要があることも分かりました。</p> <p>また、災害については、地域住民全体が被災する恐れがあることから、日常的に支援を必要とする方への対応も含めて、避難方法から避難後の生活などについて、日頃から考えておくことが必要です。</p> <p>このことから、*福祉目線で地域活動を進めることができるように、防犯・防災の地域組織への支援や、関係機関・団体、行政等との連携を図り、取り組みを推進していく必要があります。</p> |
| <p>事業概要</p> | <p>日常的な支え合い・助け合い活動の実施・継続を踏まえた、福祉視点での防犯・防災の意識の醸成を図り、関係機関・団体、行政等と連携して、一体的に啓発資材などを活用することで、災害時の対応への共通理解が深まるように支援します。</p> <p>また、既存事業の一層の啓発により取り組みの活性化に向けての支援を行います。</p> |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①福祉目線での防犯意識の啓発 地域での防犯の取り組みが、高齢者・障がい者等の支援を必要とする方への対応を含めた福祉目線での防犯活動となるように、自主防犯組織の例会などで啓発を行います。また、必要に応じた手引き、パンフレット、チラシの作成や関係機関・団体、行政等との連携により、他地区の事例、パンフレットなどを活用した啓発を行います。</p> <p>②防犯啓発活動の推進 こけないからだ講座やふれあいサロンなどで行っている地域での防犯啓発を、今後は各事業とさらに連携を図ることで、より多くの場面を活用した啓発活動を進めます。</p> <p>③福祉目線での防災および災害対応についての意識の醸成 地域での防災および災害時の取り組みが、高齢者・障がい者等の支援を必要とする方への対応を含めた福祉目線での防災および災害時活動となるように、*自主防災組織の会合などで説明を行います。また、必要に応じた手引き、パンフレット、チラシの作成や関係機関・団体、行政等との連携により、他地区の事例、パンフレットなどを活用した説明を行います。</p> <p>④安全・安心なまちづくり支援事業 *歳末たすけあい募金を活用し、避難訓練や見守り活動などの防犯・防災事業の活性化へ向けて助成を行います。</p> |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、自主防犯・防災組織、消防団、ボランティア・NPO、消防署、警察署、学校、公民館、岡山県（地域づくり推進課）、津山市（危機管理室、環境生活課）</p> |



防犯・防災会議



消費者被害情報チラシ

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------------------|----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 評価指標 (数値目標) | ①福祉目線での防犯意識の啓発 | | | | |
| | 年間 5 個所 合計 5 個所 | 年間 5 個所 合計 10 個所 | 年間 5 個所 合計 15 個所 | 年間 5 個所 合計 20 個所 | 年間 5 個所 合計 25 個所 |
| | ②防犯啓発活動の推進 | | | | |
| | 年間 500 回 合計 500 回 | 年間 500 回 合計 1,000 回 | 年間 500 回 合計 1,500 回 | 年間 500 回 合計 2,000 回 | 年間 500 回 合計 2,500 回 |
| ③福祉目線での防災および災害対応についての意識の醸成 | | | | | |
| 年間 5 個所 合計 5 個所 | 年間 5 個所 合計 10 個所 | 年間 5 個所 合計 15 個所 | 年間 5 個所 合計 20 個所 | 年間 5 個所 合計 25 個所 | |
| ④安全・安心なまちづくり支援事業 | | | | | |
| 年間 80 件 合計 80 件 | 年間 80 件 合計 160 件 | 年間 80 件 合計 240 件 | 年間 80 件 合計 320 件 | 年間 80 件 合計 400 件 | |



自主防犯・防災講習会



防犯パトロール



地域避難訓練

第4章
実施事業
(重点)
の推進

地域
部会

人
部会

サー
部会

社協
部会

⑫ 災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備

(既存事業)

| | | | | | | |
|----------------|--|------------------------------|---|----------|----------|--|
| 現状と課題 | <p>津山市*地域防災計画には、津山市社協と「つやま市民活動センター」の使用を認められた団体（つやまNPO支援センター）が連携して、災害ボランティアセンターを設置することが位置づけられています。</p> <p>災害時における被災者支援活動を迅速に行うために、平常時から「災害に強いまちづくり」を目指して、関係機関・団体やNPO支援センター、行政等との連携体制を構築する必要があります。</p> | | | | | |
| 事業概要 | <p>災害発生時にボランティアの受入れ、コーディネートが効果的に行えるように、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成し、ネットワーク会議（仮称）の定着化を通して、関係機関・団体やNPO支援センター、行政との連携を強化します。</p> <p>また、災害ボランティアセンターの設置訓練を模擬的に実施し、災害発生時の支援体制についての確認を行います。</p> | | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成 関係機関・団体やNPO支援センター、行政と協議し、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成します。</p> <p>②災害ボラセンネットワーク会議（仮称）の開催 災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に向けて、関係機関・団体やNPO支援センター、行政によるネットワーク会議（仮称）を開催し、平常時から災害発生に備えて連携を深め、必要に応じてマニュアルの改訂を行います。</p> <p>③災害ボランティアセンター設置訓練の実施 マニュアルをもとに、円滑にボランティアセンターを設置できるように、ネットワーク会議のメンバーと模擬設置訓練を実施します。</p> | | | | | |
| 連携機関・団体 | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、自主防犯・防災組織、消防団、ボランティア・NPO、NPO支援センター、津山市（危機管理室、協働推進室）</p> | | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | |
| | ① 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成 ⇒ | | | | | |
| | | | ② 災害ボラセンネットワーク会議（仮称）の開催 ⇒ 年間 1 回 合計 1 回 | | | |
| | | ③ 災害ボランティアセンター設置訓練の実施 | | | | |



災害ボランティアセンター

⑬ 高齢者の生きがいがづくり事業

(既存事業)

| | | | | | |
|----------------|--|------------------------|---|------------------------|---|
| 現状と課題 | <p>少子高齢化が加速するなかで、高齢者の孤立化と健康面の不安が問題視されています。この問題を解消するため、各福祉センターで各種講座を開催していますが、新規参加者が少ないのが現状です。</p> <p>また、今回各種団体にヒアリング調査を実施した際、高齢者の方から「自分にできることがあれば地域活動に協力するが、場やきっかけがない」という意見が多く聞かれました。高齢者の生きがいがづくりの一環として、こういった方々の力をどう活かしていくかが課題です。</p> | | | | |
| 事業概要 | <p>高齢者の閉じこもり防止や介護予防などの観点から、各福祉センターにおいて講座を開催し、健康づくり、生きがいがづくりを通して交流・情報交換を図るとともに、介護予防地域サポーターに登録してもらうことで、高齢者が自分の特技等をいかして活躍できる場の提供、社会参加を支援します。</p> | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①講座内容の充実 津山老人福祉センター、加茂町福祉センター、勝北福祉センターにて開催している既存の講座において、新規参加者を増やせるように、アンケート結果から講座内容を検討します。</p> <p>②介護予防地域サポーター養成講座の開催 各講座参加者等に向けて、地域での活躍の機会の創出と、互いに支え合える関係づくりのため、介護予防地域サポーター養成講座を開催します。</p> <p>③介護予防地域サポーター利用者の開拓 地域包括支援センターと連携し、利用者の開拓に努めます。</p> <p>④※生活支援サポーター事業との連携についての検討 両事業の内容について整合性を図り、効果的な事業運営のための検討を進めます。</p> | | | | |
| 連携機関・団体 | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、ボランティア、津山市（高齢介護課）</p> | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| | ①講座内容の 充実 | | | | |
| | ②介護予防地域 サポーター養 成講座の開催 年間 20 人 合計 20 人 | | ②介護予防地域 サポーター養 成講座の開催 年間 20 人 合計 40 人 | | ②介護予防地域 サポーター養 成講座の開催 年間 20 人 合計 60 人 |
| | ③介護予防地域サポーター利用者の開拓 ➡ 年間 5 人 合計 5 人 | ➡ 年間 5 人 合計 10 人 | ➡ 年間 5 人 合計 15 人 | ➡ 年間 5 人 合計 20 人 | ➡ 年間 5 人 合計 25 人 |
| | ④生活支援サポーター事業との 連携についての 検討 | | | | |

第 4 章
実施事業（重点
事業）の推進地域
部会人
部会サービ
部会社協
部会

生活支援サポーター養成講座



生きがいがづくり料理倶楽部

⑭ 三世代交流の推進

(既存事業)

| | | | | | |
|----------------|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 現状と課題 | 核家族化が進むなかで、子育てについて相談できる場が公的な場所に集中し、地域内で子育てについて相談できる相手や場がなく、地域の子育て力が低下傾向にある現状です。 また、現在各地域でふれあいサロン活動が活発に行われていますが、常時多世代参加型は1個所しかなく、参加者が高齢者に偏っているのが現状です。 | | | | |
| 事業概要 | 子育て世帯の孤立を防ぎ、地域で子育てを応援する仕組みづくりを進めます。 ふれあいサロンが子育て支援の役割を担うことで、三世代交流の拠点づくり、高齢者の生きがいづくりにつなげていきます。 | | | | |
| 実施事業計画 | ①三世代交流ふれあいサロンの推進 ふれあいサロン参加者の年齢層を広げるための取り組みを進め、三世代交流の拠点となるサロンを推進していきます。 | | | | |
| 連携機関・団体 | 連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、ふれあいサロン | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| | ①三世代交流ふれあいサロンの推進検討 | | | | |
| | ➡ | ➡ 年間 3 個所 合計 3 個所 | ➡ 年間 3 個所 合計 6 個所 | ➡ 年間 3 個所 合計 9 個所 | ➡ 年間 3 個所 合計 12 個所 |



三世代交流風景

⑮ 認知症地域支援事業

(新規事業)

| | |
|---------|---|
| 現状と課題 | 超高齢社会を迎えている日本にとって、認知症は最重要課題の一つとなっています。特に85歳以上では4人に1人はその症状があるといわれており、年々患者数は増えています。認知症は周囲の正しい理解と気遣いがあれば穏やかに暮らしていくことが可能な病気なので、地域でどのように支えていくかが課題となっています。 |
| 事業概要 | *認知症サポーターを養成し、地域で暮らす認知症の方やその家族の方にとって住みよい地域づくりを目指します。 また、認知症サポーターの増員を図るため、認知症キャラバンメイトの養成を行います。地域での支え合いを進めるための講座を開催します。 当事者団体や*認知症カフェの活動支援を積極的に行います。 |
| 実施事業計画 | <p>①認知症サポーター養成講座の開催 地域で暮らす認知症の方やその家族を応援するサポーターを養成します。</p> <p>②認知症キャラバンメイトの養成及び活動支援 認知症サポーターを養成するための講師役となる認知症キャラバンメイトの養成と情報交換やスキルアップを目的とした研修・交流会を行うとともに、認知症キャラバンメイト活動の充実のための組織化を図ります。</p> <p>③認知症ささえあえるまちづくり講座の開催 認知症への理解を促し、早期相談の対応方法を周知することで、認知症の方を地域ぐるみで支える仕組みを構築します。</p> <p>④認知症カフェの普及及び活動支援 認知症カフェの普及のために、設置・運営の相談窓口の役割を担うとともに、認知症サポーターや認知症キャラバンメイトに、カフェの立ち上げや運営スタッフとして協力を得られるよう働きかけを行います。また、支援者同士の情報交換の場として「認知症カフェ交流会」を開催します。</p> <p>⑤ふれあいサロン、こけないからだ講座との連携 介護の息抜きや情報交換のための場、地域での見守り意識の醸成のための場として、ふれあいサロンやこけないからだ講座に認知症カフェの要素を取り入れていけるよう、連携を進めていきます。</p> |
| 連携機関・団体 | 連合町内会、津山市（高齢介護課） |



認知症サポーター養成講座

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 評価指標 (数値目標) | ①認知症サポーター養成講座の開催 | | | | |
| | 年間 800 人 合計 800 人 | 年間 800 人 合計 1,600 人 | 年間 800 人 合計 2,400 人 | 年間 800 人 合計 3,200 人 | 年間 800 人 合計 4,000 人 |
| | ②認知症キャラバンメイトの養成及び活動支援 | | | | |
| | 年間 30 人 合計 30 人 | 年間 30 人 合計 60 人 | 年間 30 人 合計 90 人 | 年間 30 人 合計 120 人 | 年間 30 人 合計 150 人 |
| | ③認知症ささえあえるまちづくり講座の開催 | | | | |
| 年間 8 箇所 合計 8 箇所 | 年間 8 箇所 合計 16 箇所 | 年間 8 箇所 合計 24 箇所 | 年間 8 箇所 合計 32 箇所 | 年間 8 箇所 合計 40 箇所 | |
| ④認知症カフェの普及及び活動支援 | | | | | |
| 年間 1 箇所 合計 1 箇所 | 年間 1 箇所 合計 2 箇所 | 年間 1 箇所 合計 3 箇所 | 年間 1 箇所 合計 4 箇所 | 年間 1 箇所 合計 5 箇所 | |
| ⑤ふれあいサロン、こけないからだ講座との連携 | | | | | |
| | | | | | |



認知症カフェ



⑩ 地域福祉推進委員の設置

(新規事業)

| | | | | | |
|----------------|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 現状と課題 | 個々の福祉課題の多様化・複雑化・潜在化が進んでいる今日、急激な高齢化の進行や人口の減少とも相まって、その福祉課題を迅速に発見・対応することが困難な状況になっており、問題がより深刻化するケースが増加しています。 | | | | |
| 事業概要 | 身近な地域内の福祉課題を早期に発見し、対応していく仕組みづくりを推進するため、地域福祉推進委員の設置を進めます。 | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①地域福祉推進委員の設置検討 地域福祉推進委員の設置に向けて協議します。</p> <p>②町内会での地域福祉推進委員の設置推進 連合町内会支部あるいは単位町内会で、地域福祉推進委員の設置を推進していきます。</p> <p>③地域福祉推進委員研修会の開催 地域福祉推進委員の活動内容及び相談受付時の連絡先、制度サービス等について研修し、理解を深めてもらうことで、活動の充実を図ります。</p> <p>④民生委員・児童委員との連携づくり 活動強化のため、民生委員・児童委員と地域福祉推進委員の連携づくりを進めます。</p> | | | | |
| 連携機関・団体 | 連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会 | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| | ①地域福祉推進委員の設置検討 | | | | |
| | | ②町内会での地域福祉推進委員の設置推進 | | | |
| | | ⇒ 年間 100 箇所 合計 100 箇所 | ⇒ 年間 100 箇所 合計 200 箇所 | ⇒ 年間 100 箇所 合計 300 箇所 | ⇒ 年間 100 箇所 合計 400 箇所 |
| | | ③地域福祉推進委員研修会の開催 | | | |
| | | ⇒ | ⇒ | ⇒ | |
| | ④民生委員・児童委員との連携づくり | | | | |
| | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | |

⑰ 権利擁護センターの設置

(新規事業)

| | | | | | |
|--------------------------|---|----------|----------|----------|----------|
| <p>現状と課題</p> | <p>地域で生活する障がい者、認知症高齢者、子ども、DV被害者、ホームレス、在住外国人等の増加にともない、あらゆる面で判断が難しくても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、成年後見制度等の権利擁護事業により権利を守っていくことが求められています。</p> <p>また、成年後見制度において、本人に寄り添って支援を行っていくことが求められているなかで、市民後見人が重要な役割を果たしており、現在、津山市内で20名の市民後見人が活躍しています。しかし、担当ケースも増加しており、市民後見人への支援体制の整備が求められています。</p> <p>さらに、身寄りのない人の住環境の確保が難しいなどの課題もあり、支援のあり方について検討が必要です。</p> <p>こうしたなかで、権利擁護に関するワンストップ相談支援機関として、権利擁護センターの必要性は一層高まっており、早急な設置が求められています。</p> | | | | |
| <p>事業概要</p> | <p>権利擁護センター設置や*入居支援制度について、関係機関・団体、行政等と協議を行います。また、設置後は、関係機関・団体、行政等と連携を図り、成年後見制度等の適切、円滑な利用が行えるように、体制整備を行い、権利擁護事業を進めていきます。</p> | | | | |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①権利擁護センター設置に向けて協議 関係機関・団体、行政等と権利擁護センター設置に向けて協議します。</p> <p>②権利擁護センターの設置 *土業団体、関係機関・団体、行政等と連携を図り、成年後見制度相談窓口として利用支援、市民後見人の養成・支援、権利擁護・成年後見制度の普及・啓発、法人後見の実施、日常生活自立支援事業、地域との連携によるニーズの早期発見・対応等の権利擁護事業を実施します。</p> <p>③入居支援制度の検討 *日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者のうち、賃貸住宅の保証人のいない利用者を対象とした、賃貸住宅の入居時、または契約更新時の賃貸借契約に津山市社協が「住宅保証人」となり、対象者の住宅の確保及び権利擁護などを図ることを検討します。</p> <p>④入居支援制度の実施 検討結果をもとに、地域で住み続けることを支援するために入居支援制度を土業団体、不動産業者、関係機関・団体、行政等と連携して実施します。</p> | | | | |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>土業団体、不動産業者、関係機関・団体、津山市（生活福祉課、障害福祉課、高齢介護課、健康増進課、こども課、こども子育て相談室、人権啓発課、協働推進室）、岡山県社協</p> | | | | |
| <p>評価指標 (数値目標)</p> | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| <p>①権利擁護センター設置に向けて協議</p> | | | | | |
| <p>②権利擁護センターの設置</p> | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| <p>③入居支援制度の検討</p> | | | | | |
| <p>④入居支援制度の実施</p> | | | | ⇒ | ⇒ |

⑱ コミュニティソーシャルワーカーの配置

(新規事業)

| | |
|----------------|--|
| <p>現状と課題</p> | <p>近年の少子高齢化や雇用情勢の悪化などともない、福祉課題・生活課題を抱える要援護者が増加しているほか、新たな社会問題として、ひきこもり・孤立死・生活困窮・自死・虐待等、従来の福祉制度・サービスの谷間に入ってしまうさまざまな課題が表れています。</p> <p>一方で、核家族化などを背景に、家庭や地域の相互扶助機能が大きく低下しているため、地域で困りごとを抱えた家庭を発見、助け合うといった、以前は当たり前近隣住民同士で行っていたことが難しくなっています。</p> <p>そのため、要援護者の発見・支援がスムーズに行え、ネットワーク支援により、誰もが安全・安心にいきいきと暮らせるために、支援を必要とする人に寄り添い、地域の福祉力を高め、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等による支援ネットワークづくりをはじめ、地域福祉の計画的な推進が必要です。</p> <p>これらを円滑に進めていくためには、あらゆる相談を総合的に受け止め、地域とともに課題解決にあたる専門職の配置が必要です。</p> |
| <p>事業概要</p> | <p>津山市と津山市社協とにより、専門職としてコミュニティソーシャルワーカーの業務や目指す方向性、関係機関・団体、行政との役割分担などを明確にするとともに、コミュニティソーシャルワーカーの機能や役割、配置方法について検討します。</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーの配置により、多くの専門職が活動しやすい仕組みを整え、さらに地域の福祉力を向上させ、多様な福祉課題・生活課題の解決に向けた取り組みを効果的に推進できるように支援体制を構築します。</p> |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①コミュニティソーシャルワーカー配置についての検討委員会の設置 効果・効率的なコミュニティソーシャルワーカーの配置方法、ガイドライン、研修・人材の育成、財政的な支援の方法等に向けて、関係機関・団体、行政、岡山県社協等と協議します。</p> <p>②地域福祉ネットワーク会議（仮称）の開催 コミュニティソーシャルワーカーが業務を行うにあたって重要な、地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等とのネットワークづくり、地域の力を引き出すような仕組みづくりを進めます。</p> <p>③モデル地区への配置 コミュニティソーシャルワーカーをモデル地区へ配置し、地域住民・団体、ボランティア・NPO 団体、関係機関・団体、行政等との連携や地域の取り組みの把握・整理などを行いながら事業を展開して、その機能や役割について効果を検証します。</p> <p>④コミュニティソーシャルワーカーの配置 検証結果をもとに、コミュニティソーシャルワーカーを平成 32 年度までに随時配置していきます。</p> |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、地域住民、ボランティア・NPO、学識経験者、公民館、津山市（生活福祉課）、岡山県社協</p> |



社協職員業務風景①

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|--|------------------|--------------------------------------|--------------------|-------------------|
| 評価指標 (数値目標) | ①コミュニティソーシャルワーカー配置についての 検討委員会の設置 ⇒ | | | | |
| | ②地域福祉ネットワーク会議（仮称）の開催 ⇒ | | | | |
| | | 年間 4 回 合計 4 回 | 年間 4 回 合計 8 回 | 年間 4 回 合計 12 回 | 年間 4 回 合計 16 回 |
| | | | ③モデル地区への 配置 年間 2 地区 合計 2 地区 | | |
| | | | ④コミュニティソーシャルワーカー の配置 ⇒ | | |
| | | | 年間 3 地区 合計 5 地区 | 年間 3 地区 合計 8 地区 | |



社協職員業務風景②

⑱ 地域子育て支援の仕組みづくり

(既存事業)

| | |
|---------|---|
| 現状と課題 | <p>近年の少子化、晩婚化、核家族化などといった社会情勢の変化から、子育てに対する不安や負担を感じる人が多くいる現状があります。</p> <p>また、3歳未満児の約7割は家庭で子育てをしており、核家族化、男性の子育てへの関わりが少ない、地域のつながりの希薄化などから子育てが孤立化しています。</p> <p>これらの子育て世帯の心配や悩みを緩和するには、身近な地域で子育て支援の取り組みを展開する、地域組織やボランティア・NPOが、子育て関係機関・団体、行政等と連携を図りながら、地域ぐるみで子育て支援を進めていくことが必要です。</p> |
| 事業概要 | <p>*親子ひろば「すくすく」を交流の場としてさらに充実させ、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と連携を強化し、津山や県北の地域子育て支援拠点として、すべての子どもたちが、健やかに成長していけることを目指して、子育て世帯がいきいきと安心した子育てを行い、子育てを楽しめるように支援する仕組みを構築します。</p> |
| 実施事業計画 | <p>①親子ひろば「すくすく」の拡充と新規設置に向けた協議 既存の親子ひろば「すくすく」の拡充と新規1箇所設置に向けて津山市と協議します。</p> <p>②親子ひろば「すくすく」の拡充と設置 協議の内容をもとに、親子ひろば「すくすく」の拡充と新規に1箇所設置を進めます。</p> <p>③地域版「すくすく」の新規設置推進 現在実施している地域版「すくすく」3箇所に加えて、子育て支援の拠点が無い津山市の北部地域に、地域版「すくすく」を新規設置します。</p> <p>④地域版「すくすく」の充実 子育て家庭の親子の交流促進や地域とのつながりを促進する取り組みに向けて、課題の共有や協議を行い、多くの人々が気軽に利用できるような内容の充実を図り、利用者の増加を目指します。</p> <p>⑤連絡会の開催 親子ひろば「すくすく」と地域版「すくすく」、児童館、地域で自主的に行っている2地区の親子広場との連携を目的に、スタッフとボランティアの連絡会を開催します。</p> <p>⑥おめでとう訪問事業の実施 愛育委員・栄養委員によるおめでとう訪問を通して、保護者に子育てに関する情報を提供するとともに、身近な相談・ニーズキャッチ機能として、地域とのつながりづくりを進めます。</p> <p>⑦子育て支援ネットワーク会議（仮称）の開催 相談者の課題や相談内容を的確に把握し、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と連携を図りながら支援します。また、子育て家庭や子どもが抱えている福祉課題・生活課題を解決するため、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等との必要な事業を検討します。</p> <p>⑧子育てに関する講習やイベントの実施 子育て家庭が不安や悩みを解消できるよう、親同士・子ども同士の交流の場づくりや親子で参加できる講習・イベントを開催します。</p> <p>⑨*「ミニまぐ」による地域の子育て関連情報の配信 現在活用している「ミニまぐ」をPRし、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等から子育てに関する様々な情報を収集し、定期的に配信します。</p> |
| 連携機関・団体 | <p>愛育委員連合会、栄養改善協議会、ボランティア・NPO、関係機関・団体、保育所、幼稚園、小学校、大学、県北ちやいどネットワーク、子育て支援センター、発達障害者支援センター、障害者地域自立支援協議会、ファミリーサポートセンター、児童相談所、津山市（こども課、健康増進課、こども子育て相談室、児童館）</p> |



子育てイベントの開催



3B体操

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|--|-------------------------|--|-------------------------|-------------------------|
| 評価指標 (数値目標) | ①親子ひろば「すくすく」の拡充 と新規設置に向けた協議 → | → | | | |
| | | | ②親子ひろば「すくすく」の拡充と設置 → | → | → |
| | ③地域版「すく すく」の新規 設置推進 新規設置 1 箇所 | | ③地域版「すく すく」の新規 設置推進 新規設置 1 箇所 | | |
| | ④地域版「すくすく」の充実 → | → | → | → | → |
| | | | ⑤連絡会の開催 → 年間 2 回 合計 2 回 | → 年間 2 回 合計 4 回 | → 年間 2 回 合計 6 回 |
| | ⑥おめでとう訪問事業の実施 → | → | → | → | → |
| | ⑦子育て支援ネットワーク会議（仮称）の開催 → 年間 2 回 合計 2 回 | → 年間 2 回 合計 4 回 | → 年間 2 回 合計 6 回 | → 年間 2 回 合計 8 回 | → 年間 2 回 合計 10 回 |
| | ⑧子育てに関する講習やイベントの実施 → 年間 12 回 合計 12 回 | → 年間 12 回 合計 24 回 | → 年間 24 回 合計 48 回 | → 年間 24 回 合計 72 回 | → 年間 24 回 合計 96 回 |
| | ⑨「ミニまぐ」による地域の子育て関連情報の配信 → | → | → | → | → |



子育て講習会

⑳ 生活困窮者自立支援の仕組みづくり

(新規事業)

| | | | | | |
|-----------------------------|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 現状と課題 | <p>社会的孤立、経済的困窮、いくつもの複合的な福祉課題・生活課題を抱えている人が増加しており、生活困窮者への一体的な支援が求められています。津山市でも今年度から自立相談支援センターが開設され、支援に取り組んでいます。</p> <p>そうしたなかで、津山市社協ではボランティア・NPO から*フードバンクの提供先となり、食の課題がある人へ提供支援を行っています。</p> <p>また、生活福祉資金貸付事業を行い、生活困窮者の自立した生活を支援していくなかで、衣食住の整備、就職活動などの支援において、必要な生活用品が揃わず、支援が円滑に進まない現状があります。</p> | | | | |
| 事業概要 | <p>地域住民へ働きかけを行い、生活用品や食品の情報を集約して、必要としている人へつなげていきます。</p> <p>また、関係機関・団体、行政等と連携して、支援に必要な社会資源の把握や共有、開発などを協議するための場をつくります。さらに、これらの取り組みを通して地域住民の意識の変容を行い、福祉のまちづくりへつなげていきます。</p> | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①生活用品バンクの検討 地域住民の自宅に不用となっている衣類、紙おむつ、タオル等の生活用品の寄付を受付け、必要としている人に提供できる体制について検討します。</p> <p>②生活用品バンクの設置 検討結果をもとに、生活用品バンクを設置し、必要な人に提供できる体制を整えます。</p> <p>③フードバンクの充実 ボランティア・NPOと連携して、フードバンクについての啓発を行います。また、食料提供先事業所への協力依頼の働きかけを行い、フードバンクの種類の充実を図ります。</p> <p>④自立相談支援センターとの連絡会の開催 自立相談支援センターとの連携を図り、情報交換、意見交換ができる会議などを定期的で開催します。生活困窮者の個の課題や現状から見えてくる地域の課題を踏まえて、既存組織等を活用し必要な事業を検討していきます。</p> <p>⑤*福祉金庫貸付の検討 自立相談支援センターとの連絡会議等を活用し、生活困窮者の支援の現状を把握するなかで、一時的な貸付等の必要性（就職活動中の証明写真代等）、取り組み内容を検討します。</p> <p>⑥福祉金庫貸付の実施 検討結果をもとに、福祉金庫貸付を実施し、取り組み内容を充実させていきます。</p> | | | | |
| 連携機関・団体 | 連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、ボランティア・NPO、津山市（生活福祉課） | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| ① 生活用品バンクの検討 | | | | | |
| ② 生活用品バンクの設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| ③ フードバンクの充実 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| ④ 自立相談支援センターとの連絡会の開催 | ⇒ 年間 4 回 合計 4 回 | ⇒ 年間 4 回 合計 8 回 | ⇒ 年間 4 回 合計 12 回 | ⇒ 年間 4 回 合計 16 回 | ⇒ 年間 4 回 合計 20 回 |
| ⑤ 福祉金庫貸付の検討 | | | | | |
| ⑥ 福祉金庫貸付の実施 | ⇒ 年間 1 箇所 合計 1 箇所 | ⇒ 年間 1 箇所 合計 3 箇所 | ⇒ 年間 1 箇所 合計 4 箇所 | ⇒ 年間 1 箇所 合計 5 箇所 | ⇒ 年間 1 箇所 合計 5 箇所 |

②1 障がいのある子どもの学習と体験の充実

(新規事業)

| | | | | | |
|-------------------------------|--|----------|----------|----------|----------|
| <p>現状と課題</p> | <p>障がい児支援機関の職員からのヒアリング調査において、障がいのある子どもたちの「活動できる場」や「体験・学べる場」が少ないなど、既存の社会資源の活用や地域とのつながりを持ちながら自己の可能性を追求し、自己実現を図ることができる地域づくりが必要であるとの声が寄せられました。</p> <p>こうしたなかで、津山市社協では、夏休み期間中に、障がいのある子どもとその親が参加し、ボランティアや体験をする活動として、「わくわくサマー体験教室」を実施しています。しかし、障がいのある子どもが参加しやすい、体験や環境などに配慮していますが、求められる内容が多様化しており、十分とはいえません。</p> <p>今後は、当事者・家族の団体、地域住民・団体、ボランティア・NPO、民間事業者等、幅広い連携・協働による学習機会やボランティア活動、仕事体験などの充実が必要です。</p> | | | | |
| <p>事業概要</p> | <p>障がいのある子どもたちが、直面している課題に対して、本人向けの勉強会を開催し、生活の質の向上を図ります。</p> <p>また、体験活動を通して地域と関わることで、自分の能力を伸ばし、やる気と自信を持って社会活動に参加できるよう支援します。また、ボランティア活動や仕事体験等に親も一緒に参加することで、地域で成長する子どもの姿を見て、親も子どもとともに地域との関わりを感じることができるよう支援します。</p> <p>これらの活動を充実したものとしていくために、親の会同士の連携やボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等との連携づくりに努めます。</p> | | | | |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①県北親の会ネットの連携強化 県北親の会ネットの活動充実のため、市内や近隣市町村で活動している当事者・家族の団体への呼びかけとボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と連携を強化します。</p> <p>②当事者・家族向け勉強会の開催 県北親の会ネットや障害者自立支援協議会専門部会へ出向き、意見交換や情報共有を行い、そこで出た意見をもとに当事者・家族向けの勉強会を開催します。</p> <p>③理解啓発のための研修会等の開催 当事者・家族の参画により直接声を聞く機会をつくり、地域住民や民間事業者等へ、ノーマライゼーションや障がい理解の啓発を目的とした研修会を開催します。 また、さらに関係機関・団体が開催している研修会等と協働することにより、障がいについて幅広く周知を進めます。</p> <p>④ボランティア活動や仕事体験の実施 学校や家庭以外での体験の場、また地域とのつながりづくりとして、ボランティア・NPO、民間事業者等と連携・協働して、ボランティア活動や仕事体験を検討し実施します。</p> | | | | |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>当事者・家族の団体、地域住民・団体、ボランティア・NPO、民間事業者、小学校、中学校、高校、大学、発達障害者支援センター、障害者地域自立支援協議会、津山市（障害福祉課、健康増進課、こども課、こども子育て相談室、教育総務課、学校教育課）</p> | | | | |
| <p>評価指標 (数値目標)</p> | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| | <p>①県北親の会ネットの連携強化</p> <p>⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒</p> | | | | |
| | <p>②当事者・家族向け勉強会の開催</p> <p>⇒ 年間 1 回 合計 1 回 ⇒ 年間 1 回 合計 2 回 ⇒ 年間 1 回 合計 3 回 ⇒ 年間 1 回 合計 4 回</p> | | | | |
| | <p>③理解啓発のための研修会等の開催</p> <p>⇒ 年間 1 回 合計 1 回 ⇒ 年間 1 回 合計 2 回 ⇒ 年間 1 回 合計 3 回</p> | | | | |
| | <p>④ボランティア活動や仕事体験の実施</p> <p>⇒ 年間 2 回 合計 2 回 ⇒ 年間 2 回 合計 4 回 ⇒ 年間 2 回 合計 6 回</p> | | | | |

② 認知症の人と家族を支える仕組みづくり

(既存事業)

| | | | | | |
|------------------|--|------------------|--------------------|------------------|--------|
| 現状と課題 | <p>今後、少子高齢化が進み、高齢者人口の急増が見込まれており、認知症の人は、高齢者人口の15%を占めると推計され、さらなる増加が見込まれます。</p> <p>また、認知機能の低下は、生活上の問題に加えて、心理的にも不安定な状態をもたらし、妄想や徘徊行動に発展することもあります。さらに、このような認知症の症状は、介護している家族へさまざまな負担を強いることとなり、地域の人々に十分理解されず、家族が孤立するという問題も生じています。</p> <p>これらのことから、認知症の人や家族の生活を支えるために、介護者を含め、安心して悩みや思いを話せる体制があること、介護者等の抱える課題の発見がスムーズに地域・保健・医療・福祉・介護等につながる仕組みが必要です。</p> | | | | |
| 事業概要 | <p>認知症の人とその家族が、集まって悩みを相談したり、介護の情報を交換する場として、当事者団体の活動支援を積極的に行います。</p> <p>さらに、専門機関の体制が充実することで、相談先や支援先をわかりやすくし、地域と医療・福祉・介護等へつながる仕組みを構築します。</p> | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①*認知症ケアパスの作成・周知 認知症の人とその家族が、地域のなかで本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・福祉・介護等の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みとして、認知症ケアパスを作成し、周知します。</p> <p>②*認知症初期集中支援チームの体制強化 平成27年度から稼働している認知症初期集中支援チームについて、対応件数や内容を医療機関、行政等と検討し、平成30年より1チーム増やし、迅速な対応ができるように体制を整えます。</p> <p>③当事者団体との連携 日頃の相談活動の中で関わった人などに、当事者団体についての広報・周知を積極的に行い、当事者団体への参加を呼び掛けます。あわせて、認知症キャラバンメイトの参加などにより、担い手の確保に努めます。</p> | | | | |
| 連携機関・団体 | <p>当事者・家族の団体、関係機関・団体、医療機関、ボランティア・NPO、認知症キャラバンメイト、認知症カフェ実施団体、津山市（高齢介護課、健康増進課）</p> | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| | ①認知症ケアパスの作成・周知 | | | | |
| | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| | | | ②認知症初期集中支援チームの体制強化 | | |
| | | | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| ③当事者団体との連携 | | | | | |
| ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | |
| 年間10名増 合計10名増 | 年間10名増 合計20名増 | 年間10名増 合計30名増 | 年間10名増 合計40名増 | 年間10名増 合計50名増 | |



おあしすのつどい

②③ 高齢者・障がい者の移動支援

(新規事業)

| | |
|---------|---|
| 現状と課題 | <p>津山市の交通手段は自動車中心で、運転が困難になる高齢者や自動車を持たない人にとって移動は大きな課題です。座談会やヒアリング調査においても、高齢者だけでなく、障がい者からも切実な課題として意見が多く寄せられました。</p> <p>しかし、新たな移送サービスについては、既存の交通機関や関係部局との調整など、課題も多い状況で、平成 28 年度末に策定が予定されている交通施策に関する計画の動向をもとに、継続した検討が必要です。</p> |
| 事業概要 | <p>移動手段に困っている人に対し、福祉車両(車いす用リフト付き)の貸し出しを行います。また、運転ボランティアの養成を行うとともに、活動の支援を行います。</p> <p>さらに、自家用車以外の移動手段や出向いてくれるサービスなどについて情報収集し、ガイドブックを作成して情報提供をします。</p> <p>地域による移動支援に向けて、ニーズを把握し、支部単位の地域福祉活動団体やボランティア・NPO 団体、関係機関・団体、行政等と研究・協議し、結果を講演会等により周知します。</p> |
| 実施事業計画 | <p>①福祉車両の貸し出し 市内在住の高齢者や障がい者に、通院や買い物、レジャーなどの外出を援助することを目的として、無料で福祉車両の貸し出しを行います。</p> <p>②運転ボランティアの会との検討 外出・移動手段に困難をきたしている高齢者や障がい者等の移動を支えるため、運転ボランティアの会等と現状課題を把握し、今後の活動方法などを検討します。</p> <p>③運転ボランティア養成講座の開催 検討会の内容をもとに、運転ボランティア養成講座等を開催し、会員数やサービス利用者の増加に向け、活動を支援します。</p> <p>④ごんごノート～乗ってみんちゃい～【移動支援ガイドブック】の作成 自家用車以外の移動手段について情報収集をしやすくするためのガイドブックを作成します。また、移動販売や配達など、出向いてくれるサービスについても掲載します。</p> <p>⑤地域による移動支援のあり方を研究 移動状況や移送サービスなどについてのニーズを、支部単位の地域福祉活動団体やボランティア・NPO、移送サービス事業者への聞き取りやアンケート調査などにより集計・分析します。それらをもとに、地域による移送・移動支援サービス・買い物支援サービスといった解決方法について、地域組織やボランティア・NPO 団体、移送サービス事業者、関係機関・団体、行政等と研究・協議をし、報告書を作成します。</p> <p>⑥地域による移動支援の福祉講演会を開催 研究結果をもとに、地域による移動支援についての福祉講演会を開催します。</p> |
| 連携機関・団体 | <p>支部単位の地域福祉活動団体、小地域ケア会議、当事者・家族の団体、ボランティア・NPO、移送サービス事業者、津山市（高齢介護課、障害福祉課、産業政策課）</p> |



運転ボランティア養成講座

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|---|
| 評価指標 (数値目標) | ①福祉車両の貸し出し | | | | |
| | 年間 100 人 合計 100 人 | 年間 100 人 合計 200 人 | 年間 100 人 合計 300 人 | 年間 100 人 合計 400 人 | 年間 100 人 合計 500 人 |
| | ②運転ボランティアの会との検討 | | | | |
| | ③運転ボランティア養成講座の開催 | | | | |
| | | 年間 1 回 合計 1 回 | 年間 1 回 合計 2 回 | 年間 1 回 合計 3 回 | 年間 1 回 合計 4 回 |
| | ④ごんごノート ～乗って みんちやい～ の作成 500 部作成 | | | | |
| ⑤地域による移動支援のあり方を研究 | | | | | |
| | | | | | ⑥地域による移動支援の福祉講演会を開催 年間 1 回 合計 1 回 |



福祉車両「さわやか号」



お買いものツアー

第 4 章
実施事業（重点
事業）の推進

地域
部会

人
部会

サービ
部会

社協
部会

②④ 社協の計画的な発展強化への取り組み

(新規事業)

| | | | | | |
|----------------|--|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現状と課題 | <p>近年、社会福祉法や社会福祉法人制度の関係法令施策の改正、さらに補助金等の減少など、津山市社協を取り巻く環境は大きく変化し、厳しくなっています。</p> <p>しかし、津山市社協は、地域福祉活動計画をもとに事業運営しており、組織基盤を強化する明確な指針や計画がありません。</p> <p>このようななかで、地域福祉を推進する中核的な団体として、第5次活動計画を着実に遂行していくために、事業内容のみでなく、人材育成や財政基盤など、組織としての基盤を強化することが必要です。</p> <p>このことから、地域住民に必要とされる組織であるためには、理念や目指すべき方向性を明確にし、役員・職員が一丸となって組織体制の強化や事業推進に取り組むための指針が必要です。</p> <p>さらに、多様化・深刻化する福祉課題・生活課題に地域住民とともに対応することや、課題解決の取り組みを進めていくためには、第5次活動計画当初から職員の資質向上の取り組みを進めていくことが必要です。</p> | | | | |
| 事業概要 | <p>課・係にとらわれず横断的なチーム編成による*発展強化計画策定チームを立ち上げ、財務・労務・人材・事業・施設の管理など、社協の基盤整備や組織体制の強化、事業推進に取り組むため、第5次活動計画と連動した発展強化計画を策定します。</p> <p>さらに、地域の多様な課題・ニーズへの対応や、地域へ積極的に出て地域住民とともに課題解決を行なうため、職員の資質向上を目的とした研修などを行います。</p> | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①職員資質向上の研修を実施 岡山県社協等の研修の活用はもちろん、職員全体の総合的な資質向上を図るために、津山市社協としての研修会および*OJTの充実を図ります。また、ここでの研修会などの取り組みやノウハウを、発展強化計画内での人材育成の取り組みでいかします。</p> <p>②発展強化計画策定チームの立ち上げ 組織全体に関わる課題に対しての計画であるため、課・係にとらわれず横断的なチーム編成による発展強化計画策定チームを立ち上げます。</p> <p>③発展強化計画の策定 発展強化計画策定チームにより、平成29年度の策定に向けて、手法などについて視察研修をはじめとした調査・研究を行い、策定を進めます。 なお、第5次活動計画と連動性を図れる計画として、地域福祉活動計画の活動目標をもとにして次の内容に沿って検討を行い、方向性や実現と改善に向け、具体的な取り組みを明示した発展強化計画を策定します。</p> <p>◆組織体制の充実・強化 職員体制の充実や機構改革、職員の雇用、新人職員の教育、職員の異動、職員間連携、効果的な職員配置、職員内部研修や外部研修の活用などについて。</p> <p>◆財源の確保と充実 運営資金・基金の運用、介護保険事業、収益事業、土地・建物等資産、共同募金、歳末たすけあい募金、運営補助金、受託事業費、新規自主財源の検討などについて。</p> <p>◆福祉拠点の管理・運営 各センターの福祉活動拠点としての活用、事務・経費などの効率化、長期的な施設管理の対応などについて。</p> <p>④発展強化計画の実施 関係機関・団体、行政等と連携し、平成30年度からの3か年計画として実施していきます。</p> | | | | |
| 連携機関・団体 | 津山市、岡山県社協、先進地社協、津山市社協役員・評議員、青年会議所、民間事業者 | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| | ①職員資質向上の研修を実施 | | | | |
| | ⇒ 年間4回 合計4回 | ⇒ 年間4回 合計8回 | ⇒ 年間4回 合計12回 | ⇒ 年間4回 合計16回 | ⇒ 年間4回 合計20回 |
| | ②発展強化計画策定チームの立ち上げ | | | | |
| ③発展強化計画の策定 | ⇒ | ④発展強化計画の実施 | | | |
| | | ⇒ | ⇒ | ⇒ | |

②5 社協会員の加入促進

(既存事業)

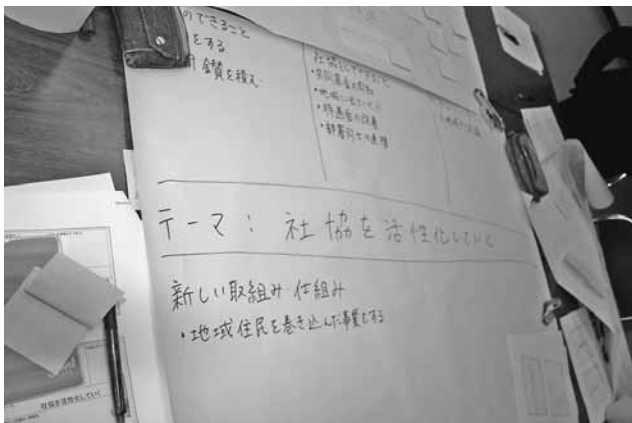
| | |
|----------------|--|
| <p>現状と課題</p> | <p>現在、連合町内会、民生児童委員連合協議会等と連携して、個人のみではなく、福祉施設や団体、民間事業者などへも理解を広め、連携を深めるため社協会員の加入の依頼を行っています。</p> <p>このことは、津山市社協の活動が地域住民に対して認知・理解されているか、求める活動を進められているかどうかのパロメーターのひとつになっています。</p> <p>しかしながら、不景気や少子高齢化、人口減少などの社会的背景もあり、加入率は年々減少傾向にあります。</p> <p>今後、津山市社協が、多くの方々に認知され理解と協力、支援を受けて活動を進めていけるように、第5次活動計画を好機として、加入促進について、組織全体で関わる課題として、検討を行うことが必要です。このことについては、職員からも社協会員の促進の重要性について、多くの声があがっており、取り組んで行くべき課題としての認識が高い面もあります。</p> <p>さらに、全ての事業が、社協会員の加入促進につながるような展開を行い、所属に関わらず、全ての職員が自分たちの活動の中で、会員の加入促進のための視点を持ち、より一層理解と協力を求めていくことが必要です。</p> |
| <p>事業概要</p> | <p>検討チームを立ち上げ、津山市社協全体の課題として加入促進に向けて協議します。</p> <p>また、会員が、津山市社協の大切な理解者、支援者、協力者であるとの意識統一のため、職員研修を開催し理解を深めるとともに、各々が事業などで周知・啓発を行えるようにします。</p> <p>さらに、連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会との連携により、広く地域住民へ周知・啓発を行います。</p> |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①会員の加入促進に向けた検討チームの設置 津山市社協全体の課題として検討を行うため、課・係にとらわれず横断的なチーム編成により、検討チームを立ち上げます。検討チームでは、社協会員の周知・啓発、加入依頼方法、納入方法、規程の見直し、職員研修など検討します。</p> <p>②各種団体との連携による周知・啓発 各種団体との連携により、活動内容の周知・理解・啓発の機会を活かした加入促進を進めます。</p> <p>③意識統一のための職員研修会の開催 全職員に向けた意識や手法の統一を図るための研修会を実施します。</p> <p>④座談会での周知・啓発の実施 検討チームによる検討内容に沿って、課・係にとらわれず全ての職員が周知・啓発を行っていきます。</p> |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、民間事業者、関係機関・団体</p> |



住民福祉座談会風景



| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|-------------------------------|---|--------------------------------|--------------------------------|---|
| 評価指標 (数値目標) | ①会員の加入促進に向けた検討 チームの設置 ⇒ | | | | |
| | ②各種団体との連携による周知・啓発 ⇒ | | | | |
| | 普通会員 450 世帯増 合計 450 世帯 | 普通会員 450 世帯増 合計 900 世帯 | 普通会員 450 世帯増 合計 1,350 世帯 | 普通会員 450 世帯増 合計 1,800 世帯 | 普通会員 450 世帯増 合計 2,250 世帯 |
| | | ③意識統一のための研修会の 開催 年間 1 回 合計 1 回 | | | ③意識統一のための研修会の 開催 年間 1 回 合計 2 回 |
| | ④座談会での周知・啓発の実施 ⇒ | | | | |
| | 年間 11 支部 合計 11 支部 | 年間 11 支部 合計 22 支部 | 年間 11 支部 合計 33 支部 | 年間 11 支部 合計 44 支部 | |



職員研修

②⑥ 広報活動の充実

(既存事業)

| | |
|----------------|--|
| <p>現状と課題</p> | <p>現在、津山市社協の広報活動の主なものは、年4回発行の社協だより、平成25年度にリニューアルしたホームページ、寄付をしてくださった方を中心に配布しているパンフレットとなっています。</p> <p>しかし、津山市の地域福祉計画策定時の市民アンケートの結果によると、「社協の名前と活動内容を知らない」という人が5割以上でした。</p> <p>さらに、第5次活動計画策定に当たっての策定委員会、作業部会、座談会等においても、津山市社協の認知度は低く、さらに会費や共同募金についても協力依頼や集まった募金の使途について説明が不十分であるとの意見が多くあがりました。</p> <p>このような現状を改善していくために、広報活動により一層力を入れ、あらゆる広報媒体を活用するとともに開発し、福祉情報の提供、津山市社協やその活動を周知する必要があります。</p> <p>また、あわせて職員が地域に足を運び、社協会費、共同募金、事業内容等について、丁寧に地域住民に周知し、顔の見える関係を築いていくことも必要です。</p> |
| <p>事業概要</p> | <p>課・係にとらわれず横断的なチーム編成により広報班を設置し、地域住民と課題や情報を共有することで、今よりも津山市社協を身近に感じ、連携・協働を進めていききっかけをつくる広報活動の充実に取り組みます。</p> <p>また、第5次活動計画策定において開催した座談会を連合町内会との共催により、発展的に継続実施します。</p> |
| <p>実施事業計画</p> | <p>①広報班の設置 課・係にとらわれず横断的なチーム編成により広報班を設置し、社協だよりの編集、ホームページの更新、フェイスブックの活用、パンフレットの作成などを行います。また、様々な情報発信ツールを活用し、社協の事業・講座・身近な地域活動や福祉情報を紹介します。</p> <p>②社協だより・パンフレットの内容・配布方法の検討 広報班を中心に社協だよりやパンフレットの内容の見直しを行います。また、働いている世代にも津山市社協を理解してもらえるように、社協だよりの事業所への配布も検討します。</p> <p>さらに、パンフレットも市民向けのもの、子ども向けのものなど世代に合わせた内容のものを作成し、学校等にも配布することも検討します。</p> <p>③社協だより・パンフレットの配布 検討結果をもとに、より多くの世代が津山市社協を知り、理解を深めてもらうために、社協だよりやパンフレットの配布を行います。</p> <p>④懇談会・座談会の開催 全ての職員が地域へ出向き、平成27年度座談会を開催した支部にて懇談会を開催し、第5次活動計画の説明や意見交換を実施します。</p> <p>また、支部単位で座談会を開催し、福祉情報の提供、第5次活動計画や会費、共同募金、各種事業等について丁寧に説明します。さらに、地域課題やニーズの把握のためのグループワークや意見交換を実施することで地域の現状や動向を把握します。</p> |
| <p>連携機関・団体</p> | <p>連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、地域住民、シルバー人材センター、民間事業者、報道機関、津山市（秘書広報室）、先進地社協</p> |

第4章
実施事業（重点
事業）の
推進地域
部会人
部会サービ
部会社協
部会

パンフレットを使った広報活動

| 評価指標 (数値目標) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------------------------------|------------------------------------|---|---|---|---|
| | ①広報班の設置 | | | | |
| | ②社協だより・パンフレットの内容・配布方法の検討 ⇒ | | | | |
| | ③社協だより・パンフレットの配布 | | | | |
| | ⇒ 事業所へ配布 480 箇所 合計 480 箇所 | ⇒ 事業所へ配布 480 箇所 合計 960 箇所 小学校配布 28 校 中学校配布 8 校 | ⇒ 事業所へ配布 480 箇所 合計 1,440 箇所 小学校配布 28 校 中学校配布 8 校 | ⇒ 事業所へ配布 480 箇所 合計 1,920 箇所 小学校配布 28 校 中学校配布 8 校 | ⇒ 事業所へ配布 480 箇所 合計 2,400 箇所 小学校配布 28 校 中学校配布 8 校 |
| | ④懇談会・座談会の開催 | | | | |
| ⇒ 懇談会 17 支部 合計 17 支部 | ⇒ 座談会 11 支部 合計 11 支部 | ⇒ 座談会 11 支部 合計 22 支部 | ⇒ 座談会 11 支部 合計 33 支部 | ⇒ 座談会 11 支部 合計 44 支部 | |



赤い羽根街頭募金

津山市社協ホームページ

②7 事業評価の実施

(新規事業)

| | | | | | |
|----------------|---|--------------------------|------------------------|--------------------------|--------|
| 現状と課題 | <p>津山市社協は、住民主体による地域福祉推進の観点から、連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会や関係機関・団体、行政等の代表が参画し運営されています。</p> <p>また、事業は地域住民からいただく会費や寄付金、共同募金配分金、さらには市補助金・受託金などを財源として事業に取り組んでいます。</p> <p>現状として、職員は日々の業務に追われ、前例踏襲になりがちで十分な成果を得るに至っていない事業もあります。また、第4次活動計画の中では未実施事業も見受けられます。</p> <p>このような現状を変えていくために、内部はもちろん、公正中立な立場で専門的、客観的なさまざまな角度から問題点を見出し、より良い事業を展開するために、計画を立て（P）実行（D）し、それを評価・検証（C）して改善を図る（A）といった*PDCAサイクルを取り入れて業務を実行していく必要があります。</p> | | | | |
| 事業概要 | <p>事業の見直しを常に意識し、内部評価後、津山市社協役員や外部の有識者で構成される「評価委員会」を設置し、事業の評価、検討、見直しを行い結果を改善につなげる仕組みを導入します。その評価結果をいかすことにより、効果・効率的な運営を図り持続可能な組織体制を構築するとともに、地域福祉事業の一層の推進を目指します。</p> <p>また、事業執行レベルの向上と職員の意識改革や士気の高揚を図ります。</p> | | | | |
| 実施事業計画 | <p>①事業評価制度の検討 制度導入にあたり、内部・外部による評価や事業評価方法の実施・検証、評価委員会の構成、職員の制度理解促進などについて検討します。</p> <p>②PDCAサイクルによる評価の実施 PDCAサイクルを取り入れ、個別事業を実施し、進捗状況を管理しながら、その状況 را 把握します。また、重点事業の集中加速と所期目的を達成した事業の自立および縮小・廃止を進めます。</p> <p>③事業評価（中間・最終）の実施 津山市社協役員や学識経験者等で構成される評価委員会を設置し、計画期間の中間と最終の評価、検討、見直しを行います。</p> | | | | |
| 連携機関・団体 | 連合町内会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、民生児童委員連合協議会、老人クラブ連合会、学識経験者、津山市社協役員 | | | | |
| 評価指標 (数値目標) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| | ①事業評価制度の検討 ⇒ | | | | |
| | | | ②PDCAサイクルによる評価の実施 ⇒ | | |
| | | ③評価委員会による事業評価の実施 (中間) | | ③評価委員会による事業評価の実施 (最終) | |



プロジェクト会議での事業評価

第5章

参 考 资 料



第5次津山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人津山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域環境の変化にともなう福祉課題に的確に対応していくため、中期的展望にたった地域福祉活動計画を策定し諸事業を展開してきた。また、平成27年度が第4次地域福祉活動計画の最終年となり、計画に基づく実施内容の評価・分析を行うとともに、第5次地域福祉活動計（以下「第5次活動計画」という。）を策定することを目的とする。

(活動計画目標年次)

第2条 第5次活動計画目標年次は中期展望とし、平成28年度より平成32年度までの5ヵ年とする。

(活動計画策定期間)

第3条 第5次活動計画策定期間は、平成27年6月より平成28年3月までとする。

(活動計画策定委員会の設置)

第4条 第5次活動計画策定委員会を設置する。

- (1) 第5次活動計画策定委員会は、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、行政機関、その他福祉に関係のある者24名以内で構成し、本会会長が委嘱する。
- (2) 委員会に委員長、副委員長を置く。
- (3) 委員の任期は、平成27年6月18日から平成28年3月31日までとする。

(活動計画事務局)

第5条 第5次活動計画の素案づくりを行うため、本会事務局内に計画検討チーム（5名）を編成し、分野ごとに作業部会を設置する。

(活動計画の決定)

第6条 第5次活動計画策定委員会で策定された計画案を本会会長に答申し、本会会長は理事会・評議員会にこれを提案し決定する。

(その他)

第7条 その他計画策定に必要な事項は、本会会長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日（平成27年6月1日）から施行する。

第5次津山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津山市社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、第5次地域福祉活動計画を策定するため設置する第5次地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第5次地域福祉活動計画に関し、津山市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)の諮問に応じて審議し、その結果を会長に答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員24名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・保健・医療関係者
- (3) 前2号の他会長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、津山市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、公布の日(平成27年6月1日)から施行する。

第 5 次津山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|----|-------------------------|-------|---------|------|
| 1 | 新加茂地区小地域ケア会議 | 会長 | 赤 澤 俊 彦 | |
| 2 | 津山市心身障害児就学指導委員会 | 委員長 | 芦 田 愛 五 | |
| 3 | 美作大学 | 教授 | 小 坂 田 稔 | 委員長 |
| 4 | 津山市こども保健部 | 企画調整官 | 木 梨 良 祐 | |
| 5 | 津山市手をつなぐ育成会 | 会長 | 日 下 功 | |
| 6 | 津山市ボランティア交流会 | 会長 | 齋 藤 英 一 | |
| 7 | 津山市連合町内会 | 会長 | 坂 本 道 治 | 副委員長 |
| 8 | 津山地域自立支援協議会 | 代表幹事 | 左 居 薫 | |
| 9 | 津山市教育委員会生涯学習課 | 課長 | 峪 川 伸 嗣 | |
| 10 | 岡山弁護士会 | 弁護士 | 高 木 成 和 | |
| 11 | 津山市民生児童委員連合協議会 | 会長 | 高 山 科 子 | |
| 12 | つやまNPO支援センター | 副理事長 | 土 井 正 義 | |
| 13 | 津山市公民館長会 | 会長 | 西 山 亮 二 | |
| 14 | 津山市介護保険事業者連絡協議会 | 副会長 | 福 原 文 徳 | |
| 15 | 津山市危機管理室 | 室長 | 藤 井 浩 次 | |
| 16 | 津山市愛育委員連合会 | 会長 | 藤 本 貴 子 | 副委員長 |
| 17 | 津山市老人クラブ連合会 | 会長 | 藤 本 毅 | |
| 18 | 津山市認知症の人と家族の会 | 相談員 | 藤 原 和 江 | |
| 19 | 津山市社会福祉事務所生活福祉課 | 課長 | 松 田 篤 典 | |
| 20 | 津山市協働推進室 | 室長 | 皆 木 憲 吾 | |
| 21 | 津山市身体障害者福祉協会 | 地区役員 | 村 上 栄 徳 | |
| 22 | NPO 法人みる・あそぶ・そだつ津山子ども広場 | 理事 | 森安 恵津子 | |
| 23 | 城西地区小地域ケア会議 | 副委員長 | 山 形 治 | |
| 24 | 津山市医師会 | 理事 | 渡 邊 信 介 | |

| | | | | |
|--|------------------|-----|---------|--------|
| | 岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 | 副部長 | 吉 田 光 臣 | アドバイザー |
|--|------------------|-----|---------|--------|

50 音順 敬称略

各作業部会名簿

①地域かがやくまちづくり部会

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|---|-------------------------------------|-----|---------|------|
| 1 | 津山市連合町内会 | 副会長 | 小 椋 懋 | |
| 2 | 津山市老人クラブ連合会林田老人クラブ | 会長 | 小 野 恭 三 | |
| 3 | 津山市民生児童委員連合協議会 | 会長 | 高 山 科 子 | 策定委員 |
| 4 | 津山市危機管理室 | 室長 | 藤 井 浩 次 | 策定委員 |
| 5 | 新加茂地区住民自治協議会環境福祉部 (新加茂地区小地域ケア会議) | 部長 | 政 宗 純 生 | |
| 6 | 津山市協働推進室 | 室長 | 皆 木 憲 吾 | 策定委員 |

50音順 敬称略

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------|---------------------|---------|---------|-----|
| 事 務 局 | 地域福祉課 | 課長 | 井上 陽一朗 | 部長 |
| | 地域包括支援センター加茂サブセンター | 社会福祉士 | 中 塚 慶 太 | 副部長 |
| | 加茂福祉センター | 係長 | 神 田 和 幸 | |
| | 地域包括支援センター | 主査 | 松 尾 彰 | |
| | 勝北福祉センター | 主任 | 大 釜 満 穂 | |
| | 地域福祉課 | 主事 | 鳥 取 佳 恵 | |
| | 地域包括支援センター東部サブセンター | 介護支援専門員 | 杉 本 剛 久 | |
| | 地域包括支援センター南部サブセンター | 介護支援専門員 | 遠 藤 知 子 | |
| | 地域包括支援センター北部サブセンター | 社会福祉士 | 實 近 和 代 | |
| | 地域包括支援センター中央部サブセンター | 社会福祉士 | 渡 邊 千 穂 | |
| | 地域包括支援センター勝北サブセンター | 介護支援専門員 | 秋 山 洋 子 | |
| | 地域包括支援センター久米サブセンター | 社会福祉士 | 糸 賀 優 太 | |

②人かがやくまちづくり部会

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|---|---------------------------------|-----------|---------|------|
| 1 | 津山市高齢介護課 | 参事 | 伊藤 智江美 | |
| 2 | 津山市老人クラブ連合会城東支部 | 支部長 | 頃 安 経 隆 | |
| 3 | 津山市連合町内会 | 会長 | 坂 本 道 治 | 策定委員 |
| 4 | 津山市民生児童委員連合協議会 東山方わ（輪・話・和）の会 | 会長 代表者 | 高 山 科 子 | 策定委員 |
| 5 | 認知症キャラバンメイト | H26 受講者 | 廣本 美智子 | |
| 6 | 新田町内会 | 会長 | 松 山 幸 雄 | |
| 7 | 津山市愛育委員連合会一宮支部 | 支部長 | 矢 野 寿 子 | |

50音順 敬称略

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------|------------|---------|---------|-----|
| 事 務 局 | 地域福祉課 | 係長 | 頃 安 玲 子 | 部長 |
| | 勝北福祉センター | 主事 | 河 内 悠 希 | 副部長 |
| | 久米福祉センター | 所長 | 田 村 修 | |
| | 地域包括支援センター | 主任 | 櫻 井 智 子 | |
| | 久米福祉センター | 主事 | 原 田 誠 子 | |
| | 地域福祉課 | 事務員 | 黒 田 雄 基 | |
| | 加茂福祉センター | 事務員 | 後 藤 理 恵 | |
| | 地域包括支援センター | 介護支援専門員 | 米 井 佳 代 | |

③福祉サービス充実まちづくり部会

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|---|------------------|--------|---------|------|
| 1 | 地域生活支援センターつばさ | 管理者 | 笹 井 恵 介 | |
| 2 | 岡山パブリック法律事務所津山支所 | 所長 | 高 木 成 和 | 策定委員 |
| 3 | 自立相談支援センター | センター長 | 竹 田 英 典 | |
| 4 | みんなのつどい | ボランティア | 智 和 譲 | |
| 5 | 津山市高齢介護課 | 主任 | 細 川 修 | |
| 6 | 津山市立児童館 | 児童館長 | 山 本 智 子 | |

50音順 敬称略

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------|------------|---------|-----------|-----|
| 事 務 局 | 地域福祉課 | 主任 | 井 伊 理 恵 | 部長 |
| | 地域包括支援センター | 主任 | 大 塚 愛 | 副部長 |
| | 地域包括支援センター | 所長 | 高 見 京 子 | |
| | 介護福祉課 | 主査 | 神田 三江子 | |
| | 介護福祉課 | 主任 | 神 原 公 子 | |
| | 地域福祉課 | 保育士 | 延 原 裕 子 | |
| | 地域包括支援センター | 社会福祉士 | 古 山 麻 友 | |
| | 介護福祉課 | 介護支援専門員 | 藤 澤 明 美 | |
| | 介護福祉課 | 介護支援専門員 | 横 山 扶 実 子 | |

④社協の組織体制の充実強化部会

| | 所属団体 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|---|-----------------|-----|------|--------|
| 1 | 岡山県社会福祉協議会地域福祉部 | 副部長 | 吉田光臣 | アドバイザー |

50音順 敬称略

| | 所属 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|-----|------------|------|------|-----|
| 事務局 | 総務課 | 主事 | 岩崎邦宏 | 部長 |
| | 地域包括支援センター | 主幹 | 厨子裕美 | 副部長 |
| | 総務課 | 課長 | 草苺実 | |
| | 総務課 | 課長補佐 | 田村幸子 | |
| | 総務課 | 管理人 | 田口誠一 | |
| | 介護福祉課 | 課長補佐 | 内田勝彦 | |
| | 阿波福祉センター | 所長 | 入江恭司 | |
| | 老人福祉センター | 所長 | 上高時男 | |

第 5 次地域福祉活動計画策定検討チーム 兼 プロジェクトメンバー名簿

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|----|--------------------|---------------|---------|----------|
| 1 | 津山市社会福祉協議会 | 常務理事兼 事務局長 | 土 井 京 三 | ◎統 括 |
| 2 | 総務課 | 課長 | 草 苺 実 | |
| 3 | 地域福祉課 | 課長 | 井上 陽一朗 | ◎統 括 |
| 4 | 地域包括支援センター | 主幹 | 厨 子 裕 美 | |
| 5 | 地域福祉課 | 係長 | 頃 安 玲 子 | ◎事 務 局 |
| 6 | 加茂福祉センター | 係長 | 神 田 和 幸 | ◎副リーダー |
| 7 | 地域包括支援センター | 主査 | 松 尾 彰 | ◎リ ー ダ ー |
| 8 | 地域包括支援センター | 主任 | 大 塚 愛 | |
| 9 | 地域福祉課 | 主任 | 井 伊 理 恵 | |
| 10 | 勝北福祉センター | 主事 | 河 内 悠 希 | |
| 11 | 地域包括支援センター加茂サブセンター | 社会福祉士 | 中 塚 慶 太 | |
| 12 | 総務課 | 主事 | 岩 崎 邦 宏 | |
| 13 | 地域福祉課 | | 橋 本 紗 季 | 事 務 局 |

※ ◎は検討チームメンバー

活動計画策定の経過

| 開催日 | 会議名等 | 内 容 |
|------------|-----------|--|
| 平成27年3月30日 | 第1回 職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動計画策定へのポイント 岡山県社会福祉協議会地域福祉部 副部長 吉田 光臣 氏 ● 津山市地域福祉計画について 津山市社会福祉事務所生活福祉課 課長補佐 光岡 学 氏 |
| 平成27年4月22日 | 第2回 職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住民ニーズに沿った活動計画策定に向けて 美作大学 教授 小坂田 稔 氏 |
| 平成27年5月20日 | 第3回 職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> ● 座談会による住民ニーズの把握について 岡山県社会福祉協議会地域福祉部 副部長 吉田 光臣 氏  |
| 平成27年6月18日 | 第1回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 委嘱状の交付 ● 策定委員・職員自己紹介 ● 委員長・副委員長の選出 ● 津山市社協会長から諮問 ● 第4次地域福祉活動計画評価について説明 ● 第5次地域福祉活動計画について説明 ● 研修「社会福祉協議会の役割」 ～今求められる役割、その使命、進むべき方向～ 美作大学 教授 小坂田 稔 氏 |
| 平成27年8月12日 | 第1回 社協部会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 取り組むべき組織課題について説明 ● 実施事業（重点事業）について協議 |
| 平成27年8月26日 | 第4回 職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各部会の進捗状況報告・今後に向けて ● 基本理念（スローガン）づくり |

| 開催日 | 会議名等 | 内容 |
|-------------|------------|---|
| 平成27年9月14日 | 第2回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 座談会・ヒアリング調査等で集められた課題（中間）報告 ● 計画で取り組む地域課題について協議 ● 計画の基本理念、体系図について協議 ● 実施事業（重点事業）の基準について協議 |
| 平成27年10月1日 | 第1回 サービス部会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 取り組むべき福祉課題・生活課題について説明 ● 実施事業（重点事業）について協議 |
| 平成27年10月16日 | 第2回 サービス部会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実施事業（重点事業）について協議 |
| 平成27年10月19日 | 第1回 人部会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 取り組むべき福祉課題・生活課題について説明 ● 実施事業（重点事業）について協議 |
| 平成27年10月23日 | 第1回 地域部会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 取り組むべき福祉課題・生活課題について説明 ● 実施事業（重点事業）について協議 |
| 平成27年10月29日 | 第5回 職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各部会の課題（最終）取りまとめについて ● 事業提案に向けて |
| 平成27年11月6日 | 第3回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 計画の体系図について協議 ● 実施事業（案）について協議 |
| 平成27年11月16日 | 第2回 地域部会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実施事業（重点事業）について協議 |
| 平成27年11月19日 | 第3回 サービス部会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実施事業（重点事業）について協議 |
| 平成27年11月30日 | 第2回 人部会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実施事業（重点事業）について協議 |

| 開催日 | 会議名等 | 内容 |
|-------------|------------|---|
| 平成27年12月7日 | 第3回 地域部会 | ●実施事業（重点事業）について協議 |
| 平成27年12月8日 | 第4回 サービス部会 | ●実施事業（重点事業）について協議 |
| 平成27年12月17日 | 第2回 社協部会 | ●社協発展強化計画について研修 視察先：倉敷市社会福祉協議会 |
| 平成27年12月25日 | 第4回 策定委員会 | ●第5次地域福祉活動計画（素案）について協議 |
| 平成28年2月5日 | 第5回 策定委員会 | ●第5次地域福祉活動計画（答申案）について確認 ●津山市社協会長への答申について確認 |
| 平成28年3月29日 | 第6回 職員研修 | ●「第5次地域福祉活動計画の推進に向けて」 ～今後、津山市が目指す地域福祉は～ 美作大学 教授 小坂田 稔 氏 |



平成28年2月15日、津山市社会福祉協議会小山了会長へ答申しました。

用語説明一覧 (※印)

一番初めに該当用語が出てきたページを記載しています。

| | | |
|--------|------------------|---|
| あ 行 | アウトリーチ【P6】 | 支援が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援。 |
| | インクルーシブ教育【P40】 | 障がいの有無に関わらず、誰もが地域の学校で学べる教育。 |
| | インフォーマルサービス【P28】 | 近隣や地域住民、ボランティア等が行う 非公的な援助。 |
| | NPO【P1】 | 「NonProfit Organization」の略称。広義では非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。 |
| | OJT【P72】 | (On The Job Training：オンザジョブトレーニングの略)で、職場の日常業務のなかで、実務を通して行うトレーニングのこと。(＝職場内研修) |
| | 親子ひろば【P65】 | 未就園児の子どもを持つ保護者を対象に、地域の子育て交流・情報交換の場として、フリーイン・ノンプログラムの広場。 |
| か 行 | 介護保険法【P1】 | 加齢による心身の疾病などで介護や支援が必要になった人の、治療や介護等にかかる負担（費用、家族介助、福祉施設利用料等）を社会全体で支援するための詳細を定める法律。平成12年（2000年）施行。 |
| | 核家族化【P13】 | 夫婦とその未婚の子どもで構成される世帯が増えていく現象。 |
| | 関係機関・団体【P1】 | 各種民間団体や事業者は含まない行政出資等による機関と民間事業者を含まない社会福祉法人や職能団体、任意団体等の総称。 |
| | 共生社会【P39】 | これまで必ずしも十分に社会参加ができていなかった障がい者などが、積極的に参加・貢献していくことができる社会。全員参加型の社会。 |
| | 協働【P1】 | 地域が抱えるさまざまな課題に対して、同じ目的をもって地域住民と関係機関・団体、行政等が協議し、役割を分担しながら解決していく取り組み。 |
| | 共同募金【P32】 | 社会福祉法のもと、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間に全国一斉に行われる募金活動。 |
| | 行政【P1】 | 津山市のみでなく、国や県などを含んだ行政事務を行う公務機関。 |
| | グループワーク【P4】 | 少数名のグループに分かれて、出された課題について議論、検討を行うこと。 |
| | 権利擁護【P6】 | 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障がい者の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。 |
| | 権利擁護センター【P31】 | 認知症や知的障がい、精神障がいなどで様々な判断に支援が必要な方への支援と、虐待などの被害に遭われた方への支援など、権利擁護に関する相談支援機関。 |
| | 合理的配慮【P39】 | 障がい者が、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。 |

| | | |
|--------|--------------------------|---|
| か 行 | ご近所福祉ネットワーク活動【P46】 | ふれあいサロンを、さらに一步進めた活動展開として、地域住民と関係機関・団体、行政等が連携・協働して進める、身近な困りごとの早期発見の仕組みづくり。 |
| | こけないからだ講座【P3】 | 町内会主体で、高齢者が週1回のペースで公会堂等を集まり、基本的な動作を繰り返しゆっくり、歌いながら体操し、足腰や肩の筋肉をしっかりと鍛え、転倒しないで行動できることを目指した運動プログラム。 |
| | 個別地域ケア会議【P42】 | 高齢者の一人ひとりが抱える問題や課題を、医師や薬剤師、リハビリ、口腔、栄養等の専門家から具体的な支援方法を聞きながら事例検討する場。さらに、そこから見えてきた地域に不足している社会資源の開発の提案や地域づくりへとつなげていくことを目的とする。 |
| | コミュニティソーシャルワーク（ワーカー）【P6】 | コミュニティソーシャルワークとは、地域に焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけ、新たなサービスを開発、公的制度との関係を調整する実践。コミュニティソーシャルワーカーは、コミュニティソーシャルワークを行う者。 |
| | 孤立死【P13】 | ひとり暮らしの高齢者等が、社会からも地域からも孤立した状態で死亡した場合。 |
| さ 行 | 災害ボランティアセンター【P5】 | 主に災害発生時のボランティア活動を効率よく、円滑に推進するための組織。 |
| | 歳末たすけあい募金【P54】 | 共同募金の一貫として、新たな年を迎える時期に、支援を必要としている人々が安心して暮らすことができるよう実施している募金活動。 |
| | 支え合いマップ【P52】 | 住宅地図（50世帯程度ごと）に、住民のそれぞれの関わり合いを記入し、地域で個々の問題に対して、自分たちができる支え合い・助け合いによる問題解決方法を探る手法。 |
| | 三世代交流【P23】 | 地域において、伝統・文化の伝承やスポーツ活動などを通して、子どもから高齢者までのふれあい交流活動等。 |
| | 士業【P62】 | 日本における「一士」という名称の専門資格職業の俗称。士業の多い分野として、司法、会計、不動産、建築、土木、医療、福祉等がある。士業には営利目的ではなく職能であるという意味が込められている。各士業が所属する団体に職能団体がある。 |
| | 自死【P13】 | みずから死をえらび取ること。 |
| | 自主防災組織【P23】 | 災害対策基本法において規定された地域住民による任意の防災組織。 |
| | 自主防犯組織【P23】 | 地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織。 |
| | 支部単位の地域福祉活動団体（住民組織）【P5】 | 連合町内会支部単位で、地域住民や町内会、各種団体等で構成され、身近に地域が抱える課題を話し合い、協働して、その解決を図り、より住みよいまちづくりに取り組んでいる実践組織の総称。 |
| | 市民後見人【P27】 | 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になった人を支援するため、本人に代わって、財産管理や介護サービス、入居手続きなどを行うため、家庭裁判所から選任された一般市民。 |
| | 住民自治協議会【P30】 | 地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、町内会や各種団体等で構成される、身近に地域が抱える課題を話し合い、解決して、より住みよいまちづくりに取り組んでいる組織。 |

| | | |
|----------|-----------------------------------|--|
| さ 行 | 住民福祉座談会【P4】 | 地域住民が公民館等に集まり、地域課題を中心に、それぞれの意見などを気楽に話し合う会。 |
| | 社会資源【P13】 | 社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要な物資および労働の総称。 |
| | 社会福祉法【P1】 | 福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進、社会福祉事業の適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。平成12年（2000年）に社会福祉事業法より改正・改題。 |
| | 社会福祉法人【P42】 | 民間社会福祉事業の担い手として社会福祉法に基づいて設立された法人であり、社会福祉事業の中心的な役割を果たし、利用者本位のサービスを提供し、その専門性を生かして地域福祉活動に貢献している法人。 |
| | 障害者基本法【P40】 | 障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。平成5年（1993年）に心身障害者対策基本法を改正・改題。 |
| | 障害者差別解消法【P40】 | 障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がい者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。平成28年（2016）施行予定。 |
| | 障害者自立支援協議会【P7】 | 障がい者の日常生活及び社会生活の支援体制を整備するため、障がい者及びその家族、関係機関・団体、行政、その他関係者により構成される協議会。 |
| | 障害者総合支援法【P42】 | 障がい児（者）が尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。平成24年（2012年）に障害者自立支援法より改正・改題。 |
| | 障害者の権利に関する条約【P40】 | すべての障がい者が人権や基本的自由を完全に享有するための措置について定めた国際条約。締約国に対して、障がいを理由とするあらゆる差別の禁止や合理的配慮の提供の確保などを求めている。2006年の国連総会で採択。2008年発効。2015年7月現在、157か国が批准。日本は平成26年（2014）に批准。 |
| | 少子高齢化【P13】 | 生まれてくる子どもの数（出生数）が減り、高齢者が増え、さらに高齢者の寿命が伸びること。 |
| | 小地域ケア会議【P3】 | 連合町内会支部単位を基本として、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくため、地域住民と専門職と一緒に自分（高齢者、障がい者、子ども等）なりの幸せを感じながら生活できるようにとの視点で話し合い、地域課題の解決を目指す協議の場。 |
| | 小地域福祉活動計画【P39】 | 住民組織が中心となり、地域住民や地域団体・関係機関・団体等に呼びかけ、策定過程を通じて住民の福祉意識の醸成を図る地域における中長期の福祉活動計画。 |
| | 自立相談支援センター【P13】 | 経済的な生活困窮に陥りそうな人や社会的に孤立する恐れのある人を対象に、就労や家計の相談に応じ、生活保護の受給となる前に自立を促すことを目的とした相談窓口。 |
| 生活課題【P3】 | 地域住民の生活のしにくさや生きにくさなどの生活上の解決すべき問題。 | |

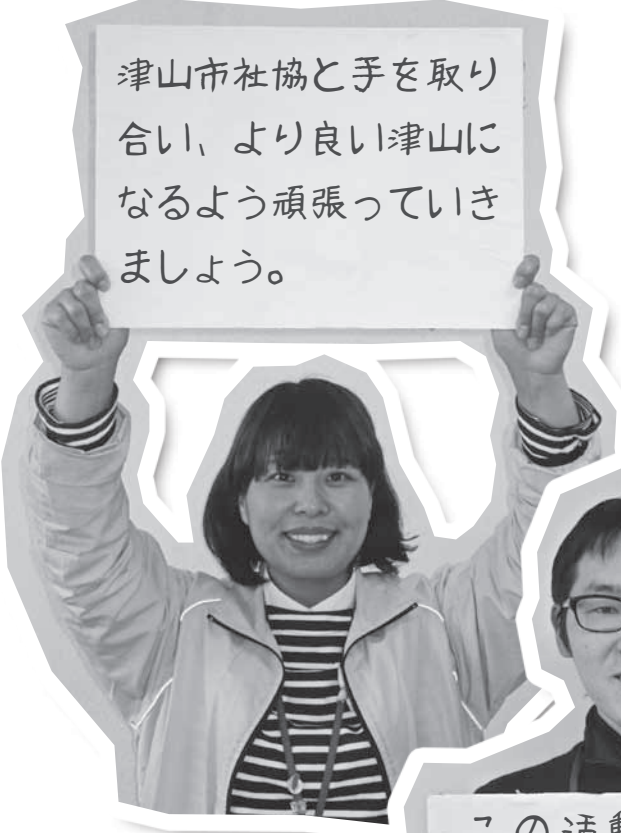
| | | |
|--------|------------------------|--|
| さ 行 | 生活困窮（者）【P4】 | 「経済的困窮」「孤立」「複合的課題」といった問題。生活困窮者はそれらの問題を抱える人。 |
| | 生活困窮者自立支援法【P1】 | 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、就労など自立に関する相談や、住居の確保等、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。平成27年（2015年）施行。 |
| | 生活支援コーディネーター【P3】 | 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整役。 |
| | 生活支援サポーター【P57】 | 地域での高齢者の生活を支えるシステムとして、養成講座を修了した高齢者の個別の生活課題に応える住民参加サービスの担い手。 |
| | 成年後見制度【P31】 | 精神上的障がい（認知症、知的障がい、精神障がいなど）により判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。 |
| | 世帯台帳【P52】 | 事故や病気といった緊急時や災害時日常の見守り等に活用するため、世帯員の生年月日、緊急連絡先や必要に応じて身体状況等を記入した台帳。 |
| | 専門職【P30】 | 保健・医療・福祉・介護の分野について、専門知識や技能を有する職員。 |
| た 行 | 総合的な学習の時間【P40】 | 教科の枠をこえ、設けた主題に沿って行う学習。さまざまな課題を探求し、自ら考え解決する能力を重視する。体験的な学習、地域や学校の特色に応じた学習などが行われる総合学習。 |
| | 地域生活定着支援センター【P26】 | 罪を犯した高齢者や障がいのある方が必要な福祉サービス等を受けられるように支援する機関。 |
| | 地域包括ケア会議【P3】 | 医療・保健・福祉・介護関係者や行政により委員を構成し、地域課題を中心に、解決困難な問題や広域的な課題について検討し、新たなサービスの構築や、広域的な支援体制の整備等を検討する場。 |
| | 地域包括支援センター（サブセンター）【P3】 | 介護保険法で定められた、地域住民の医療・保健・福祉・介護の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的かつ包括的に必要な援助、支援を担う中核機関。サブセンターは、日常生活圏域ごとに設置された、包括の機能を一部担う、最も身近な相談窓口。 |
| | 地域防災計画【P56】 | 災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に関わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。 |
| | 津山版地域包括ケアシステム【P5】 | 「ニーズの早期発見機能」「ニーズの早期対応機能」「ネットワーク機能」「社会資源の活用・改善・開発機能」「コンサルテーション（専門家等からの診断や鑑定を受ける）機能」「福祉教育機能」「活動評価機能」「専門性向上機能」の8機能からなるコミュニティソーシャルワークのシステムであり、津山市としての支援システム。 |
| な 行 | 日常生活圏域【P3】 | 住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して定めた圏域。 |
| | 日常生活自立支援事業【P62】 | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理のお手伝い、預金通帳等の大切なものの預かりを行う事業。 |

| | | |
|--------|-------------------|--|
| な 行 | 入居支援制度【P62】 | 高齢者や障がい者、子育て中の人、外国人等の賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する制度。 |
| | 認知症カフェ【P59】 | 認知症の人やその家族が集まって悩みを相談したり、介護の情報を交換する場。 |
| | 認知症キャラバンメイト【P5】 | 地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役。 |
| | 認知症ケアパス【P69】 | 認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・福祉・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。 |
| | 認知症サポーター【P59】 | 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。オレンジリングが連繋の「印」。 |
| | 認知症初期集中支援チーム【P69】 | 医療と介護、福祉分野のチーム員が認知症を疑われる人の家を訪問し、ケアプランを作成するもの。6カ月をめどにチーム員が支援し、必要な仕組みにつないでいけるようにさまざまな機関と連携していく。 |
| | ネットワーク【P1】 | 福祉活動を行う地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等がお互いに連絡を取り合いながら協力して活動できる連絡網。 |
| は 行 | 発達障害者支援センター【P26】 | 発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、さまざまな相談に応じ、指導と助言を総合的に行うことを目的とした専門的機関。 |
| | 発展強化計画【P72】 | 社協が地域福祉推進のため、経営ビジョン、体制整備、人材育成等を進めるための計画。 |
| | ヒアリング調査【P4】 | 聞き取り（聞き込み）を行って調査すること。直接に意見を聞くなどして調査をまとめること。 |
| | ひきこもりの人【P1】 | 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅に閉じこもっている人。 |
| | 避難行動要支援者【P52】 | 災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者、障がい者をはじめ、乳幼児、妊婦等。 |
| | P D C A サイクル【P77】 | 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する過程。 |
| | 福祉課題【P3】 | 制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある人、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人など、身近でなければ早期発見が困難な問題。 |
| | 福祉教育【P5】 | 地域に暮らす高齢者や障がい者をはじめとした誰もが、多様な生き方にふれ、コミュニケーションの力を高め、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心を育む気づきと学びの過程。 |
| | 福祉共育【P39】 | 全ての人々を孤立や排除、摩擦から援護し、地域の構成員として、包み支え合う意識づくりに向けた、地域を基盤とした気づきと学びの過程。 |
| | 福祉金庫【P67】 | 一時的に生活が困難になった方へ自立と生活意欲の助長を目的として行う少額の資金の貸付。 |

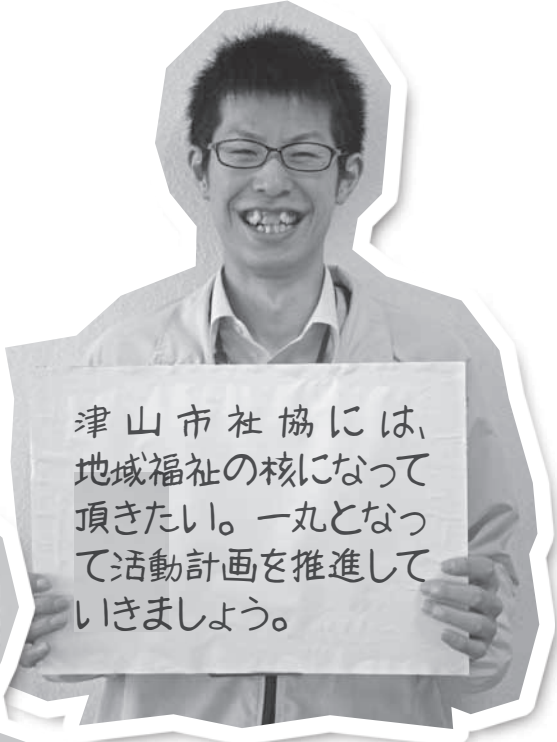
| | | |
|--------|-------------------|--|
| は 行 | 福祉目線【P54】 | 日常的な支え合い・助け合い活動の実践を踏まえる視点。 |
| | ふれあいサロン【P3】 | 地域住民誰もが身近な場所に気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくり、また介護予防などを行う拠点。 |
| | フードバンク【P67】 | 食品製造メーカーや個人などから、まだ十分食べられるにも関わらずさまざまな理由で廃棄される食品を引き取り、それらを一時的に生活が困窮している人や施設等に提供する活動のこと。 |
| | 保健福祉台帳【P52】 | 対象者を特定し（ひとり暮らし高齢者・障がい者、子育て世帯等）、日頃の見守りや支援を行う際、本人の安否確認や連絡を速やかに行うために備えておく台帳。 |
| | ホームページ【P36】 | インターネット上で提供されている様々な情報を得るためのページ。 |
| | ボランティア【P1】 | もともと「志願者」「有志者」という意味を持つ言葉。誰もが、自分でできることを自分の意志で周囲と協力しながら無償で行う活動。 |
| | ボランティア活動センター【P31】 | 「ボランティア活動がしたい」「ボランティアに来てほしい」などの相談に応じているほか、講座や啓発イベントの開催など、さまざまな面からサポートするボランティア活動の拠点。 |
| ま 行 | まちづくり協議会【P30】 | 地域で活動する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力することで、地域で対応できる課題などに取り組む組織。 |
| | マンパワー【P37】 | 人間の労働力。人的資源。 |
| | ミニまぐ【P65】 | パソコン・携帯電話の電子メールを利用して、子育てに関する情報を配信しているサービス。 |
| | 見守り協定【P42】 | 配達や訪問事業等を行う事業者と見守りに関する協定を結ぶことにより、日常業務において高齢者や障がい者等の何らかの異変に気付いた場合に関係機関・団体や行政と連携して対応する仕組み。 |
| | 民間事業者【P1】 | 株式会社、有限会社、農業組合および生活協同組合等の公的機関に属さない事業者。 |
| や 行 | 要援護者【P18】 | 高齢者や障がい者をはじめ、乳幼児・妊婦など、日常生活で何らかの支援が必要な人。 |
| | 要援護者台帳【P52】 | 事故や病気といった緊急時や災害時に活用するため、対象を特定し（例：ひとり暮らし高齢者等）、作成される台帳。 |
| | 要保護児童対策地域協議会【P7】 | 虐待を受けている子どもや、さまざまな問題を抱えている子どもの早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が情報などを共有し、協力して適切な支援を行うための会議。 |
| ら 行 | 老々介護【P13】 | 高齢者が高齢者を介護すること。多くの場合、夫婦間、高齢化した子が親を介護すること。 |
| わ 行 | ワンストップ【P7】 | 一箇所であらゆる相談に応じること。 |

「Message 5」

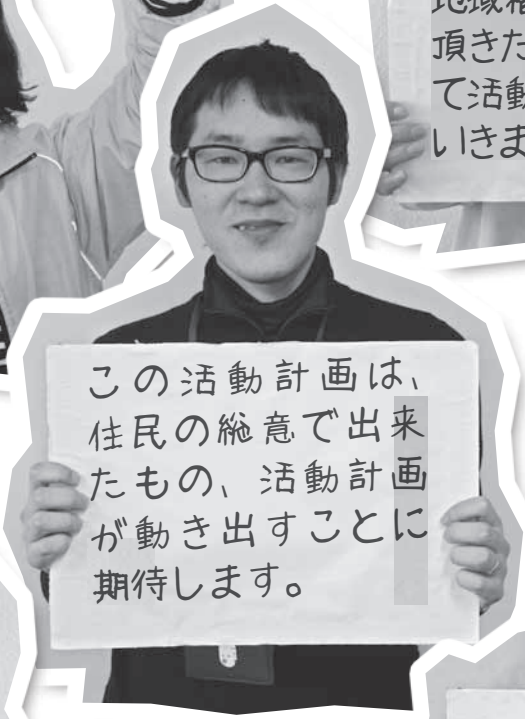
策定委員会で、委員のみなさまから、第5次活動計画の推進にむけて、メッセージをいただきました。



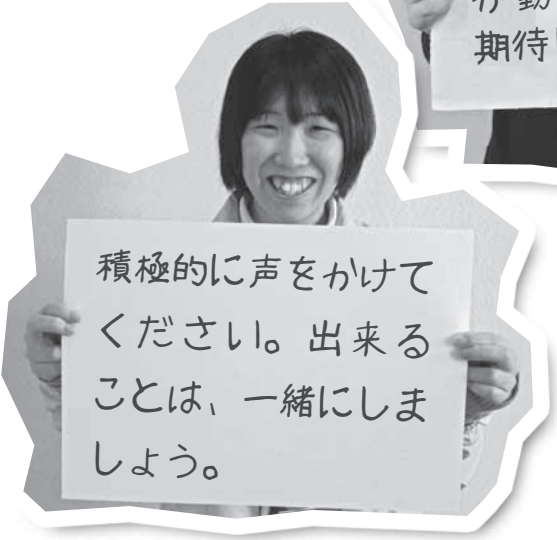
津山市社協と手を
取り合い、より良い津山
になるよう頑張ってい
きましょう。




津山市社協には、
地域福祉の核になっ
て頂きたい。一丸とな
って活動計画を推進し
ていきましょう。



この活動計画は、
住民の総意で出来
たもの、活動計画
が動き出すことに
期待します。



積極的に声をかけ
てください。出来る
ことは、一緒にしま
しょう。



思いを持って、
一緒にやってい
きましょう。

津山市社協は、地域のみなさまと連携・協働して、第5次活動計画の着実な推進に向け努力してまいります。ご支援・ご協力よろしくお願いたします。